

午前10時31分開会

○小野委員長 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。西岡委員が病気治療のため、万世橋出張所長が午後から公務のため欠席です。

本日の委員会運営について、改めてご案内いたします。昨日に引き続き、部所管の項目に関する総括質疑を行い、質疑終了後、当初予算案の意見発表を行い、続いて当初予算を議案ごとに採決いたします。本日も限られた時間しかございませんので、委員の質疑及び理事者のご答弁は明瞭簡潔でお願いをいたします。それから、委員会開会中ですが、休憩時以外においても、委員会進行の妨げにならない範囲で、お手洗いなどご退席を認めることとしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、保健福祉部の総括質疑に入ります。質疑を受けます。

○のぞわ委員 まず介護人材不足のご質問をさせていただきます。令和8年度各会計予算172ページ、項2、高齢者・障害者費でございます。質問は2点させていただきます。

介護の人材不足、①特に訪問介護事業者（重度訪問介護）からは、施設介護事業者と比べ、さらに人材不足が深刻との声があります。区独自の人材確保政策はありますでしょうか。②特に訪問介護事業者（重度訪問介護者）様全般は、患者様が急に容体が急変されて入院をされましたり、レスパイト、ご家族の方々が看病のためにお休みのため、患者様の急遽の入院等々の入院をされると、急にお仕事がなくなり、給与が支払われなくなるので、その期間無給になりますが、その対策を踏まえた区独自の人材確保政策、給与補償策等々を含めた人材確保政策はあるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○小目高齢介護課長 2点のご質問を賜りました。

まず、1点目の訪問介護事業者への支援策というところでございます。令和8年度予算におきまして、今回、区で人材確保の支援策として、人材紹介サービスを利用した際の手数料を補助するといった取組を拡充を打ち出したところでございます。こちらは、補助対象はこれまで施設のみを対象としておりましたものを事業所にも拡充するというものでございまして、他自治体に先駆けての取組であるというふうに認識してございます。

続きまして、2点目の給与補償のご質問についてでございます。顧客都合のキャンセルによる収入に欠陥が開いてしまうということにつきましては、こちらはなかなか介護業界だけではなく、サービス業全般に通じる課題かなというふうに受け止めさせていただきまして、なかなか介護事業者だけをサポートする制度構築はなかなか困難であるかなというふうに今受け止めたところでございますけれども、人材確保によって介護業界を支えるという点は、必要性は大変重いものであると認識してございますので、ちょっと様々な角度から支援策は検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○のぞわ委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員長 はい。よろしいですか。

関連。米田委員。

○米田委員 介護人材確保のところ、私もやっていたんで、簡単に聞かせていただきます。

定着確保は、今、のぞわ委員と、また分科会でありましたんで、様々な国や東京都の支援メニューがたくさん出ております。令和7年度も出ております。8年度も打ち出す予定と

聞いております。ただ、大きな事業者はあんまり問題ないんですけど、小さな事業者は制度とかが複雑で、申請書類の作成も多く、十分活用ができないという声も伺っております。区としてはこういった声をしっかり受け止めて、国や都の制度をしっかりと活用できるように、また伴走して支援できるように、最後まで書類の作成を手伝うとか、こういったことが重要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小目高齢介護課長 米田委員からの伴走支援についてのお問い合わせでございます。現行の職員体制でのサポートにはなってしまうのですが、現在、各種会議体を高齢介護課で持っておりまして、事業者と接する機会がありますし、あと日々指導を事業者に対して行うという機会もございます。そちらは、何か問題が起きたことについてそちらを是正するというのみならず、前向きなそういった取組もご案内する機会にもなろうかと思っておりますので、そういった現行の体制を通じて、寄り添った業者支援というものに努めてまいりたいと思います。

○米田委員 しっかりコーディネートできるように、伴走型で支援していただきたいなと。せっかくあるのに使えないのが一番もったいないですので、よろしくお願いします。

で、ICT機器を導入するとございます。データ連携システムとかそういうことだと思うんですけど、機器を入れて終わりではなくて、定着支援や業務改善と一体で進めていくことが重要だと思います。区として介護分野のICT活用を、今後、令和8年度、どのような形で進めていくのかお聞かせください。

○小目高齢介護課長 おっしゃられるとおり、機器類は導入、購入しておしまいということじゃなくて、施設、事業者でしっかり日々の実務の中で活用していただくということが重要であるというふうに考えてございます。国においても、こういった生産性向上にしっかり結びつけた事業所におきましては、介護報酬の加算でありますとか、あるいは人員配置の緩和というところで、こういった生産性向上の取組を支援していくという、そういう介護保険制度にもなってございますので、まずはこの介護保険制度の中でしっかりと各事業者が安定的に業務を回せるように、区としてもサポートをしてまいりたいと思います。

○米田委員 ぜひともお願いします。導入したけど使えない。業務フローが分からない。で、こういったことがあるのにも関わらず運用できないということにならないように、必要とあらば研修とか活用事例の横展開も含めて展開していただきたいんですけど、いかがですか。

○小目高齢介護課長 そちらの点につきましても、年間通じまして各種の会議を高齢介護課は開催してございますので、その中で好事例の共有、展開というものを図ってまいりたいと思います。

○米田委員 ぜひともお願いします。データプラン連携は、牛尾委員もおっしゃっていましたが、相手方も導入しないと連携できないという課題があります。そこで改めて区として、単に補助するだけじゃなくて、事業者に広く普及させるためにどのように展開していくのか、分科会でもお答えいただいておりますけど、改めてお聞かせください。

○小目高齢介護課長 こちらは補助制度をしっかりと活用してもらおうと。制度を設けるだけではなくて実際に使ってもらおうというところで、様々なところで機会を通じまして事業所にアプローチをかけたいと思っておりますし、また、来年度、高齢者プランという計画を改定する年度でもございます。その中で事業者のニーズというものを拾い上げる調査も

検討しているところでございますので、そういったところを捉えて、様々に意見を集約して、必要な施策化というものを図ってまいると、そういうことを考えているところでございます。

○米田委員 せっかくあるんで、使える仕組みとして現場にしっかり根づかせるようにしていただきたいなと思います。

最後にします。国では分野においてデータ連携を進めていますと。今後はガバクラとかの連携も取り組んでいくと伺っております。区としても、このケアデータ連携システムの導入支援を単独施策として終わらせず、今後の国のデータの連携の方向としてどのように考えていくのか、どのように接続していくのか、最後、お聞かせください。

○小目高齢介護課長 来年度の予算の中で介護情報基盤の構築についても予算化をしているところでございます。区と区民、事業所、医療機関、この4者をシステムでつなぐというシステムがこの介護情報基盤というものでございますけども、こちらの構築は令和9年3月頃稼働を予定しております、23区内でも今のところ最速でこの稼働を始めるといったていと、今なっております。こういった取組を通じて、各種、また、来年度、各団体にヒアリング、この介護情報基盤の中でヒアリングを重ねていくということも考えてございますので、その中で、事業者あるいは医療機関等のニーズにマッチした施策化というものを打ち出していきたいというふうに考えてございます。

○米田委員 ありがとうございます。令和9年3月、最速でやるということなんですけど、ヒアリングした際に、私のときはいいよとか、やっていなくてもできているとか、こういった声は必ず出てきますので、しっかりフォローして、この枠内に皆を囲い込んで、しっかりデータ連携していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○小目高齢介護課長 この介護情報基盤は利用を必須とするものでなくて、現行どおりの紙なりファクスなりの運用、こういったことも並行して進める取組でございますので、おっしゃられるとおり、現行のまま問題ないという課題認識の下、これまでの取組を続けられてしまう事業者様もいらっしゃるかもしれませんが、できる限り、せっかくシステム化を行いますので、この流れに乗ってもらえるように働きかけは強めてまいりたいと思います。

○米田委員 そうなんです。現行のまま、どうしてもという方は仕方がないですけど、こっちのほうがいいですよと今言ってもらったんで、最後言わなくてもよかったんですけど、そういった方々をしっかりとこっち側に誘導できるようにしていただいて、そうすると、人材不足、1人足りないとかが解除になりますので、その辺も含めてもう一度お願いします。

○小目高齢介護課長 しっかりとこのシステム化のメリットを訴求して、このシステムに乗ってもらえるように働きかけをしっかりと強めてまいりたいと思います。

○小野委員長 はい。それでは、次の質疑をお願いいたします。

○富山委員 いきいきプラザ一番町に配置予定のコミュニティソーシャルワーカー等の相談支援についてお伺いします。

千代田区では高齢者あんしんセンターやかがやきプラザを中心とした高齢者総合相談窓口や、障害や生活課題について相談するよろず相談ライトなど、様々な相談支援体制が整えられていることは大変評価しておりますけれども、私自身、区民相談を受ける中で幾つ

か問合せがあったのは、どこに相談したらいいかわからないという相談だったんですね。区民から見て、相談の役割の違いだったり窓口の選び方についてがわからないという状況なんですけれども、千代田区は、まず、どの窓口でも全ての相談を受け入れるという体制なのか、それともそれぞれに得意不得意だったり専門的な窓口というふうに分けられているのか、まずお伺いします。

そして、相談を必要とする区民のうち、実際に相談につながっている区民と、窓口が分からなくて相談できていないという区民の割合等々も把握できているのか。その評価をもって次の施策につなげていくという評価検証体制も整えられているのかもお示しいただきたいです。お願いします。

○岡福祉総務課長 ご指摘いただきました。2点、ご質問いただきました。一つ、窓口の考え方で、もう一つは評価についての部分でございました。

相談の窓口という点でございますと、令和6年度から開始しておりますこのコミュニティソーシャルワークの事業を、包括的相談支援体制の整備として予算書の172ページに記載させていただいておりますけれども、こちらのほうで、制度のはざまにあるような方も含めたご相談というのを、もうどんな相談でも断らない相談窓口として取り入れるというような窓口として行っているところです。その上で、専門的な機関、先ほどおっしゃっていただいたライトさんであったりとかえみふる、あるいはあんしんセンター、相談センター、保健所、児家センと、そういったところに対して専門的な相談をつなげていくという役割も持っておりますので、まずはここで受け付けるということで進めているところです。

ただ、一方で――あ、先に実績の点で言いますと、予算案の概要の27ページのところで、麴町のエリアと神田のエリアそれぞれで、麴町が80件ほどと、神田エリアが800件ほどということで、相談の実績というのはここで置いているところなんですけれども、やはり先ほどおっしゃられたように、どこに相談したらいいかわからないという方がどれだけつながっているかというところの把握そのものが非常に難しいという部分がありまして、その一つの評価としては、拠点がある、アキバ分室がある神田のエリアのほうが相談件数は実際に多くあるということをもって、麴町のほうにもそういったところを手を広げていこうという取組でありますけれども、一つ大事なことはアウトリーチしていくことですね。どうしてもやっぱり相談先がわからない方というのは、なかなかどこに声を上げていいかわからないというところがありますので、そこに向けて、いろんな機会を通じてアウトリーチしていった声を拾い上げていくと、こういったところは社協の強みでもありますので、この観点で、コミュニティソーシャルワーカーの事業ということで、相談対応を行っているというところでございます。

○富山委員 ありがとうございます。まずはどの窓口でも全ての相談を受け入れてということなんですけれども、中には意を決して覚悟を持って相談しに来られる方もいらっしゃると思うので、そういった方に二度同じ説明をするという負担を与える必要もないかと思っておりますので、まずは分かりやすく表記だったり案内をしていただくことも今後期待しております。

新年度からいきいきプラザ一番町に配置予定のコミュニティソーシャルワーカーについてなんですけれども、そちらのほうも窓口が増えるということなので、既存の窓口との違

いや、職員の方にとっても二重の負担にならないようにするためにも、役割や分担や連携等々もしっかり行っていただきたいと思います。

私に相談があった中で、度々同様の事例があって印象的だったのは、中年世代の方々の相談なんですね。高齢者についてはかがやきプラザ、あんしんセンターがあって、児童だったり若年層については児童・家庭支援センターが整備されていて、ただ、65歳未満で疾病や障害を抱えられる方というのは結構な割合でいらっしゃるんですけども、そういった方が相談先に困ることがかなり多くあるように私は体感しております。そういった方というのは、疾病や障害のほかに就労についての課題もかなり抱えていらっしゃる人が多いので、そういった方が、さっき、案内を見て、ここに相談すればと、分かりやすいように表記していただきたいと思います。こうした中年世代の方々を中心に対応するという窓口だったり支援体制について、区の見解をお伺いします。お願いします。

○岡福祉総務課長 まずは覚悟を持って、勇気を持ってご相談に来ていただいた方にご負担かけないというのは、もう大前提でございますので、しっかり社協のほうで受け止めていただく部分でもありますけれども、丁寧に受け止めをして、中で連携していく上でも、二度手間、三度手間にならないような形の工夫というのはしっかり話し合いながら、そういった仕組みが引き続き組み立てられればというふうに思っております。

もう一つが、まさに制度のはざまといいますか、高齢であればあんしんセンターがありますよと。障害だったら、えみふるさん、ライトさんがありますよということにかかってこないような方で、実際に今お話しいただいたようにお困りを持たれていてという方に対するアプローチについてですけども、一つ、社協がコミュニティソーシャルワークの事業を通して既にやっていることとしても、そのための相談窓口ですよという、それもそれ自体でしっかり言っていくんですけども、それだけじゃなくて、例えばミドルの生活について、暮らしがお困りありますかというところで、なかなかそういう持ちかけをしても、あちらのほうからといいますか、ご相談がかかってくるのが難しいとした場合に、地域の力ですね、地域資源、それそのものを目的とした投げかけではなくて、例えばサロンとか交流の集まりであったりとか、ボランティアの集まりであったりとか、いろんな機会を設けることによって、実はちょっと困っていると、そういうような声を実際に拾い上げて、そこからの支援につながっているというようなケースというのを、実際社協さんのほうからも報告を聞いているところです。

分かりやすい表記で、どなたでも相談を受け付けますよと、制度のはざまであったり、年齢問わず、障害の状況を問わず受け付けますよということは、しっかり分かりやすい表記を周知していくところを、社協とも一緒に詰めていきたいというふうに思っておりますけれども、いろんな機会を通じて、声を上げるという前段のところ、見えない声を拾い上げるような仕組みを工夫で立てればなというふうにも思っておりますので、そういうところも含めて社協と連携して考えていきたいなというふうに思っております。

○富山委員 おっしゃるとおり、65歳未満の世代の方々は、日常生活で区役所のお世話になるということがなかなか難しかったりするものですから、たくさんの機会を用意していただいて、より行政に相談するということのハードルを下げさせていただくことが大事かと思えます。

もう一点、竹橋にあるよろず相談ライトなんですけれども、ホームページ等々を確認す

ると、障害や心の不調などのご相談にというふうには書いているんですけども、職員、ライトの方にお伺いすると、不登校だったりひきこもりだったり発達障害の方についてのご相談もお受けしているということなんですけれども、その分野については、相談をしたい方というのはかなりたくさんいらっしゃるもので、そういうところの表記や案内だったりもしていただくと、より困る方が少なくなるのかなと思います。

ライトの方にお伺いすると、最近は相談件数もどんどん増えていて、竹橋にあるライトがもう一種の居場所事業のようになっているというご意見も伺いました。やっぱり相談支援と居場所事業というのは密接に関わっているものなので、子どもから中年世代までを含めて、相談支援と居場所づくりをどのように連動させて、孤立を防ぐという体制を整えていくのかという見解をお伺いしたいです。

そして、今後も、先ほども課長がおっしゃっていたとおりで、制度のはざまにある方も含めて、誰も取り残さない、分かりやすいアクセス方法や相談支援体制を構築していただけるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 まずは、富山委員には日頃から障害者よろず相談ライトですとか障害者就労支援センターの事業へ足をお運びいただいております、感謝申し上げます。よくご状況をご覧になっている富山委員からのご質問ということで、改めて背筋が伸びる思いで受け止めさせていただいております。

よろず相談ライトの運営につきましては、令和6年度から現在の事業所が受託してございます。こちらは江戸川区で実績がとても高い事業所でございます、本区でも、病院からの退院後の地域移行ですとか、ピアサポートという、障害のある方がその経験を生かして障害のある方を支える仕組みであるとか、こちらを早速実践してくれておりますし、保健所やコミュニティソーシャルワーカーとも連携を密にして、相談件数や対応実績を上げていただいているところは、委員ご指摘のとおりでございます。

正直申し上げます、今ご指摘のあったような発達の相談ですとか、そういった孤立を防ぐようなところのPRがまだまだ不足しているところでございます。実績を上げれば口コミなどで広がっていくという考えもありますが、やはりこういうSNSの時代でございますので、周知方法にはより一層の検討を深めてまいります。

また、一方で（仮称）神田錦町三丁目施設が整備されましたら、現在のライトは一橋のパレスサイドビルから錦町の施設へ移転する予定でございます。施設には、現在、庁舎の3階にあります障害者就労支援センターも移転する予定でございますので、先ほどからご指摘の複合的な課題を抱える方にとりましては、ハードとしても、より相談しやすい場を設けることができるのではないかと考えてございます。

区民が必要な情報にたどり着かないということは、ラストワンマイルの達成に至っておりません。今後とも引き続き周知方法などを検討、研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小野委員長 はい。関連、ありますか。いいですか。

関連。関連。はい、岩田委員。

○岩田委員 障害をお持ちのお母様からの相談で、窓口で、子育て支援課、3階の福祉課、保健所というふうに、子どもの難病とか保育園の申請、手当の申請で、それぞれ診断書を求められる。同じ区役所なのに、何でそれぞれ診断書をその都度求められるのか。そんな

必要があるのか。それは、例えば子どもの慢性疾患だったら、障害の重さというのは、難病なので、手帳を持っていればその重篤度というのが分かるはず。手帳を取得しても意味がないんじゃないかという、そういうようなご相談があるんですけど、そういう話は聞いていますか。

○緒方障害者福祉課長 まず、ちょっと私の所管している例えば身体障害者手帳ですと、こちらは身体障害者福祉法の第15条の指定医の診断書が必要となっておりますので、それぞれの施策で法ですとかが別でありまして、もしかしたらご指摘のような、その都度診断書を提出しなければならないという事象が発生しているということはあるかと思えます。

○岩田委員 それは、例えば、じゃあ、同じ申請でも、出す場所が違ったら、例えば支援課と福祉課と保健所と、というふうに3通用意しなければならないんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 申し訳ございません。ちょっと子ども支援課のことを即答できず恐縮でございますけれども、申しましたとおり、手帳については、やはり法律で決まっておるので、その診断書、もしかしたらその方が指定医ではないところの先生に担当されていることもありますので、やはりそれを別の申請でも使ってしまいますと、目的外利用ということになってしまいます。

○岩田委員 結構細かいところに入っても。

○小野委員長 休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時58分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 その申請の診断書なんですけども、この私のところに相談された方が、あるお医者さんのところで診断書を書いてもらったら、その先生だったら何度書いてもらっても駄目だよと言われたと言うんですけども、そういうことってあるんでしょうか。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。多分、個別の案件でももしかしたらご対応いただいたほうがいいのかもしれないんですけど、岩田委員、こちらは一旦ここまでにしますか。

○岩田委員 うん。じゃあ、いいや。「しますか」……

○小野委員長 ここまでにさせていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。ちょっと所管がまたぐ事案も入っているかなというふうに理解をいたしましたので、それでは、そのようにさせていただきますので、一旦これについてはここまでいたしますが。

最後、岩田委員。

○岩田委員 今、委員長の仕切りで、ちょっと外れてしまったということなので、この質問は、これはこの辺にいたしますので。ということで、分かりました。

○小野委員長 関連。はい、牛尾委員。

○牛尾委員 これ、要するにワンストップじゃないという話じゃないですか。（「そうだ。そのとおり」と呼ぶ者あり）結局、たらい回しにされるわけでしょ。同じ診断書を求められるとね。要するに、障害をお持ちの方がそうしたこのご不便をしなければいけないという、そこに問題があると思うんですよ。せっかくはばたきプランというプランもつくり、障害

者を、ゼロから18、それ以降見ていくという方針に立っているのに、窓口に来たら、そうした不便をかけなきゃいけないと。ここが問題だと思うんで、そこはしっかり、役所の中ですから、一つの窓口に行ったら全てが通じるというような、やっぱりシステムづくりというかな、そうしたことが必要だと思うんで、そこについてご答弁いただけますか。

○岡福祉総務課長 全ての相談を受け付ける相談窓口というコミュニティソーシャルワークの事業、あるいは、ほかの自治体ですと、重層的支援体制整備事業ということで窓口を設置して行っておりますけれども、一つ課題として挙げられている部分、全国で課題として挙げられている部分として、その相談窓口に持っていけば、全ての専門的なチェックとか対応もあります、窓口で実際に専門の職員が対応することになりますので、そこを取っ払ってしまって、一つの言わばそれぞれの専門分野で言う素人の人に、その役割を押しつけられてしまうことの弊害というのも今指摘されているところです。

ほかの自治体でも、断らない相談窓口で受付をしたものは、しっかりつなげますと、専門の部署につなげます、丁寧につなげますということ意識してやっているという取組もありますので、今回のお話というのが、例えば障害の申請であったり難病の申請であったりとか、それぞれ専門の目で見て、ここじゃあ書類が足りないよとか、不備があるよとかということも、実際そういったところのアドバイスをしながら申請の受理の手続をしているという部分もありますので、何が何でも全て一つの窓口でということではなくて、ちゃんと適切なおところに負担なくつなげていく。そこが一つ大事な部分だと思いますので、その点で取組を進めているというところでございます。

○牛尾委員 いや、そういうことじゃなくて、要するに、窓口は窓口で専門の対応があるというのは分かりますよ。ただ、書類を3枚そろえなきゃいけないとか、そうしたことについては、診断書か、診断書を3枚そろえなきゃいけないとか、診断書を取るのにもお金がかかりますからね。（「時間も」と呼ぶ者あり）そう、時間もかかる。負担もかかるわけですよ。そこについては何とかできないものなのかなということなんだと思うんですけどね。

○清水保健福祉部長 るる課長が申し上げたとおりでございますが、おっしゃっておられる趣旨、ご指摘を頂いている趣旨というのは、省略できるものを省略すべきなんじゃないかということだと思います。それはそのとおりだと思いますが、どの申請とどの申請とどの申請が書類が共通していて、それを1本でいいよ。それは役所の内部での手続処理だけを、本人の同意に基づけば、その書類を別の部署が使うということで事足りますよという書類なんであれば、それは確かに可能なのかもしれない。

本区政としても、もう既に何年も前から、DXを推進するという中で、データ化だけではなくて、そういう書類を削減していこうという取組を行ってきていることはご案内のとおりと思っておりますので、いまだかつて、なおそういうものがもし残っていたら、個別具体にもしご指摘を頂けるのであれば、すぐに検討をすることは可能だと思いますが、大変申し訳ないんですが、本日のご指摘で、何の申請なのか、何の書類なのか、全く分かりませんので、後日で結構でございますので、ご指摘を賜れば幸いです。

○小野委員長 関連。岩佐副委員長。

○岩佐副委員長 すみません。難病だったり障害だったり、いろんな申請が、あるいは都の事業だったり国の事業だったり、ほんと、様々なので、どうしてもいろいろな書類をそ

ろえなきゃいけないことが現場で起きているというのは多少理解しているんですけども、その都度やっぱり診断書ですよ。診断書に対しては、実は自治体で結構いろんなサービスがありまして、今、診断書を1回取ると6,000円から、高いところになると2万円ぐらい取られるんですよ。毎年、やっぱり難病申請だったら毎年毎年、助成のために2回診断書を取らなきゃいけなくて、それが1万7,000円とかになってきますと、やっぱりご家庭によってはご負担になる。特に障害なんかをお持ちだったりすると、大変負担になってくるという中で、ちょっと大変細かい話になるけれども、ぜひそこに関しては、助成をされている自治体もあると聞いていますので、少し、回数はもしかして何とかならないかもしれないけれども、助成の分だけで、もう少し負担を軽くしてあげられないかなと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうかね。

○緒方障害者福祉課長 ご指摘のとおり、現在、診断書を取得する際には、やはり五、六千円から、高いところではやはり1万円、2万円するというのは聞いてございます。引き続き、そういった申請される方の経済的な負担を軽減できないかについては研究、検討していきたいと思います。

○小野委員長 はい。それでは、ここまででよろしいですね。

引き続き質疑を受けます。

○米田委員 関連なんで、すみません。

○小野委員長 あ、関連ですね。失礼しました。関連で。

○米田委員 富山委員もおっしゃっていただいたCSWについて、ちょっとお聞かせいただけます。

さっきもありましたけど、令和6年からCSW事業を開始し、制度のはざまにある課題や複合的な困り事を抱える世帯の支援に取り組んで、令和8年度においても体制の拡充が図られていると。これは評価したいなと思います。また、さっきもありましたけど、アウトリーチの関係機関との連携など、これまでの制度では難しかったケースにもしっかり関与できる体制も整っていると思っております。

そこで、まず1点伺いたいんですけど、改めて、CSW事業を中心とした包括相談支援体制について、これまでの成果と課題をどのように受け止めているか、お聞かせください。

○岡福祉総務課長 一つ成果としましては、今回の予算案の概要でも挙げさせていただいているとおり、相談実績が合計1,000件にわたる相談受付ができていているという点と、あとCSWが個別支援だけじゃなく、地域支援ということで、地域活動の支援も、区民の皆様が活動される部分に対する団体の支援なども行っておりますので、その件数も一つあるということで、一定、社協さんが地域に出て、地域の町会であったりとか民生委員さんであったりとか、いろんな方と連携しながら取組を広げていく成果は得られているんだろうというふうに思っています。

課題としては、今回、8年度に予算を組ませていただいている内容でもありますけれども、神田に比べて、麴町のエリアというのが、なかなか相談件数が比較して少ないというところでもありますので、ここで拠点を設置するというので、一つ解消していきたいという課題でございます。

○米田委員 成果は確かにおっしゃるとおりだなと思います。地域づくりにもしっかり参加して、地域に出ていることは、町会の皆様も区民の皆様もしっかり理解しております。

まさにアウトリーチが進んでいるのかなと思います。

課題としては、複数にわたる相談があることによって、またがることによって、関係機関との連携が課題になってくると思うんですけど、こういったことの解決、どのように示したかというのがあれば、お聞かせください。

○岡福祉総務課長 おっしゃっていただいたとおり、多機関協働とうたってはいますけれども、複数の部署またがるような課題に、しっかり連携をしてチームで取り組んでいくというところについては、難しい部分でもありますので、課題として捉えているところです。

去年からCSWを開始しましたがけれども、今年度からケース会議としまして、世帯で見て、障害と高齢であったり、あるいは子どもの問題だったり、世帯で見たときにいろんな課題を複合的に抱えておられる方というのも多数いらっしゃいます。そういったところに対して、障害の担当部署、生活支援課、高齢の関係部署、そして児童・家庭支援センターなども一緒に連携しながら、ケース会議によって取組に当たっていくという取組を今年度から開始しておりますので、まだまだ始まったところでして、件数であったりとか内容であったりとか、課題といえますか、難しさに対して当たっていくという部分の必要性というのは重々考えているところですので、連携を深めていきたいなというところで受け止めております。

○米田委員 ありがとうございます。ケース会議を行っている。私も以前質問させてもらったんですけど、重層的整備支援事業、これを、手を挙げることによって、ケース会議で連携がさらに深まると聞いております。ケース会議の中で、これを、手を挙げていないことよっての弊害というのはあったのかなかったのか、お聞かせいただけます。

○岡福祉総務課長 実際に今時点でのお話で言いますと、目に見えた弊害がないと。重層事業をやっていくと、個人情報同意が不要で連携できるということですが、やはり同意を得るといいますか、世帯として支援するに当たっても、ご本人ないし複数にまたがるわけですが、ご理解、ご納得された上で支援に当たっていくというところを一つ軸として置いておりますので、そういう意味での弊害というのは起こっていないというところではあります。

ただ、一方で、緊急の場合、同意なく即座に共有できるということが支援会議の意義でもあるというふうにも受け止めておまして、今回、国の制度改正のほうの議論ですと、重層事業という手段ですね、地域共生社会を実現するためのゴールというのが、CSW、包括的支援体制ですけども、そういったゴールを達成といえますか、そこに取り組んでいる自治体がそれをせず、手段であるはずの重層事業をやっているところのみが支援会議をできるというのはおかしいだろうというお話がありまして、そこが、我々千代田で言うCSWをやれているような自治体でも支援会議をできるようにするというような改正も予定されているというふうにも伺っております。

ちょっとその間の期間というのは一つあるんですけども、こういった制度改正の動きもありますので、そこも踏まえて、支援会議としてやっていく必要があるのかどうかというふうな見極めが必要ではないかなというふうにも受け止めております。

○米田委員 ありがとうございます。私の認識では、整備事業、手を挙げないと、ケース会議、個人情報に特に注意してなんですけど、今、課長のご説明だと、それがなくとも、いつからかというのはちょっとまだ聞いていなかったんですけど、それをできる体制にな

るという認識でよかったですか。確認させてください。

○岡福祉総務課長 まだ法案として出ておりませんので、スタートのタイミングというのはまだ分からないところではあるんですけども、将来そういったことができるようになるというふうに伺っております。

○米田委員 じゃあ、重層的支援体制整備事業を行わなくても、今後は今まで弊害があったことに関してでもできるという認識でよろしいですか。

○岡福祉総務課長 その認識でおりまして、大事なのは、今回、麴町にも拠点を設置するということですけども、顔の見える距離、本当に近い距離にアウトリーチをしていって、区民の皆様の声を拾い上げていくこと、それ自体だということに思っておりますので、制度上の枠組みは今お話ししたようなところなんですけれども、取組の充実をしっかりと図っていきたいなというふうな考えでおります。

○米田委員 最後にします。とはいえ、その制度ができるまで、さっきも課長におっしゃっていただいていますけど、2年、1年、かかるかも分かりません。そのときのそのはざまのときに苦労しないようにやっていただきたいのと、CSW事業を拡充したことはほんと評価しますが、社協の人員体制が拡充されることによって、ガバナンス、こういうのも効かせていかないといけないと思います。この点について、最後お聞かせください。

○岡福祉総務課長 それまでの期間も、やはり複合的な対応というのをいろんな多機関協働でやるということ、それ自体がやはり困難を伴うような課題ですので、やはり区の中でのCSWの認知といいますか、理解といいますか、そこを広めていくことは非常に大事だということに思っております。それがあってこそ、ケース会議など、必要な連携につながるというふうにも考えておりますので、そこはしっかり取り組んでいきたいなと。庁内の意識向上に取り組んでいきたいなというふうには思っています。

もう一つ、社協さんのほうでCSWの人員体制が増えるということについてのガバナンスについてですけども、今、区の事業としては、それぞれの出張所地区ごとにCSWを1名配置したような予算編成で行っておりますけれども、実態のところでは、社協さんのほうは職員40名ほどいらっしゃいますけれども、全員がコミュニティソーシャルワーカーの意識を持ってといいますか、出張所地区ごとに10名とか8名とか、チームを組んで取組に当たっていただいているところです。その意味では、社協の中で部署横断的にCSWの意識というのは広く共有されているところであると思いますので、区のほうからもしっかり積極的に、困難ケース、特に困難ケースなどの対応に当たって働きかけを行うことによって、社協さんがしっかり適切に仕事ができるような体制というのを、我々連携しながら組んでいきたいなというふうに思っております。

○米田委員 はい。

○小野委員長 はい。それでは、関連。田中委員。

○田中委員 CSWの活動なんですけれども、これは大変ありがたいことだとは思って、皆さん頑張っていると思うんですけども、一方で、一部CSWの方々が地域の高齢者の集まりなどに複数名でいらして、それがお願いしてきていただいたというよりは、何か自発的に来られて、それがもう毎回というか、複数回にわたって、そうすると、やっぱり地域によっては資産家の方が多い地域だったりすると、どういう目的なんだろうとか、ちょっと不信感を抱かせてしまっている部分が実際問題としてあるみたいなんです。

なので、そこら辺のきめ細やかなというか、地域に応じたというか、そういうことも、CSWの方々にとっては活動の目標とかがあるのかもしれないんですけども、そこら辺の地域の特性を鑑みた対応というのをお願いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 ご指摘をありがとうございます。社協にもしっかり共有させていただきたいなと思います。まさに今おっしゃっていただいたような部分というのが、先ほど米田委員もおっしゃっていただいた、ガバナンスのところの問題かなというふうに思っております。やはりCSWの仕事でもあるんですけども、いろんなところに出張って、そこで活動の幅を広げていくと、声を拾い上げていくというようなことを目的としてやっておりますけれども、そこで、今、田中委員に共有していただいたような、当事者の区民の方々が困るような事態になってしまえば、それは本末転倒だというふうに思っておりますので、区のほうでもCSWを区民の方に知っていただくための工夫をしっかりと進めていくというのが一つと、あとは本当に実際にそういった場に出られるに当たって、心構えといいますか、研修といいますか、そういったところで、ちゃんと区民の方が安心してそういった方々を受け入れられるような、場合によってはちょっとまた毛色が違うので、そういったものは受け付けないという部分もあるかもしれないですけども、そういったものも含めて、わきまえた、理解をして取り組んでいただくようなことというのは、周知といいますか、研修といいますか、連携をしっかりとしていきたいなというふうに思います。

○田中委員 ありがとうございます。今いろいろな高齢者を狙った事件とかもありますので、そういうことの警戒心というか、ある中で、やっぱり必要とされたら行くとか、何かそういう体制で、あんまり、何というんでしょうね、求められていないところにまで行くというか、そうではないところを留意していただけたらと思います。

○岡福祉総務課長 まさに区民の方が第一で行っている事業でもありますので、そういったところは社協とも連携しながら、それぞれの取組についての心構えをしっかりと考えていきたいなというふうに思っております。

○田中委員 はい。

○小野委員長 はい。それでは、次の質疑、お願いします。

○のざわ委員 それでは、予算案の概要111ページ、（仮称）神田錦町三丁目施設の整備関連事業37億544万2,000円のご質問を5問させていただきます。（仮称）神田錦町三丁目施設整備に大幅な予算増があります。①設計段階で近隣にお住まいの方々から各種ご要望があったことは反映していただいておりますか。②本施設の障害者グループホームに入ったときのお家賃はどれくらいを考えていますか。③施設整備は近隣にお住まいの方々の騒音、振動でお悩みのお話が多く出ますが、何とぞご対応ください。そのご対応策はどのようにお考えでしょうか。④何とぞ計画どおりの令和8年度中竣工をお願いいたします。計画どおりに実現できそうですか。計画を妨げる要因はありますか。万一あれば、その対応策はどのようにお考えでしょうか。⑤ホルムズ海峡封鎖等々で工事費用のインフレ懸念がありますが、工事見積りは不足はないですか。足りそうですか。よろしくお願いたします。

○緒方障害者福祉課長 ただいま5点の質問を頂戴しましたので、ご答弁申し上げます。

まず一つ目の、設計において近隣のお住まいの方からの要望というところでございます

が、こちらの地域は商業地域でございますので、本来でしたら40メートルの高さの施設を建設できる場所でしたので、当初の計画では10階建ての施設を考えておりましたが、近隣から日影の影響について配慮してほしいと要望がございましたので、こちらを踏まえまして、区が対外的に出しました要求水準では、可能な限り塔屋と――屋上に作られるエレベーター機械みたいな、塔屋も含めて34メートル未満と出しました。そこを事業者がまた非常に工夫を凝らして構造などを検討してくれまして、高さを少しでも抑えるということで、さらに低い31.69メートルという提案をもらっております。結果としまして、今、近隣に配慮しまして、当初計画よりも低く、8階建ての施設として建設を進めているところでございます。また、北側に集合住宅がございますので、計画に支障がない範囲で、極力建物を南側に寄せて配置するなど、圧迫感を低減させるよう工夫をしているところでございます。

2点目の障害者グループホームの家賃でございますが、まだ詳細は決定してございませんが、利用される方のご負担にならないよう、障害者年金の受給額で賄えるような範囲を想定しているところでございます。

3点目の騒音や振動対策についてでございます。近隣に月間の予定表を毎月お渡ししております。その予定表には騒音が出る時間帯について記載することで周知をしております。また、低騒音型の重機を使用したりですとか、音の出る作業の際は、防音シートで囲うなどするなど、十分配慮して作業してございます。ほかにも音が出る作業の時間帯については、使用時間を制限することで対応してございます。今現在、新築工事として打ち込んだくい余分な箇所を削り取るくい頭処理というのをやっているんですが、その作業が新築工事では一番大きな音が出る工程なんですけど、そちらが3月中には終わる想定でございまして、現状は近隣からクレームは来ていないという状況でございます。

4点目でございます。計画を妨げるような要因があるのかということにつきまして、当初、旧千代田保健所を解体する工事の際は、騒音の苦情が数件ございましたので、作業を短縮するですとか、年末年始の休業期間を少し長めにするなど、少し予定よりも工期延長をしましたけれども、今後の新築工事は、現時点で妨げるような要因はなく、計画的に進めていると考えてございます。

続きまして、5点目のホルムズ海峡などによる工事の見積りについてでございますが、やはり物価高騰など社会情勢の変化は予想が難しいところではございますが、現時点では事業者から特に対応が困難であるといった話は来てございません。やはり障害のある方の保護者の皆様、親亡き後を心配した陳情から端を発した整備計画でございますので、区民の皆様が安心して暮らして、将来に希望を持つことができる環境を整えるという重要な使命を持って予算は計上させていただいておりますので、今後状況が変わるようなことがありましたら、コンサルタントと共に、委託契約も締結してございますので、金額の変更が適切なものかななどを精査して、適宜議会に報告し、適切な手順・手続を行いながら、令和8年度の竣工に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。高市政権の積極財政、ホルムズ海峡封鎖等々に鑑みまして、日本はこれから7年から10年ぐらいのインフレ時代になったと思っております。過去20年とも30年とも言われますデフレ時代と異なりまして、異なる発想での千代田区の予算策定が必要になると思います。中長期の財政予測をしっかりと

いくことが大切であり、官、学、民間のエコノミストの力も借りながら、しっかりと客観性を持って、未来予測、財政予測の下で、千代田区の全ての事業につきまして予算策定をする時代になったと思います。このようなインフレ時代、時期ですので、計画どおりの令和8年度中竣工をお願いいたします。それが一番区民の皆様のお財布に優しいです。お財布に優しいです。

再度ご確認させていただきます。計画どおりの令和8年度中竣工のお考えをお聞かせください。よろしくをお願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 今、職員一丸となって、令和8年度の竣工に向けて鋭意取り組んでおりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

○小野委員長 はい。それでは、次の質疑をお願いいたします。

○のぞわ委員 すみません、引き続き。今度、令和8年度各会計予算172ページ、項2、高齢者・障害者費のところでございます。医療費増加に関して、高齢化で後期高齢者医療費は増えております。予防医療の具体策はありますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○小阿瀬保険年金課長 高齢者医療費が増えている中で、予防医療、具体策はあるかというご質問でございます。区の高齢者医療制度、区の高齢者医療制度の中では、各種保健事業を実施しておりますところでございますけれども、その中で代表的なものとして、高齢者の健康意識の改善、またフレイルの予防、低栄養状態の解消ですとか、ひいては医療費の適正化を図ること、こういったことを目的といたしまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というものを令和6年度より行っているところでございます。

具体には、この事業のほうの具体には、BMIの低い方、また体重減少のある方など、健康課題のある高齢者に対しまして、国保連合会が保有しております医療や健診のデータなどを活用いたしまして、区の保健師さん、また栄養士さんを派遣してご相談に応じるなど、個別に対応をさせていただいております。このほか、介護予防ですとかフレイル対策に自主的に取り組むグループなど、高齢者の集まる場所に伺わせていただきまして、低栄養予防講座、こちらのほうの開催ですとか、パンフレットの配布による普及啓発活動、こういったものを行っておるところでございます。

○小野委員長 はい。のぞわ委員、よろしいでしょうか。

それでは、次の質疑をお願いいたします。

○岩田委員 民泊のことでちょっと質問があるんですが、私、これ、8年前、2018年の地域保健福祉委員会というのがあった頃、千代田区はホテルが結構たくさんあるんで、民泊はそもそも要らないんじゃないのかなというようなことを言いました。それでも区は民泊をやりたいということで、区の条例案があったんですけど、それはまだ甘いんじゃないかということで、もっと何ですかね、対象を絞るよというふうなことを言いました。でも、結局は区の条例案がそのまま通って、そして今、全国的に何かいろいろ問題があって、千代田区も何とかしなきゃということなんですけど、この民泊をやるときも、これを何ですか、押さえるときも、例えば国がやっているから、都がやっているからといって、そのままやるんじゃないんで、もうこういうふうになるのはもう大体分かっていたんだから、そんな、全国的に見て、やろうというような機運があるからやりますとかじゃなくて、区はちゃんとそういうところを考えてやるべきなんじゃないかなという、ちょっと苦言を呈

そうと思って今質問しています。

そういうふうに、国がやっているから、都がやっているからといって、そのままやるんじゃないくて、区はちゃんと、千代田区は千代田区なんだからというふうにちゃんと考えてこういうのはやるべきだと思うんですけど、そもそもが、そこはどういうふうに考えているでしょう。

○市川生活衛生課長 住宅宿泊事業法が制定された際に、自治体によっては条例を制定しないで法律をそのまま施行したというところもありますけれども、本区におきましては、条例でもって一応規制をかけるという判断をしたところでございます。その結果どうだったかといいますと、千代田区においては、現在でも民泊施設については特別区の中でも3番目に少ない自治体でございますし、実際、都内で特に規制をしなかったところは、数千件の民泊施設があふれかえっているというような状況になりまして、昨今、様々な区で規制を始めたというところでございますので、その点は、国が定めた法律をそのままのみに行っているというふうな運営をしているというふうには考えてはございません。

○岩田委員 8年前も、僕が言ったのは、もっと厳しくするべきだというのは言いました。そして、今現在、神田のほうでありますけれども、神田のほうぐらいしかないんですね、民泊ね。あんまり麹町、番町のほうでは表に出ているのはない。闇民泊は実はあるけれど、表に出ているちゃんとした民泊は神田のほうにあるけれど、そこの地元の方から、やっぱりごみの問題とか騒音の問題とか、そういう苦情を受けているわけですよ。そういうのは千代田区に届いているのか。もしも届いているんだったら、対策として、ただ、何ですかね、事業者に駄目ですよとやんわり言うだけじゃなくて、もうちょっと考えるべきなんじゃないかなと思うんですけど、そもそもそういう苦情というのは届いていますか。

○市川生活衛生課長 既存民泊につきましては、届出がある施設につきましては、苦情などがあつた場合には速やかに対応しておりますが、おおむね、物すごく苦情が多いかというところ、必ずしもそうではないです。むしろ苦情として多いものとしたしましては、民泊施設というよりは小規模な旅館施設における苦情のほうが多いような状況でございますし、また、違法民泊につきましては、そういった情報が寄せられた際は調査を行いまして、違法民泊施設であるということが確定できましたら、速やかに営業をやめさせるなどの措置を取っているところでございます。

○岩田委員 じゃあ、最後にします。私が言っている神田のほうの民泊の施設は、千代田区さんは、言えば、指導というか、何か、駄目ですよというふうに言ってくれる。でも、いたちごっこなんですよ。結局は、うーん、あんまり言えないな。ある国の方がたくさん来るわけなんですけど、そのある国の方がやっぱりあまりマナーがよろしくなくて、ごみとか騒音とかそういうのが非常に（発言する者あり）えっ、言っちゃったほうがいい。いやいや、言わない。非常にマナーがよろしくなくて、何度注意してもらっても同じような感じになっている。だから、そこはもうちょっと厳しくやってほしいというふうなお話だったので、これからちょっと気をつけていただきたいと思っております。

○市川生活衛生課長 今ご指摘いただきました宿泊者のマナーが悪いというような点については、こちらでも問題視をして対策を考えているところでございます。今考えている内容といたしましては、宿泊者が千代田区に来た際に、千代田区の例えばごみの出し方のルールですとか、騒いではいけないとか、そういったルールがよく分からない方もいらっし

やると思いますので、民泊全施設に対して、そういう多言語でもって、千代田区で宿泊する際には、周り、近隣に迷惑がかからないように注意するパンフレットを配付して掲示をさせることを今検討して、実行に移しているところでございます。

○小野委員長 はい。それでは、ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上で保健福祉部の総括質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時33分休憩

午前 11時40分再開

○小野委員長 再開いたします。

子ども部の総括質疑に入ります。質疑を受けます。

○のぞわ委員 予算案の概要7ページ、子ども政策のKPIについて、子ども部の予算は区最大ですが、約245億円、令和8年度予算額の構成比26.8%、前年度比増加率24.9%と大きな歳出予算ですので、質問いたします。

子育て満足度の調査など、子育てに関して区民がどのように満足をしていると思っているのか、教育委員会は把握をしているのでしょうか。今後はKPIなど、子育て全般の政策を数値で管理していくことはお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○加藤子ども総務課長 のぞわ委員のただいまのご質問につきましては、今年2月に発行されました令和7年度の区民世論調査の結果によりますと、児童福祉に対する満足度は、「満足」が45.6%、「不満」が5.7%でございます。また、学校教育の充実という項目もございまして、そちらの満足度は「満足」が48%、「不満」が7%ということで把握をしております。

また、今後、子育て全般の政策を数値で管理するつもりがあるのかというご質問ですが、今年度から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価におきまして、定量的指標を用いて確認しているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。それでは、続いて質疑を受けます。

○入山委員 部活動の推進について伺います。毎年、部活動についてお伺いしているんですけども、令和5年より試行的に行われてきていると思うんですが、令和8年度は令和7年度につき、学校の意向を踏まえた外部委託による部活動をさらに拡大するということなんですけども、令和5年のときは4,000万ぐらいという話でしたが、今、令和7年度では8,000万、令和8年度では1億ということで、金額がこういう形になっておりますが、校数と部活数、人数等を教えていただけますでしょうか。

○上原指導課長 まず、令和6年度は、部活動の外部委託につきまして28部活動を行っております。令和7年度は35部活動、そして令和8年度におきましては、さらに48部活動に拡充させていただきます。その中で、運動部が33部活動、文化部が15部活動というところでございます。それぞれ部活動についての外部委託で、指導者派遣は1名から2名、各部活動に関して1名から2名の派遣を予定しております。

○入山委員 ありがとうございます。そうしますと、生徒数も教えていただけますでしょうか。

○上原指導課長 失礼いたしました。今、手元にちょっと生徒数の全体の人数というところがございません。今、中学校におきましては、全部で、麴町中学校、神田一橋中学校合わせて640名、中等教育学校まで合わせますと1,119名です。そのうちの部活動に入っている割合は約90%というところですので、そのうちの、全部で53部活動ございますので、そのあとの48部活動に対して外部委託をつけますので、ほぼほぼ90%近い生徒に対して外部指導者という形で入る形になります。

○入山委員 ありがとうございます。かなりの率でやってくださっているということが分かりました。

改めてですけども、今回、外部指導員の方のほうが多いかなと思うんですけども、できること、できないことというのは、改めてお伺いしたい。

○上原指導課長 今回、外部指導者というところで書いておりますが、外部委託における部活動指導員、外部指導者においては、例えば土曜日、日曜日等、顧問がなくても同行するなど、いわゆる学校のいわゆる教員がいなくても活用できるというところでは、それ以外に、外部委託で使わない外部指導者は中学校で3名派遣しておりますが、これは顧問の教諭と連携した活動という形になっております。

○入山委員 その外部指導者の中で、何か問題とか課題とかというのはあるんでしょうか。

○上原指導課長 現在、課題としては、帯同審判をどうするかという、一つ課題が出ております。教員の中で審判免許等を持っていますが、外部指導者の中で持っていなかったりというところが本年度少し見受けられました。そこについては、外部、いわゆる委託事業者に対してこちらのほうで改善を求めまして、今、その辺り、帯同審判というところについては大分改善が図れているところでございます。

○入山委員 ありがとうございます。様々課題はあると思うんですけども、いろんなご相談を頂く中で、引率ができないという活動もあったりとか、あと土曜日、日曜日とかの鍵の預かりができないとかという、体育館、いつも練習しているところの鍵の預かりができないとか、そういうこともあるという話をお伺いするんですけども、そういった把握はされていますでしょうか。

○上原指導課長 まず、引率できないというところに関しましては、そういうお話を受けましたら、委託事業者と話をしまして、引率体制を取れるように、教員がいなくても引率体制を取れるように改善のほうを図ってまいりました。また、鍵の件につきましては、これは九段中等教育学校のほうの件であるかなというふうには認識しております。今、外部委託会社と事業者と学校とのすり合わせに教育委員会のほうも入らせていただきまして、土日、教員がいなくても、鍵の開け閉めが委託事業者のほうでできるという体制をどう取るか、今検討しているところでございます。

○入山委員 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

この部活動推進について、外部指導者を、今まで、これからやってきたと思うんですけども、今、地域クラブ活動というのは、移行していくという考えなのでしょうか。

○上原指導課長 これまで3年間、本年度まで3年間、部活動改革推進期間としまして位置づけております。それまでの外部委託としての成果等も見えているところです。これから令和8年度、次年度から3年間かけて、実行期間として位置づけさせていただきますが、その中で、有識者含めた会議体も行い、部活動の在り方について改めてそこで検討してま

いります。その中で、地域スポーツ移行というところも一つ視野にはあるかと思いますが、どれだけの地域団体に余力があるかというところも確認させていただきながら進めるところかと存じます。

○入山委員 最後に。外部指導者を使いながらの、今、部活動推進になってきたと思うんですけども、ここで地域クラブの部活動に変更していくという、変える時期なのかなとは思いますが、そこら辺をしっかりと見ていただければなと思っております。

○上原指導課長 ご意見として承ります。先ほどお話ししたとおり、この3年間しっかり状況を見ながら、しっかり検討してまいりたいというふうに存じます。

○小野委員長 のざわ委員、関連ですか。関連。はい、のざわ委員。

○のざわ委員 今、入山委員が、ちょっと重なっていないところでお答えいただきたいと思うんですが、特に部活動の外部委託に関して、安全管理、指導者の質の評価、教員負担軽減等の検証はどのように行うのでしょうか。不適切外部委託の監査について、区はどのようにチェックをしているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○上原指導課長 委託事業者に関しまして、安全管理を含めた対応を行っております。もし万が一生徒にけががあった場合、エリアマネジャーの指示の下、しっかり対応するようにしております。学校及び教育委員会にも即座に報告が入るような体制、また、事故報告書の提出、再発防止策、そういったところも説明されるよう運用しております。

また、それぞれ指導者の質等の評価について、学校のほうから適宜を上げていただきまして、質の向上というところで図っております。万が一、指導者の質的に低下している部分がありましたら、委託事業者のほうに話をしまして、研修等をまた行っていただく、また、人を入れ替えていただく、そんな対応を取っているところでございます。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

次の質疑をお願いします。

○岩佐副委員長 簡単に、させていただきます。学校の日程、学校行事についてお伺いします。卒業式とか運動会とか、いつも大変多様な行事をしていただいて、ありがとうございます。今頃この来年度のスケジュールを組まれているかと思うんですけども、このスケジュール、行事の日程の組み方について、毎年どんな感じで、簡単に言いますと、例年同じタイミングのものをそのまま、ほぼあまり予定を大きく変えないような形で組まれているのか、ちょっとその辺のご事情をご説明いただけますか。

○上原指導課長 現在、教育課程編成において、次年度の年間予定等も組んでいるところでございます。その中で、例えば地域行事等とかが重ならないよう、その辺り、情報が入っているものについては配慮しながら予定を組んでおります。ただ、教育課程、教育的な効果だとか、また、既に決まっている宿泊行事だとか、そういった絡みの、そういった部分も含めまして、総合的に日程を設定している状況でございます。

○岩佐副委員長 ありがとうございます。大変地域行事も多いことですから、全部が入り切らないことは承知しています。ただ、最近ですが、ちょっと受験とか、検定試験とか、とにかく進学に関していろんなコースが多様化していて、特に英検をこれとこれを持っていたら受験に行けるよとか、そういった感じで日程がいろいろとあると思います。この間、大変感動の九段中等の卒業式も参加させていただいたんですけども、3月7日、卒業式の後に、今週、国立大学の後期課程の入試がまだ控えているんですね。だから、やはり

進路が決まっていな方は卒業式に出られないか、出ても本当にちょっと落ち着かない状況になってしまったりというようなこともあって、せめて受験に関する、ちょっと受験の情報が多様化してしまっているの、全て追うのは難しいかと思うんですけども、そちらのほうをもう少し、事前に最初に組んだとしても、調整できる場所というものがあれば、卒業式に限らず様々な、運動会の何か予備日とか、そういったこともあったと思うんですけども、様々なそういう行事に対してご配慮いただきたいと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○上原指導課長 まず九段中等教育学校の卒業式につきましては、ご参加いただきまして、ありがとうございます。そのようなご意見があったということは学校のほうに伝えてまいります。都立学校等が3月の1週目との卒業式というところで、それに合わせた形で開催しているというところがございますので、ご意見があったことはお伝えしていきます。

また、それ以外に、受験等に絡む日程等、事前に情報が入っていましたが、直前ではなかなか難しい部分はございますが、配慮できる部分がございますら配慮していくと。ただ、多くの児童生徒が関わらないというところまで配慮というところは、正直難しいところもございますが、可能な限りというところまで配慮はさせていただきたいと思っております。

○小野委員長 はい。それでは、次の質疑をお願いします。

○のざわ委員 出生数減少対策について、ご質問をさせていただきます。資料では、千代田区の出生数は減少傾向です。ただ、区としての出産・子育て支援政策は大変手厚い政策をいただいていると理解しております。もっと周知をされましたらと思います。例えば1枚もののA3ですとかB4の紙を作って見せ、というか、ホームページを見せる、下敷きを作る、ファイルを作る、うちわを作る、ポスターを作るとか、置いておくとか、特にテレビとか新聞、雑誌で話題になるほど周知をいただきましたら、もっと千代田区に住みたい、千代田区で子どもを産み育てたい、子どもの人口が増えるという気がいたしますが、そのような千代田区の大変手厚い出産・子育て支援政策の、より一層の周知をする政策をどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

○山崎子育て推進課長 今、のざわ委員がおっしゃるとおり、千代田区で子どもを産み育てたいと思っていただけるように、子どもを持つことを希望する人に対して、様々に出産、子育てのための支援を千代田区では行っております。周知に関しましては、関係部署とも相談して、区民が分かりやすいような一覧表の作成、ちょっと下敷きですとかうちわになるかどうかはちょっと別にして、ちょっと工夫をさせていただきまして、広報ですとかホームページなどいろんな媒体を活用しながら、この出産、子育ての施策についてしっかり周知をしていきたいと思っております。

○のざわ委員 よろしくお願いたします。

○小野委員長 はい。のざわさん、引き続き、もう一ついかがですか。

○のざわ委員 じゃあ。お言葉でございます。ありがとうございます。私立保育所等運営補助の検証で、令和8年度各会計予算の158ページ、項3、子ども家庭費、目1、子ども家庭福祉費、159ページ、14、私立保育所等運営補助の検証の48億7,612万8,000円のところをご質問します。私立保育園等の運営補助が全体的に金額も大きいので質問いたします。2問質問いたします。1、補助金の支出についてどのようにチェックをしていますか。②保育の質の評価、不適切保育の監査は、区はどのようにチェックを

してありますか。金額が大きいので、補助金のチェックをよろしくお願い申し上げます。
○大松子ども支援課長 ただいまのご質問でございますが、まず、私立保育園に対する補助金について、額が大きいのは全くご指摘のとおりでございます。そちらのチェックにおきましては、これは申請一般、当然でございますが、担当者は精査しております。ただ、担当者が精査といっても、1人ではなくてダブルチェック、時期と、場合によってはトリプルチェックという形で慎重を期しております。あと、保育所の職員の数や場合によっては、障害児の数によって補助金が変わってまいりますので、当課の職員が現地を確認して現場確認をするなどもしております。さらに、全ての私立保育園ではございませんが、区の監査委員による財政援助団体による監査もしております。このように、二重、三重においてチェックをしております。

次に、保育の質の評価でございますが、これは、まず区職員が定期的に現場を見て、どのような保育がなされているか、子どもの扱いがどうであるか確認しております。また、巡回アドバイザーを定期的に派遣して、今言った現場の保育の状況を確認しております。さらに、これは第三者評価制度も取り入れておりまして、私立保育所が東京都の第三者評価制度を受審した場合は区が補助金を出すということもやっております。こういった点で保育の質を確保しております。

さらに、最後の不適切保育の監査でございますが、不適切保育があるかないかの監査はしてはおりませんが、まず職員、先ほどの申し上げたことと一部重複いたしますが、職員が保育現場のほうは定期的に確認しておりますので、そこで、場合によっては保育士に、保育士や園長に聴取して、そういった兆候がないか確認しております。また、保護者や保育所の職員からの相談窓口としての体制も整えております。そして、場合によって不適切保育のおそれがある場合は、関係所管と連携して、指導、監査などができる体制も整えております。

以上でございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。チェックされていらっしゃることを確認させていただきました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員長 はい。それでは、暫時休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後1時05分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。在宅支援課長が14時から16時まで出張公務のため欠席です。

それでは、引き続き質疑を受けます。

○はやお委員 それでは、私立学校就学者等支援クーポンの件についてと、と、それとあとまとめて、あともう一つ、例のごとく、こっちじゃない。すみませんね。と、教育政策の公立復権の総括について、この2点をまとめてやらせていただきたいと思います。

まず、資料要求させていただきましたので、資料のほう、特に復権のところのほうの経緯経過、そこをポイントだけ、特に総括というか、これをどういうふうに成果と課題を整理してこっちに移行したかということ、その前のクーポンのこのあれについては既に分科会でも整理されているようなので、そちらの復権のところの変遷について、この資料説明とともに確認したいと思います。よろしくお願いいたします。一応、資料をどうもありがとう

ございました。よろしくお願いいたします。

○上原指導課長 それでは、資料のほうの説明含めまして、復権について、総括についてご説明申し上げます。平成14年度に千代田区の中等教育将来像というものを掲げまして、三つの将来像の柱を掲げております。その後、平成25年度、26年度に、今後の千代田区の中等教育の在り方検討会というのも開催しまして、その中で将来像についての成果と課題を検証いたしまして、26年度に報告書としてまとめて、こちらの中等教育将来像について総括をしているところです。その後、教育大綱に基づいて、教育ビジョン、また子育て教育ビジョン、そちらのほうを、5年、また10年計画の中でそれぞれ作成しております。それに基づいて各学校等の教育活動を実施しているところでございます。公立学校の教育の復権というところでございますが、それぞれの時代に即した教育活動を行っていくことで、より魅力ある学校づくりというところに努めてまいっているところでございます。資料に含めて、復権についてのご報告は、雑駁ですが以上でございます。

○はやお委員 この事業、私立学校就学等の支援クーポンということについては、経済対策の一つであるということでご説明いただいております。それと、なかなか公立復権政策というのが、この理論的にどういうふうに整理されたのかと、今の説明だけでもよく分からないんですよ。というのは、ずっと来ましたよね。それで教育ビジョンになりましたという中に、教育ビジョンに至る、これもあくまでも教育ビジョンですからね。具体的な計画、方針ではないわけです。そうすると、ここのところの、結局は経済対策として行ったこのクーポンの対応というのが、公立の復権政策との、この理論的整理、理論的整合性というのは、いつ、どこで、どのように話されたかということを知りたいんですよ。その資料についてがないから分からないと何度も言っているんですけど、そこをちょっとお答えいただきたい。

○加藤子ども総務課長 まず公教育の復権というところと、今回新規事業として挙げさせていただいている私立学校就学者等支援クーポンについてでございますが、先日の定例会での一般質問のほうで、はやお委員からの質問にもございましたとおり、こちらにつきましては、公の公教育との復権と直接関わりがあるというわけではなくて、あくまでも給食費、教材費相当の、私立学校に等に通うお子さん、子どもたちへの経済的支援として行うものでございまして、施策の趣旨や目的が異なるものという形で、子ども部長から答弁させていただいているとおりでございます。

○はやお委員 これは別儀だよ、あくまでも経済だよということなんですね。ちょっとそれはまた後で確認しましょう。

ということであれば、でも答弁の中に、一定程度のこの公立の復権というのは整理されたというような答弁だったと思いますけど、いま一度、この一定の成果と考えている点について、もう一度答弁いただきたいと思います。

○上原指導課長 まず公立学校の教育の復権というところでは、公立中学校の進学率が低い状況であったことから、区立学校の魅力の減少として受け止めて掲げたものというところで、まず認識しております。そちらの一定の成果というところにつきましては、進学率の上昇等もございまして、各、中等教育学校を新設しまして、そのほか2中学校に整理させていただいた中で、魅力ある教育活動をそれぞれの学校で実践している。そのような取組が成果を上げているというところでございます。

○はやお委員 そういうことなのかもしれないんですけども、結局何が言いたいかというと、やはり公立ということに関して、千代田区が学校設置者なんですよ。そうすると、千代田区として何を考えなくちゃいけないかということ、プライオリティーからしたら、公立をどのようにきちっと魅力あるものにしていくかということだと思っただけです。ここのところが、決してですよ、お金があるとかないとかというわけじゃないけど、私立に行くということは一定程度の判断があるわけですよ。となると、これを結局は、なぜクーポンにしたかといったときに、千代田区の、例えばこれをエビデンスとなる年収だとか、何かを積み上げるためのエビデンスを検証したのかどうかというのは、ちょっと見るには値しないに近いと思っているのは、最初のほうの資料ですよ。変遷じゃないやつ。それは、それが8万になるというのはこうでしょう。これは事務事業概要に多分、例年、令和8年度のときになるでしょう。その内容なんですよ。そうじゃなくて、これに至るための考え方ということなんです。それをどういうふうにして、結局は、区としては、エビデンスとして、こういうことでやりましたという、もう少し、積み上げではなくて背景みたいなものはどうなのかということをお答えいただきたい。

○加藤子ども総務課長 まず、今回のこの事業の経緯といいますか、何でこれをやろうと、実施しようといったところの経緯でございますが、今回この事業は、区議会からこれまで給食費の無償化、区立学校等の給食費の無償化等で様々なご指摘を頂いたところでございまして、また、国や都における社会全体の子育てに関する経済的支援の流れもございまして、そうした流れも踏まえて、区として何がどこまでできるかといったところ、そちらのほうを考えまして、令和8年度の予算編成時のときに、新規事業として、庁内の予算編成などの所定の手続を踏んだ上で、もちろん査定を受けた後に当初予算に計上させていただいたということではございます。

何度も繰り返しになるかもしれませんが、あくまでも子育て、教育に係る経済的軽減を図っていくという社会的な流れ、これが非常に大きなものだと思っております。

○はやお委員 ということは、例えば今回のところについては、所得制限をのいているわけですよ。大概そういう流れですよ。けども、今回そのところで、結局は、例えば千代田区の親御さんたちが、子育て世代の親御さんが、どのくらいの年収があるかということについて調べなかったんですか。

○加藤子ども総務課長 年収がどのくらいであったかといったところにつきましては、昨年6月、7月に行いましたキース・フォーラムというアンケートのほうを子育て世帯の子どもや保護者のほうにお送りさせていただきまして、ある程度の年収の大体の構造といったところをつかんでいるところでございます。ただ、今回の事業につきましては、公私の格差、支援の差を、均衡を図るといったところでございまして、公立学校については給食費また教材費につきましては所得の制限なく支援をしているというところでございまして、私立学校のほうも同様に行わせていただくというところでございます。

○はやお委員 でね、そうなんですよ。私も調べたんですよ。このちよだキース・フォーラム、第3章、これはホームページのほうに書いてありました。サンプル数が約1,000ということですね。これが母集団として多いのか少ないのか分からないけれども、驚く数字が出ているんですよ。ここに書いてあるのは、2,000万円以上3,000万円未満が最多で、17.2%の方が年収はそうだというんですね。1,250万以上のやつをやる

と、1,250万から1,500万で12.9%、1,500万から2,000万で、15.——これは、「1%」と呼ぶ者あり）15.1%。そして先ほどの2,000万以上3,000万で17.2で、3,000万円以上が10.1なんです。そうすると、1,250万円以上の年収を持っている人が56%もいるんですよ。これはサンプルとして取っているからですよ。けども、これに値して、果たしてこれが効果的な事業政策であるかと考えるじゃないですか、普通だったら。そこのところがどういうふうに意思形成過程があったのかと何度も言っているんです。こういうものがあるから、例えば幾ら以上の人にもっと重みづけを、8万じゃなくてやるとかというのが僕は普通の考え方だと思うんですよ。それを一律にするといったところについてのエビデンスがないんですよ。その辺はどういうふうに考えて。

○加藤子ども総務課長 あくまでも今回行っている私立学校就学者等へのクーポンの配付事業でございますが、考え方としますと、公私の支援の差を、まあ埋めるというわけではないんですが、そちらについて均衡を図っていくという考え方の下に実施をしたいと思っております。ですので、区立学校、また私立学校に通う方々に対しての支援の差の均衡を図っていくというものでございますので、その点をご理解いただければ助かります。

○はやお委員 じゃあ、ちょっと視点、切り口を変えましょう。高校の進学というのは、今はもうほとんど中学に行けば高校に進学する。つまり準義務教育に近いものというふうに言われている。だからこそ高校生の授業料が無償化するということの公平性、平等性ということで、私立のやつを無償化しているわけですよ。しようと、それ、都のほうも。場合によっては国もやろうとしている、今。この辺の考え方について、区の見解。僕は、私は中学生と高校生一体なんですよということになり得るわけです。そのときに、このところ、準義務教育として高校を扱っているのかどうか。どういう見解なのか。そのところをお答えいただきたい。

○加藤子ども総務課長 高校については、あくまでも義務教育ではないという認識でございます。これは法律で決まっているといったところもございしますが、ただ、ほぼほぼ100%の方々が高校に進学をしているといったところの社会状況については認識してございます。

○はやお委員 つまり、今は確かに法律上は義務教育で、その部分については補填は頂きますよ、千代田区に対しては。それは義務教育ですから。でも、今後、授業ということ、授業料ということに関しては、やはりみんなが行くから、そのところは補填しましょうと国がやるわけ。あ、都がやる。えっ、国、都。国、都の両方で。じゃあ、そこで金額が、公立の場合と私立の場合、幾ら、これは所得の制限なしでやる。これは以前、今回の本会議でも桜井議員がパワポでやっていたけど、ちょっとそのところ、もう一度、執行機関としては幾らと幾らなのか、もう一度答弁していただきたい。

○小野委員長 何が幾らか、もう一度お願いしていいですか。

はやお委員。

○はやお委員 はい。結局は高校生医療費無料化の、結局はどれだけの補助、授業料の無償化を幾ら金額として補填しているのか。（「医療費じゃない」「授業料」と呼ぶ者あり）あ、授業。じゃあじゃあ、授業料、授業料、授業料。医療費じゃない。私は高校生相当の医療費無償化、だからすぐ、授業料です。授業料を幾ら補填しているか。

○小野委員長 授業料の補填。

○小川子ども部長 公立学校については公立学校の授業料相当分で、東京都においては私立学校については49万円を限度というふうに認識をしております。

○はやお委員 正確に言うと、公立については11万8,800円、そして私立については48万4,000円、つまりその差額は36万2,000円ということなんです。ごめんなさい。36万2,000円か。ごめんなさい。あ、ちょっと、36万5,000円ぐらいなんです。で、ここの数字を何かといたら、既に、私立に行くと、私立に行くと、高校については国、都から36万近くのお金を補填される。それがいけないということじゃないですよ、何度も。そういう状況の中で、じゃあ、公立のほうと、差が、公平性というのはあるんじゃないんですか。そしたら、タームとして、中学、高校、確かに、確かにですよ、義務教育ではないけど、準義務教育だからこそ授業料を無料化に高校をするわけですよ。そうしたときに、三十何万も差が出てくるわけです。そしてまた、素晴らしいことに、うちのほうは1人1万5,000円の対応もしているわけですよ。ということからしたときに、この辺をどういうふうに総合的に包括的に検討したかということをお答えいただきたい。言っていることが分からない。

○小野委員長 今は高校の話ですよ。そこも含めて。

○はやお委員 いや、だから、高校の話だけど、中学、高校をタームとしてということ。

○小野委員長 ああ、中高の、中高タームで。中高を包括的にということですね。ちょっと、高校と言うと。

子ども部長。

○小川子ども部長 先ほど担当課長が説明したように、今般は、子ども施策全般を見渡して、どういったところにまだ十分でない点があるかということ点を点検した上で、あくまでも公立の小中学校と私立の小中学校の、その均衡を図る。完全に差を埋め切れるものではございませんが、その差を埋めるものということでのご提案でございます。

○はやお委員 じゃあ、それを裏返すのは、それだけの差について、当然のごとく、高校に入った人たちに対して何らかの補助金を出すということですか。高校生に対する、その差額があるわけですよ。ということになりますよ。お答えください。

○小川子ども部長 先ほど申し上げた、施策全体を見渡して、何か足らざるものがあるということであれば、我々は常にその辺りも検証して、事業化に向けての検討をしているところでございますので、ご指摘のような点も全体を見渡した際に生じるという懸念であれば、そこについては検討したいと。ただ、現時点ではそのようには考えていないということでございます。

○はやお委員 だから、教育委員会でこのことについてどういうふうに考えていたのかということを知っているんですよ。それが、限局的に言ったらそうですということでもいいわけですね。だから全体的には全く考えていないという。だから、そのところについては、高校は高校だからという理解でいいわけですね。僕はこれのところにカジを切るということに関しては、先ほどの公立の復権ということから考えたときに、何であえて言っているかと思ったら、うちには九段中等という後期課程を抱えちゃっているんですよ。そういうところの問題をどういうふうに考えるかということなの。

改めて、切り口を変えますよ。じゃあ、九段中等のほうの例えば後期課程、これは義務

教育じゃありませんから、教員に対しては幾ら、そしてまた、私が覚えているのは4億ぐらいだったんですけど、今はまた変わっていると思います。それと、あと施設に対する維持管理は幾らか。ここが一番大きいところですから、お答えいただきたいと思います。

○上原指導課長 九段中等教育学校の教員に対して支払っている額ですが、区費負担分としましては3億5,187万562円、これが令和6年度の数値でございます。それ以外に区費講師もいますので、そこに2,593万プラスした形で、区の負担分として教員にかけたお金でございます。

○はやお委員 施設は。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 九段中等教育学校の維持管理に係る経費でございます。今回、令和8年度予算では、1億3,176万9,000円を計上させていただいております。

○はやお委員 4億弱と約1億4,000万ぐらいと。これが、本来義務教育じゃないですから、かかっているわけですね、千代田区は。それはもう本当に、あまり大きい声では言えないけども、財政のいろいろな努力によって、いろいろな対応もしていただいているということも本当にご苦労だと思います。でも、現実、それだけかかっているという状況の中です、じゃあ我々が抱えていなけりゃいいんですよ、さっきの話で。でもやっぱり公教育ということで、九段中等を抱えているわけですよ。だったら、どういうふうにするんですかといったときに、総合的に、広域的に、包括的にと考えるのが普通なんじゃないんですかといったときに、教育委員会もしくは教育長が、このプライオリティーについてどういうふうを考えて、確かに経済対策かもしれないけれども、これ、ターム、長い目で見たら、不均衡じゃ、不平等じゃないですかと私は思うんですね。でないということをごきちと説明していただきたいんですよ。お答えいただきたい。

○小川子ども部長 先ほど少しかぶる部分もございますけれども、やはり政策全体を見渡して、不均衡とか足らざるところがあるということであれば、きちんとその辺りについては解消していくということが、我々の事業を検討する、見直していく際の基本スタンスでございます。今般に関しましても、そういった全体を見渡す中で、やはり私立の子どもと区立学校の子どもの不公平さがある。また、国や他の自治体の動向もある。そういった中での均衡を図る政策だということでございますので、ご理解を頂きたいと存じます。

○はやお委員 まあ、私はね、年収が1,250万もある方、大半がさっき言ったように2,000万から3,000万の方が17.2%もいる中で、このことが、やっぱりお金ということについては、邪魔になるものじゃないですよ。だけど、本当に喜んでもらえるかということなんですよ。そしてまた、何をやらなくちゃいけないかといったら、こういうことをやったら、みんな私立に行きますよ。そうしたときに、九段中等教育の魅力が下がってきたといったら、どうなるんですかということをお願いわけ。で、お金がかかっている、魅力のあるものにしていきたいという流れの中で、どう判断していくのかといったら、必死になって、やっぱり学校設置者である千代田区並びに教育委員会が管理運営をしていくというんだったら、そこのところを考えなくちゃいけないことだと思うんですよ、何度も言うように。

それで、このことが、こんな当初予算が決まるこんなところで話されていること自体が、

僕はおかしいと思っているんです。というのは、大きな方向変換なんですよ、またこれも。そうしたら、常任に報告したのかということなんですよ。そこをお答えいただきたい。

○小川子ども部長 大きく2点あったかと思います。一つ、この今回の施策を実施することによって私立に流れてしまうのではないかというご懸念かと思います。これ、実はもう先行して、23区の中でも6区実施している区が既にございます。その区が例えばこの施策を実施する前と後、そして、この施策をまだ実施していない区が多数ございますので、それらの現在と前と、公立学校、私立学校の選択の比率ですよ、そういったものの推移を我々は調査をしましたが、今般の支援に対しての影響というものは特に見られなかったということございますので、ご懸念には及ばないのではないかという考えでございます。

○はやお委員 はい。

○小野委員長 はやお委員。

○小川子ども部長 一方……

○はやお委員 いいよ。

○小川子ども部長 もう一つの点、確かに今般の点につきましては、大変重要な課題であると。議会で十分ご議論いただくために、どのように取り扱うかということについては大変重要なことございますので、常任の正副委員長ともご相談しながら対応しているところございます。

○はやお委員 もうこれ以上僕は言いませんよ。何かといったらね、僕らが言っているのは、学校を抱え、高校を抱えているということにしたら、6区といたって、あのね、千代田、区立で高校を抱えているところはないんですよ。そして、あの当時、設置に当たっても言ったように、人口80万ぐらい、つまり世田谷ぐらいにならなかつたら、高校を設置するのはおかしいだろうと、そういう話までなったぐらいなんですよ。となつたらば、これだけお金を投入して、後期課程の教員の人件費もやりながら、そして維持をしていきながらといったときに、どうやってこの魅力あるものというの、高校も維持していかなくちゃいけないかといったときには、十分な検討をしなくちゃいけない。

今これからしていく話を言っていたわけじゃないんですよ、例えば常任に関しては。これについては十二分な検討を、常任委員会で僕がこんなことをやっている話を、委員会でやられた結果、当初予算に入っていくということが普通の流れじゃないんですか、手続・手順じゃないんですかといったときに、やっぱり部長の言葉は、今これからやっていきます。いや、正副委員長のほうでということ、ちょっとそこをもう一度答えてください。ちょっと待って。だから、その、いうには、いうところをきちっとやっていただきたいというところ。やっていないということだから、それを言っているんですよ。委員会のほうでの報告はないということから言っているんですよ。お答えいただきたい。

○小川子ども部長 最後の点につきましては、大変申し上げにくいことなんですけれども、当定例会の始まる前の常任委員会のさらに前の常任委員会の、さらに前の正副の打合せの段階で……

○はやお委員 やっているの。

○小川子ども部長 ご相談をし、この取扱いについて対応を協議したところございます。

○小野委員長 はい。あと、せっかく副委員長がいらっしゃるので、ちょっと副委員長に。（発言する者多数あり）はい。

池田副委員長。

○池田副委員長 今、部長のほうから、当委員会のほうの正副にということと言われた経緯があるんですけども、今の定例会の常任の前の常任のという、随分遡られているんですけども、その時点では、このクーポンなり私立支援なりというところは、具体的にはまだ私は正直聞いていないですよ。そのところは履き違えないでいただいて、どこまで触れたかというのはちゃんと申し伝えていただかないと、それはこちらの常任の正副に対して本当に失礼かと思えますから、それは、必要であればちゃんと常任で諮って前振りをしなきゃいけない話じゃないですか。

○小川子ども部長 そういうこともあるのであんまり申し上げたくはなかったんですけども、これは1月23日の常任の前の正副の打合せの際に、今後議案を予定しているので、クーポン券についての取扱いを常任の中でどのようにいたしますかということをご相談し、（発言する者あり）予算の事前審査になり得るから、これは分科会の中で対応しようということになったと記憶してございます。

○小野委員長 はい。それでは、ちょっと一旦休憩します。

午後1時33分休憩

午後2時01分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、まずはご答弁からよろしいでしょうか。はやお委員、よろしいですか。

○はやお委員 はい。

○小野委員長 はい。では、ご答弁からお願いします。子ども部長。

○小川子ども部長 今後とも、重要な案件については、議会で十分ご議論いただくために、どのように取り扱うべきかということについて、常任の正副委員長とご相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 もうこれ以上やるつもりはないんですけども、ただ、先ほどあったように、やっぱり二元代表制であるという議会の立場もある。そしたら、やっぱりこの大きなものをつくっていく上で、事業の細かい話ということよりも、先ほどあったように、じゃあ所得の状況はどうだったのかとか、そういうものをやりながら、悪い言い方、におわせていくというやり方というものもあるわけですよ。だから、そういうふうに丁寧に、この意思形成過程という大げさな話になりますけれども、今後、そういう丁寧に、過程で積み上げてきたエビデンスだとか、そういうことということはきちっと報告してもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○小川子ども部長 なるべく早い段階で、基本的な考え方などについてご相談できるように努めてまいります。

○はやお委員 はい。もういい。

○小野委員長 はい。それでは、これについて、関連でしょうか。おのぞら委員。

○おのぞら委員 先ほどの答弁の中で、国や都の流れというのを十分に把握して行いましたということなんですけども、都について、どういった制度を持っているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○加藤子ども総務課長 東京都のほうでございしますが、令和8年度の予算の中で、都のほ

うは新たに私立小中学校等給食費等負担軽減市町村補助事業というのを新たに実施すると聞いてございます。その目的でございますが、区市町村が公立の小中学校における支援との均衡を図るため、私立小中学校等に通う児童生徒の保護者に対して給食費相当額の補助を実施する場合に、都が支援を実施するという考え方を示していただいております。

○おのでら委員 まさに千代田区が今後、今回行おうとしている事業に合致するものだと思います。ほかの区でも、これを受けて、手を挙げるといいますか、新しく事業を始める。そういうのも把握していらっしゃるでしょうか。

○加藤子ども総務課長 分科会でも6区の名前を挙げさせていただいたところでございますが、それ以降、大田区のほうで現在新たに教材費の無償化といったところをおやりになるという報道を目にしております。

○おのでら委員 都も予算の審議中だと思いますので、これが固まり次第、ほかの区も徐々に手を挙げてくるのかなというふうに私は考えているんです。これが国の流れであり、都の流れであり、区の流れであるというふうに把握しております。

あとは、先ほど年収のお話があったと思うんですね。私の認識では、このアンケートというのは、この年収は世帯年収じゃないかと思うんですけど、その辺り、いかがですか。

○加藤子ども総務課長 委員ご指摘のとおり、世帯年収でございます。

○おのでら委員 あと、アンケートの中で、共働き、共働きの割合とかも聞いていらっしゃると思うんですね。この割合を教えてくださいたいのと、あとはお子さんが何名、何人ぐらい育てていらっしゃるのか。そこも取っていたと思います。こちらは何人ぐらいというふうに把握していらっしゃいますか。

○加藤子ども総務課長 まずキース・フォーラムの共働きの回答の結果でございますが、ちょっとよくよく確認のほうをさせていただいたところ、おおむね6割というご回答を頂いたところでございます。

また、お子さんの人数でございますが、回答で一番多かったのは2人で、もちろん1人というのが約3割で、5割未満ぐらい、49.4%ぐらいがお二人と。それ以外は3人、4人、5人ということで、2人以上お子さんをお持ちであるというのが多いということが今回のアンケートで分かったことでございます。

○おのでら委員 そうしますと、世帯年収が高いとしても、千代田区の場合にはたくさんのお子さんを抱えていらっしゃる方がいらっしゃる。それでまた、そのたくさんのお子さんを抱えて、その子たちの教育費を払ったり、食費を払ったり、住宅費も払ったり、そういったところで、共働きをして何とか教育費をお支払いしている。そういった状況というのがもう見えると思うんですね。

よく私立の保護者の方に言われるのは、ちょっと認識を改めていただきたいと。私たちは裕福だから私立に行かせているわけじゃないと。建学の精神、私学の建学の精神ですとか特色のある教育方針に共鳴して子どもを通わせているだけで、何とか頑張って共働きをして通わせているんだと。こういったところ、認識を改めてほしいということでよく言われます。

また、テレビドラマとかで裕福なイメージとかそういったところを広めてしまっているのは問題だとは思いますが、例えば子どもがスポーツに秀でていたり、あるいは美術をやりたい、音楽をやりたい、そういった場合には、どうしても区立でなくて、そこ

に特化した学校に行くという選択肢になってくるわけですね。そういった意味でも、区立ですとか私立ですとかそういったような隔てを設けるのではなくて、もう本当に子どもの選択というところで、ぜひとも区には応援していただきたいと思うんですけども、その隔てのない支援、この辺り、今後も続けていくということで確認させてください。

○加藤子ども総務課長 委員、今おっしゃっていただいたとおり、子どもを私立に通わせる方、また公立に通わされる方々、ご家庭ごとにご事情があるかと存じます。本事業はあくまでも公私の支援の差の均衡を図ることを目的に、基本的な考え方として、既に実施をしている区立学校の給食費と教材費の無償化と併せて、全ての千代田区の子どもたちへの経済的支援を実施させていただきたいと思っております。

○小野委員長 はい。よろしいですか。

関連。はい、米田委員。

○米田委員 私も項目に挙げていたんで、質問させていただきます。様々皆さんからあった話もそのとおりかなと思います。はやお委員がおっしゃっていましたが、いい取組で、基本的に我々も予算要望しておりましたので、しっかり後押しはしたいなと思っておりますが、議論の中に、一部区民の中には、私立に通う家庭への支援が過剰ではないかと感じる方もいらっしゃるの事実でございます。でも、その意味でも、この事業が特定の家庭への上乗せ支援ではなく、公立と私立との間にある支援の差を埋める、公私間の公平性を図るための取組であるということをご丁寧に説明していくことが今後重要になってくると思うんです。区としてこの点をどのように伝えていくか。確認させてください。

○加藤子ども総務課長 先ほど来申し上げておるとおり、あくまでも公私の支援の差の均衡を図るということが基本的な考えとなります。区立学校に通う保護者の方々にもこちらの考え方をご理解いただけますよう、丁寧に説明のほうをさせていただきたいと思っております。

○米田委員 今回のことに関して、私立に通う支援の必要性についてこれまでも様々な議論があり、我々の会派も予算要望を出させていただきましたけど、いろんな経緯があると認識しております。その一方で、分科会でもありましたけど、制度の詳細がまだまだこれから詰められる部分もあるということで、区民とか我々委員の中には、突然出てきた事業ではないかと受け止める向きもあるのではないかと思います。我々は別に思っていないですけどね、特段。（発言する者あり）そこで、もう一回改めて確認させていただきます。本事業は、区として必要な検討や庁内での手続を踏まえた上で、政策的な判断として今回の当初予算案に計上したものであるという理解でいいか、もう一回確認させてください。

○加藤子ども総務課長 今、委員にご指摘いただいたとおり、区議会からこれまで様々なご指摘があったことや、また国や都における社会全体の子育てに関する経済的支援というものの流れもございまして、令和8年度予算編成の際に、新規事業として庁内の予算編成における所定の手続を踏まさせていただいて、もちろん査定も受けた後、当初予算案に計上させていただいたものでございます。

○米田委員 はい。分かりました。でも、新しい事業ですので、今後やってみて、見えてくる課題も多々あるように思います。初年度の実施状況や利用実績、保護者や子どもたちの声をしっかり聞いて、必要な改善策につなげていくことが重要だと思います。令和9年度以降に向けて、どのように検証を行っていくかも確認させてください。

○加藤子ども総務課長 今回、これからこのクーポンを配付する形になりますが、このクーポンを利用していただいた方々に、多分様々なお問い合わせも頂くことになろうかと思えますし、可能であれば利用者の方々にアンケートも取らせていただきまして、そうした様々なお声を制度の改善といったところにつなげてまいりたいと思えます。

○米田委員 しっかり検証していただきたいなと思えます。

最後にしますけど、私、この事業は、区立、私立等を問わず、どの学校に通っていても、本区の子どもたちは千代田区の大切な子どもである。千代田区として分け隔てなく全力で応援していく。そういった明確な意思を示す取組だと思っております。区としても、まさにそういうことなのかなと思っております。最後、区長か教育長、そういうメッセージでよいか確認させてください。

○堀米教育長 私どもとしては、今までどおり、全ての子どもたち、誰一人取り残すことなく、将来に向けた希望を持って生きる子どもたちをこれからも育成していきたい。それに対して全力で取り組んでいきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。それでは、次に行きたいと思えます。

岩田委員。

○岩田委員 公益通報と官製談合。（発言する者多数あり）

○小野委員長 ごめんなさい。まだ子ども部です。ちょっと待って。（発言する者多数あり）

○岩田委員 失礼しました。

○小野委員長 びっくりした。子ども、子ども通報じゃないので。

のざわ委員。

○のざわ委員 予算案の概要101ページ、ICT学校教育システムの推進、22億623万円についてご質問させていただきます。ICT教育予算の費用対効果について、2点お伺いさせていただきます。

令和8年度はICT教育システム推進に大きな予算増が計上されておりますが、①強固なアクセス制御、ゼロトラストセキュリティというシステム変更で、具体的に何が変わっていきますか。何が期待されるのか、教えてください。生徒の皆様の学力向上も含めて教えてください。②不登校の皆様へのICT学校教育システムを使った対応を現状どのようになっているのか。その方々の学力向上も含めて教えてください。よろしく願いいたします。

○上原指導課長 2点ご質問いただきました。次年度、リプレースのほうを予定しております。その中で、今、委員がおっしゃったゼロトラストセキュリティ、いわゆる強固なセキュリティ環境を構築するというのが大きな目玉でございます。その中で、これまで児童生徒用データとか学校業務用データのネットワーク自体が実は分離をしておりました。そこで、教員が子どもたちの学習状況を即座に評価するというのがなかなか難しい環境であったんですけども、今回、ゼロトラストセキュリティというところで、そのこと自体が改善されまして、指導と評価の一体化というところがとても図りやすくなり、学力のさらなる向上も期待できるというところです。

また、予算の中で大きく出てくるところは、回線速度を大幅に引き上げます。そこで、

子どもたちはこれから自己調整しながら学習を進めるというところで、やはりそうすると、学習の質と量が増加するというふうに考えられます。これも学力向上に寄与するところかというふうに存じます。

また、先生方も業務に当たるに当たって、自分のライフスタイルに合わせて業務を行うことができるようになるため、負担軽減にもつながると考えております。

2点目のご質問ですが、不登校児童生徒に対してですが、ICT機器を活用することによって、オンラインによる授業参加というところも可能としているところです。また、学習専用アプリも導入しておりますので、個人でも学びが進められるような環境のほうも整備しております。また同時に、教員も学習状況を、子どもたちの学習状況も把握することができ、場合によってはチャット等で、そこで直接的な指導というところも行うことができますので、ICTを活用することで、そういった不登校のお子さんたちの学力向上にも十分よい影響を与えることができるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。ICT教育予算の費用対効果を考えながら、大きな効果を出していただけるようなお考えを頂きました。ありがとうございます。ぜひもう一度ご確認をさせていただけたらと思います。

○小野委員長 えっと……

○のざわ委員 すみません。じゃあ、どうぞ、確認しましたんで、どうぞよろしく願いいたします。

○上原指導課長 委員長、指導課長。

○小野委員長 では、ここまでですね。

それでは、引き続き、入山委員。

○入山委員 九段中等教育学校の施設整備、施設改修についてお聞かせください。まずは今回の九段中等教育学校の受検についてお伺いいたします。今年度の適性検査が2月3日に受検があり、1クラス40名が38名、1学年が160名から152名への変更の募集となりました。前年より8名少ない募集ということになるんですけども、もうこちらは合格通知のほうはもう終了されているのでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 既に入学者のほうは決定いたしまして、合格の通知と今後手続を進めていくところでございます。

○入山委員 合格が決定されたということで、今回、昨年の募集要項で、最初35名というところが38名、ホームページですね、変更した経緯とか、そこの辺りで、保護者、生徒の皆さんたちへの少し不安があったかなというところはありました。この先、九段中等教育学校の募集人数につきましては、東京都の教育委員会の方針で35名に近づけていくのか。これからそういう調整ということによろしいのでしょうか。改めてお聞かせください。

○清水学務課長 公立中学校等の学級編制につきましては、国の法改正に伴いまして、40人から35人に引き下げられる予定でございます。ですので、今後、国の法改正の状況、あと東京都の動向も確認しながら、募集定員については検討していくというところでございます。

○入山委員 検討ということ、調整ということだと思うんですけども、区内、区外、A・

B区分の比率ですけれども、学校規模及び入学条件には、1対1がめどという記載がされていますが、こちらについても変更はないのでしょうか。

○清水学務課長 昨年、定員の変更につきましては、常任委員会でご説明した際にご意見を頂きまして、比率、区民枠、都民枠の比率というところにつきましてもご意見いただいておりますので、そのご意見を踏まえまして、A・B区分、区民枠、都民枠の比率も含めて、来年度、令和8年度の募集に向けて検討を進めてまいります。

○入山委員 ありがとうございます。そういうふうに検討していただけるということで、今回、A区分、B区分についての倍率と、あと合計の合格倍率、あ、合格じゃない。倍率についてと、あと男女の男女比率が幾つになったのか、教えていただけますか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 今回、令和8年度の入学適性検査の受検倍率は、区民枠（A区分）が2.09倍、都民枠（B区分）が3.30倍でございました。

今回の合格者の男女比率ということでございますが、おおむね男子4、女子6の割合となっております。

○入山委員 倍率だけ見ていると、少し落ちているのかなと思うんですけども、また女子が多いということですけども、こちら、何かしらの理由がありますか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 これは公正公平な入学適性検査の結果、女子のほうが割合が多くなっているというふうに認識しております。

○入山委員 今回、予算委員会ということですね。施設の改修工事については、前年だと8,196万、今回2億2,000万、約、倍以上ということなので、こちらについてはどのような工事をされるのでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 今、入山委員ご指摘のとおり、令和8年度予算における施設改修に係る経費は2億2,156万3,000円を計上してございます。内訳でございますが、体育館屋上防水改修に6,347万2,000円、富士見校舎空調改修、これは今年度、来年度と、8年度と2か年かけて行うものでございます。そちらと、それから九段校舎のほうも空調改修、まだ耐用年数は来ておりませんが、特に2階と5階の特別教室、不具合が多くて効きが悪いというところを更新いたします。こちら合わせて9,816万7,000円。それから富士見校舎から九段校舎に来まして、門をくぐったら、校舎に行くまでの生徒の通路がございます。連絡通路。こちらのほう、現在プラスチックのほうの舗装となっております。そこを、安全性を向上させるためにコンクリートに舗装改修いたします。そちらの経費が207万9,000円。そして、富士見校舎の照明LED化改修、こちらに5,107万5,000円。そして、九段校舎照明LED化に向けた改修の設計に667万円となっております。

○入山委員 ありがとうございます。施設改修、これから何年か、10年以上使われるということだと思うので、しっかりとやっていただきたいと思うんですけども、先ほど前年度比で倍率を聞きましたけども、九段中等教育学校を受けるに当たり、選択の理由としては、学校運営、ICT学校教育システムとか、学校運営方針で文科省よりスクール事業に選ばれたりとか、様々な学年で派遣研修など、様々な理由があると思うんです。その中でも学校の施設についても選ぶ理由の一つにもなると考えています。九段中等教育学校の施設はもう40年がたち、先日、卒業式も私も伺いましたけれども、一部雨漏りがするということも聞いていますし、生徒や保護者の中でも、古くて、施設が古く、クーラーが効

きづらいということも聞いております。その中でも、セキュリティ対策なんかもちよっと保護者からも聞いたりとかもしております。そしてまた、今、男女比率についてもお聞きしましたが、女子の入学者が増えることについて、何かしら施設整備の修繕については影響があるのか、お伺いしたいと思います。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 ただいまのご指摘、確かに九段中等教育学校は九段校舎が築42年、富士見校舎が築20年を経過しており、特に富士見校舎のほうは、外観からも老朽化しているというお声を聞いているところではございますが、本校につきましては、例えば、屋上の天文台や、それから、PC・LL教室をはじめとした特別教室、そして、多数の講義室で少人数による講義が受けられるようにするなど、非常に工夫をしたり、それから、最新鋭の3Dプリンターをはじめとした備品も整えて、校舎自体は古いんですが、学校施設設備としての魅力向上に努めているところでございます。

○入山委員 ありがとうございます。いろいろと施設は古いけども、新しいそういったものも入れてくれるということですか。

生徒たちに聞くと、荷物や教科書なども多くて、ロッカーの大きさが足りないということをお聞きしました。このことについて、ちょっと担当課長の方にも伺ったんですけども、消防法の関係で、ロッカーを大きくできないと、こういったお話も伺いました。今回、38名——ごめんなさい、38名で、今回、学年で8名、これから35名にしていくとなると、学年で20名減るということになりますね。さらに、6年後には、そのまま行けば120名減るということになりますので、6年後、10年後に向けた施設整備をしていただければなと思っています。それについては、いかがでしょう。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 今後、生徒の数が減っていくということで、それで、それによって、スペース、空間がまた創出されてくる部分も確かにあろうかと思えます。本校といたしましては、今後、ICT教育や学校DXの進展の中で、また、多様化する学びに対応しつつ、そういったスペースをいかに有効に使うか。そして、入山委員おっしゃったように、ロッカーの問題も、課題として学校としても受け止めております。そういった近い将来の課題として、ロッカーの問題も含めて、学校のスペース、空間の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

○入山委員 最後に。ありがとうございます。区内外から魅力ある九段中等教育学校、さらには神田一橋、麴町と、区立の学校がありますので、長く愛される学校をつくらなければなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 まず、施設整備面では、6年後、10年後以降も見据えて、耐用年数や劣化状況などを注視して、より一層、充実、改善できるように取り組みたいと考えております。また、今後も、引き続き、九段中等教育学校においては、子どもたちの多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現するカリキュラム編成や、特色ある教育活動を実施して、選ばれる学校として、子どもたちにとって学んでみたいと思えるような魅力ある学校づくりを一層目指してやってまいりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 はい。関連はよろしいですね。

それでは、ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上で、子ども部の総括質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時44分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

政策経営部の総括質疑に入ります。

質疑を受けます。

○岩田委員 公益通報と官製談合、質問させていただきます。

まず、資料、ありがとうございます。資料の最初のところで、「議員等との対応」とありますが、この議員等の「等」に含まれるものを教えてください。

○佐藤総務課長 「議員等との」の「等」についてでございますけれども、議員ですとか事業者ですとか——すみません、ごめんなさい。利害関係人のことを対象にしております。

○岩田委員 ありがとうございます。利害関係人ですね。

その次に、ハラスメント相談体制とあるんですが、198万円、これって、行政監察員に対する委託費用がメインということでしょうか。

○中根人事課長 この経費につきましては、外部相談窓口として弁護士事務所に委託している経費ですので、おっしゃっているものとは恐らく違うものだと思います。

○岩田委員 分かりました。

ちなみに、法務担当課長って、何かしばらくお休みというふうに以前の議事録で書いてあったんですけど、今日っていらしているんでしょうか。（発言する者多数あり）います。じゃあ、いいの。続けていいの。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 いらっしゃるんですね。ありがとうございます。

それでは、法務担当課長は、現役の弁護士さんでいらっしゃるということで合っていますか。

○佐藤法務担当課長 弁護士登録はしておりますが、弁護士業務は一切できないことになっております。

○岩田委員 では、最終合格されているということでしょうか。（発言する者多数あり）

○佐藤法務担当課長 司法試験には合格して、司法修習は受けております。修了しております。

○岩田委員 それでは、ちょっとお伺いしますが、千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書に携わっていたのかどうか、お伺いします。（「誰が」と呼ぶ者あり）法務担当課長。

○小野委員長 はい。携わっていたか、いなかったかというところで、ご答弁をお願いします。

○佐藤法務担当課長 携わっていたというのは、再発防止委員会の委員としてはやっております。

○岩田委員 すみません。聞き方が悪かったです。もう一回言います。千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書の作成に携わったんでしょうか。そして、その報告書は読んだ

んでしょうか。（発言する者多数あり）

○佐藤法務担当課長 岩田委員がおっしゃる報告書は読みました。

○岩田委員 作成は。（発言する者あり）

○佐藤法務担当課長 作成は委員の一員ですので、携わっております。

○岩田委員 います。

これは、再発防止委員会ではなく、私が個人的に取り寄せた刑事確定記録によると、この千代田区の官製談合事件に関わった、まず、元副区長、元議員、元部長が上司からの指示命令があったというふうに認めているんです。これは、まず、元副区長は、私が担当課長に内容を確認して聞き取った上で元区議に報告していましたと言っています。そして、元区議は、当時の副区長である〇〇さんが取りなしてくれて、元部長に、私から依頼があった場合、入札に関する非公表の情報を教えるように指示をしてくれたというふうに言っています。そして、元副区長は、元区議からの問合せに関しては私が窓口となっており、私が担当課長に内容を確認して聞き取った上で、元区議に報告してましたというふうに刑事確定記録の供述調書の中で言っています。3者とも同じことを言っています。さらに、判決の理由のところ、上司からの指示命令があったとしてもというふうに言っています。そして、千代田区が、区長名で元部長に対して出した退職手当返還命令書の当該非違に至った経緯の理由のところ、当該非違当時、上司の指示命令や区議からの依頼があって断りづらい状況にあったことと区も認めています。裁判所も認めています。

今話を聞いて、どう思われますか。これは、上司からの指示命令があったというふうに認定してよろしいんでしょうか。

○村木政策経営部長 ただいま岩田委員が確定記録を読み上げた上で法務担当課長に意見を求めてもらいましたが、こちらの確定記録の内容については、特別委員会限りということで私は聞いておまして、たしか共有できる理事者の中に法務担当課長は入っておりませんので、今、ここでその一部だけを読み上げられて意見を求められても、こちらとしては回答いたしかねるところでありますので、こちらにつきましては、委員長の賢明なご判断を求めたいと思います。

○小野委員長 はい。今ありましたとおり、そもそも岩田委員はご自分で取ってきたということではあるんですけども、この刑事確定記録というもののそもそもの取扱いというところも、再発防止特別委員会の中でやっていました。岩田委員がそこについてここでただ読み上げて、それについて、判断を、今、法務担当課長はそもそも特別委員会に入っていないので、そこ的一端だけを読み上げて、それを求めるというところについての部長からの答弁でしたので、そこはご理解を頂きますようお願いいたします。

○岩田委員 今、部長が委員会限りとおっしゃいましたけど、違いますよ。委員会で見てきた資料じゃなくて、これは私が見てきた資料です。

○小野委員長 そこは、皆、分かっています。

○岩田委員 いや、そういうふうに答弁があったので。

○小野委員長 とはいえ、そこも含めて、初めて今聞いた内容ですので、（発言する者あり）それを耳で聞いて、即座にその場で判断をとるところを今おっしゃいましたので…

○岩田委員 司法試験を受かっている、優秀な方ですよ。（発言する者多数あり）いやい

やいや。いや、そんなことないですよ。いや、本当に優秀な方ですよ。（発言する者多数あり）もちろん私も今まで……

○小野委員長 はい。休憩。休憩します。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 今、区長から、失礼だよという言葉がありましたので、それについては、ちょっとまず言わせていただきます。私も司法試験10年以上やって、全然受かりませんでした。なので、受かった方はやっぱり優秀だなという、そういう尊敬の念を込めて言わせていただきました。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

○岩田委員 ほかの方が優秀ではないなんて、一言も言っていません。（発言する者あり）

はい。そのとおりです。（発言する者多数あり）

そして、刑事確定記録の話も言わせていただきます。委員会限りということなんですけれども、私は、東京地検に行って、ちゃんと理由書を書いて、私が議員活動をする上で本会議場とか委員会とかで使っていいという許可を得て読んでいます。

そして、続けます。そして、3者とも——3者じゃない。当事者3者、裁判所、そして、千代田区もそう言っているわけですよ。千代田区が出しているんですよ、区長名で。非違行為に至った経緯で、上司の指示命令や区議からの依頼があって断りづらい状況にあったこと。じゃあ、この一文だけで結構です。法務担当課長、千代田区が、千代田区ですよ、区長名で元部長に対して退職手当返納命令書の中で、当該非違に至った経緯で、当該非違当時、上司の指示命令や区議からの依頼があって断りづらい状況にあった。だから、それを理由に、何だ、返納命令書、これを出した。

○小野委員長 えっ。

○岩田委員 それを聞いて、これは……

○小野委員長 えっ。

○岩田委員 千代田区の官製談合事件は、まさに上司からの指示命令があったというふうに認めていいと思われませんか。

○中根人事課長 今、岩田委員が読み上げているものは、返納命令をしたものを本人にしかお渡ししていませんので、ちょっと私がこの場でその内容について触れてお答えするのは差し控えたいと思います。

○岩田委員 なるほど。なかなか答えないわけですね。

それでは、（発言する者あり）公益通報制度の趣旨について教えてください。

○小野委員長 趣旨。公益通報制度の趣旨ですか。

○岩田委員 制度趣旨。

○小野委員長 制度趣旨については、じゃあ、ちょっとシンプルに端的にお答えいただければと思います。

○佐藤法務担当課長 千代田区に関して申し上げますと、条例の目的1条で、千代田区の行政の執行に携わる者が、公益に反する事態を是正するため正当な通報をしたことにより

不利益取扱を受けないようにするとともに、行政監察員を設置して公益のための通報の機会を拡充し、もって透明で適法かつ公正な区政運営に資することを目的とするとしております。

○岩田委員 ということは、もうざっくり言えば、通報者の保護ということでよろしいのでしょうか、まず。公益性もありますけど。

○佐藤法務担当課長 ざっくりと、という意味がちょっと分かりかねるのですが、公益通報したものについて、不利益を受けないように保護するという趣旨が含まれていると考えます。

○岩田委員 そういう趣旨であるということで、千代田区ではどうなっていますか。

○小野委員長 えっ。千代田区のことを今……（発言する者多数あり）

○岩田委員 あ、ごめんなさい、言い方が悪かったですね。千代田区では、それがちゃんとできていますか、通報者の保護が。

○佐藤法務担当課長 千代田区におきましても、公益通報保護に係る趣旨に沿いまして、適正に運営するように条例及び要綱を作成しております。

○岩田委員 これ、去年の10月の予算・決算特別委員会の企画総務分科会の中で、村木政策経営部長がそれはちょっと難しいところがあるんですよねというふうにおっしゃっていましたが、その難しいですよねというのは、保護ができないんじゃないのかなというふうに感じたんですけど、そこって、どういう意味でおっしゃられたんですか。

○村木政策経営部長 私、公益通報について申し上げたわけですけど、公益通報制度、これは、全国的に見ても、民間、それから公共を問わず、なかなかうまくいっているところは少ないという認識であります。その理由といたしましては、やはり企業の風土的なものもありますし、何か通報すること自体が仲間を売るみたいな、そういうイメージがまだまだについて回っているようなところもあると思います。また、自分のやっている業務について、こういったことが忙しさに紛れたりとか、そういうことで、なかなか法令の適合性とか、そういうのを考える余裕がなくなっているという、そういう状況もあるかとは思いますが。そういったことをもろもろ考えまして、これは、なかなかうまく運用していくのは難しいところがあるというふうに、そういう認識でございます。

○岩田委員 うまく運用していく云々じゃなくて、ちゃんと通報者の保護はできているかどうか。これは、たしか部長の答弁の中では、何だ、組織的にあんまり大きくないから難しいというような感じで言っていました。じゃあ、できていないんじゃないですかね。公益通報のちゃんと制度趣旨にのっとってできていないんじゃないかなというところなんですよ。

○村木政策経営部長 私が申し上げたのは、やはり組織が小さいと、どうしても通報者が何となく特定されてしまう、そういう傾向はあるかと思えます。これは、千代田区ということではなくて、この制度に関する一般的なこととして申し上げさせていただきました。千代田区に関して言えば、通報件数自体が少ないということもありますが、これまで通報されたものについては、通報者の保護というのは、それはなされているという認識でございます。

○岩田委員 それでは、公益通報が偽名とか文書内容に信憑性がないとか、明確な根拠資料に基づかない通報は公益通報としては扱わないという認識でよろしいでしょうか。これ

は部長の答弁とおりですよ。

○村木政策経営部長 千代田区の条例では、匿名等の場合には、確実な証拠、そういったものが必要というふうに規定されているというご説明です。

○岩田委員 そこだけじゃない。

そこだけじゃないです。偽名のところだけじゃなくて、信憑性がないとか、文書内容に信憑性が、つまり、これは怪文書ということですよ。文書内容に信憑性がないとか、明確な根拠資料に基づかない通報は公益通報としては扱わないという認識でよろしいでしょうか。これは部長の答弁とおりなんです。

○村木政策経営部長 千代田区の条例の中では、匿名の場合には、そういった確実な証拠、そういったものが必要であるというふうに扱われているという、そういう趣旨で発言いたしました。

○岩田委員 そこだけじゃないと言っているのに、もう。

匿名のところだけばっかり言わないでくださいよ。その後のことも言ってください。文書内容に信憑性がないとか、明確な根拠書類に基づかない通報は公益通報としては扱わないという認識でよろしいでしょうかと言っています。これは3回目です。

○村木政策経営部長 条例では、そのように規定をされているというふうに認識しています。

○岩田委員 ということは、千代田区官製談合事件の内部通報は、実際に事件として立件されたものです。ということは、文書内容に信憑性がないわけではなく、明確な根拠資料もあった。ということは、公益通報として取り扱うべきなんじゃないですか。（発言する者あり）

○小野委員長 公益通報にそもそも送付されたという前提で、今お話をされているということよろしいですか。

○岩田委員 いやいや。

○小野委員長 その文書……

○岩田委員 いや、送付も……

○小野委員長 今おっしゃっていた文書が。

○岩田委員 通報者を公益通報の通報者というふうに保護されるべきなのではないですかというふうに言っています。（発言する者あり）

○小枝委員 関連で。

○村木政策経営部長 委員長、政策経営部長です。

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 いいですか。

○小野委員長 はい、どうぞ。

○村木政策経営部長 条例の規定では、匿名の場合には、先ほど申し上げたように、そういった確実な根拠等が必要であるというふうに、そういうふうに認識しているところでございます。これまでのところ、通報されたものについては、そういった取扱いがなされているというふうな認識でございます。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 そして、この千代田区官製談合事件の場合は、この事件を明らかにしてくれ

た元部長は功労者ですよ。（発言する者多数あり）その功労者に対して、功労者に対して、退職金の返還命令を出しています。（発言する者あり）じゃあ、これは、この元部長以外に、ほかの方、誰に幾ら返還させたのか、金額と理由を教えてください。

○佐藤総務課長 ちょっと数字を確認させていただきたいので、時間を頂きたいと思えます。すみません。

○小野委員長 はい。それでは、今のはほかのところでもご答弁があったと思うんですけども、ちょっといま一度お答えいただきますので、一旦、数字をご確認いただきたいと思えますので、ちょっと……

○秋谷委員 関連で、1個聞きたい。

○小野委員長 はい。では、その間、関連で進めさせていただきます。（発言する者多数あり）

○秋谷委員 関連でいいですか。

○小野委員長 はい。関連。

秋谷委員、どうぞ。

○秋谷委員 すみません。刑事告発は、公益通報に当たるんですか。大丈夫ですか。刑事告発を誰かがしたということは、した人は、要は、イコールになるんですかと。

○村木政策経営部長 区の条例ですと、区の機関に通報ということになっていますが、やはり公益通報者保護法の趣旨からすると、通報者として保護されることはあるかと思えます。

○秋谷委員 あ、いいです。

○小野委員長 はい。じゃあ、ちょっと数字が出たら教えていただきたいと思えます。

じゃあ、この間。白川委員。

○白川委員 ということは、この公益通報というのは、要するに、告発した人が不利に扱われないという法律ということでよろしいですか。

○村木政策経営部長 公益通報者保護法も、我々の条例もそうですけど、通報したことによる不利益処分を受けないというのが法の趣旨であって、通報されると、一切の処分ができなくなるとか、何か免責特権のようなものが与えられるとか、そういうものではございません。

○秋谷委員 じゃあ、すみません、ちょっと続けて申し訳ありません。

○小野委員長 はい。関連、お願いします。秋谷委員。

○秋谷委員 官製談合事件の逮捕の根拠条文と退職金返還の根拠条文をお伺いしたいんですけど、よろしいですか。出てこない。

○中根人事課長 すみません。退職手当の返還の根拠条文につきましては、職員の退職手当条例の第19条が根拠条例でございます。

○秋谷委員 それぞれ皆さん、もちろん幹部、条例部長になっていく上で、区の条例や法令はすごく勉強すると思うんですけども、幹部になる場合は、退職金返還請求もしくは有罪を受けた場合には、自分が返還される可能性があるというのはご認識なんでしょうか。

○中根人事課長 改めてそれについて何か職員の中で学んだりするような場合は、そういう場合は当然ございませんけれども、一般的な条例として定まっているものでございますので、それを特に今回の場合は所管していた元部長でございますので、その内容については、当

然把握しているのではないかと思います。

○秋谷委員 あと何個かなんですけど、分かりました。ありがとうございます。

そもそも法の不知は、法務担当課長がいらっしゃるから、そんなのは言うまでもないですけど、法の不知は害され——知らない人というのは保護されない。であれば、よくは分からないんですけども、有罪判決を受ける可能性があって告発をして、その上で、その後、要は、返還請求は認められないというのも、ある程度、私は認識があったんではないかなと自分はそう思うんですけども、その点に関して、もし答えられるのであれば答えていただいて、（発言する者多数あり）私の……

○中根人事課長 本人とももちろん話したことがございませんので、何とも分かりませんけれども、普通に考えますと、その辺りについては、そういうリスクがあるということは当然把握していたであろうというふうに思います。

○秋谷委員 あと、もう一点なんです。公益通報制度の、要は、通報者保護という保護利益というのは、本人は求めないことはできるんでしょうか。それは難しいんですか。本人が保護法益は要らないよというのはできるんでしょうかね。

○小野委員長 それは……

○秋谷委員 じゃあ、分かりました。もう一度、分かりやすい……

私は告発してくださった方、事件が明るみになって、区議会のうみも、区のうみも出たのかなと思っておりますが、その公益のために、返還請求も有罪判決も辞さずに恐れずにやったのかなと私は思うんです。だから、返還請求すら捨ててやったのかなと、何となく一般論の理解として私はしておりますのですが、それに関して、役所のご意見を頂けたら。（発言する者多数あり）なければ……

○村木政策経営部長 じゃあ、言います。

今回の事件の関係でございますけど、こういった心理で通報されたかというのは、ちょっと私どももご本人でないので理解しかねますが、先ほど人事課長のほうから申し上げましたように、もともと人事担当の部長だったわけですから、当然、人事制度については熟知していたと思います。それから、先ほども申し上げましたし、本会議場でも申し上げましたが、今回の退職金の返納命令というのは、これは公益通報をしたことによって行っているものではありません。条例の規定で、拘禁刑以上の有罪判決を受けた場合には、返納命令をすることになっておりますので、我々はその規定に従って行動していると、それだけでございます。

○小野委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 処罰の公平性というところの問題があって、今、私の一つは手元に職員の懲戒処分に関する指針というのがあります。（発言する者あり）先ほどの部長の答弁で、さすが勉強しているなというふうに思ったのは、確かに消費者庁の考え方、つまり、公益通報者保護法というのは、第3号の告発というのも認められていて、例えば、マスコミとか、それから、今回のように捜査二課とか、そうしたところに告発した場合でも公益通報者保護の適用を受けるとというのが法の考え方なんです。それで、千代田区のほうでそうしたことがないのかなというふうに思ったら、懲戒処分に関する指針というのが令和6年8月1日に書き換えられていて、そこには、内部通報及び告発関係という規定が設けられていて、非違行為って、発音しづらいんですけども、違法の「違」、あらゆるの「非」ですね、

非違行為の事実を自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分の量定を軽減できるものとするというふうになって、千代田区も一応そういうことを連動している。今、やり取りがあったように、覚悟の上だろうというのは、もしかしたらそれはそうかもしれない。法益の、何というの、放棄というの。私は、法律用語は分からないけれども。ただ、処分の公平性、つまり、他の非違行為を行ったもの、ここでいうと、上司ですね。自分に命令をした当時の副区長は、私は岩田さんの繰り返しは言いませんけれども、自らの証言の中でも、部下にそうした契約情報を問合せがあったら教えてやってね、協力してねということを行っているし、また、自らも入札の予定価格をこんなふうに教えましたよ、そして、入札者の数も教えましたよというようなことも言っている。これって、法律的には非違行為に当たらないのですかということなんですよ、非違行為。仮説でもいいので、どうせ僕は見ていないとか、見せていないとか言うんでしょうから、そうしたことが非違行為に当たるのかどうかは明確に答えていただきたい。

○村木政策経営部長 ただいまの質問、小枝委員は懲戒処分の規定を見てお話しされているようですが、今回の返納命令は懲戒処分ではございません。先ほど申し上げましたように、拘禁刑以上の有罪判決が確定したこと、その事実をもって行っているものであって、懲戒処分とは別のものです。したがって、禁錮以上の有罪判決を受けた者とそうでない者との間には、現状の制度上は、もうはっきりとした線が引かれています。

それから、2点目についてですが、ちょっと先ほど申し上げましたが、この場で確定記録の内容を議論することはどうかと私は思いますけど、小枝委員が指摘された元副区長の供述、その内容は公判でもやはり同じようなことは聞かれています、捜査機関からの同様の質問に対して、最低入札価格あるいは入札者数など、そういった契約情報をもし聞かれたとしたらという仮定で聞かれましたが、絶対に答えないというふうな記述がございましたので、今、小枝委員のおっしゃったような事実、それが確定的な事実かどうかというのはまたそれは分からないところだというふうに我々は思っています。

○小枝委員 ちょっと問いにシンプルに答えてほしいんですけど、公開前の入札予定価格を、これを伝えた場合、これは非違行為ですか。それから、入札者数が1者であるとか、そういったことを答えた場合は、これは非違行為ですかということ聞いています。シンプルをお願いします。何で、後ろを向くの。

○中根人事課長 そのような行為であれば、非違行為に該当すると思います。

○小枝委員 非違行為であるということについて、先ほどの部長の答弁も、大変申し訳ないんですけども、行政罰と刑事罰を混同してしまうんですね。（発言する者あり）私が言っているのは、非違行為というのは、あくまで行政内部の考え方の整理であって、刑事罰の話は一切していないんですよ。行政が取り扱うべき事実は、行政の中において事実認定をする、しないという範囲ですので、そこは分けて答弁をしていただけたらと思います。

○村木政策経営部長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、我々としては、今回の退職金の返納命令、これにつきましては、拘禁刑以上の刑が確定したというその事実がある場合には請求をするという、返納を求めるといふ、そういう条例、それから指針で定められておりますので、その定めに従って行ったものであって、懲戒処分ではございません。小枝委員のほうむしろ懲戒処分とそうした条例に基づく返納命令、これを混同されているのではないかとこのように思っております。

○岩田委員 関連。

○小野委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 公務員における非違行為とは何でしょう。

○小枝委員 うん。そうだね。

○中根人事課長 法令や条例で定めている行為に違反するような行為をしたこと、違反するようなことをした場合は非違行為に該当すると思います。

○岩田委員 それだけじゃないですよ。公務員としての職分にはさわしくない不適切な行い、これも含まれるんじゃないですか。

○中根人事課長 一般的には該当する可能性もあるかと思いますがけれども、個別具体的にそれは判断することになるかと思いますが。

○岩田委員 じゃあ、千代田区ではどうなのでしょう。

○中根人事課長 千代田区においても、事例に即して、内容を個別個別に判断するものだと思います。

○岩田委員 それでしたら、元副区長は、まさにこの非違行為に当たるんじゃないですか。だとしたら、それなりの処分を受けてしかるべきと思いますが、どうなのでしょう。

○中根人事課長 既に退職している者に対して懲戒処分、既に退職している者に対して、そのようなことはできかねると思います。

○岩田委員 元部長は現職だったんですか。（発言する者多数あり）

○小野委員長 休憩します。休憩します。

午後3時17分休憩

午後3時19分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、先ほどの。

総務課長。

○佐藤総務課長 お時間がかかってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

前区長、前副区長の給与の自主返納についてでございます。それぞれ在職期間中に発生していた事件により、幹部職員が逮捕された、有罪判決を受けたということ、また、複数の職員が書類送検されたということを受けまして、事件発生時の管理監督者としての責任を全うするという事で、自主返納の申出がございました。額といたしましては、前区長が25万7,200円、前副区長が20万5,400円、それぞれ月額給料の1か月分の20%相当の額となっております。

○小野委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 これは、本会議場でも言ったんですけど、あれですよ、千代田区の公益通報のところで、第5条第2号で「正当な公益通報をしたことを理由として不利益取扱を受けた通報者は、その旨を第7条に規定する行政監察員に通報することができる。この場合において、正当な公益通報をした者がそれ以降に受けた不利益取扱は、特段の事由がない限り、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する」。それに対して、反証しましたと言いましたけど、その反証は誰が、あ、これは間違いない、反証できましたねって、誰が判断するんですか。まさか千代田区、自分たちがやった当事者であるにもかかわらず、自分たちが判断しましたなんて言わないですよ。

○村木政策経営部長 本会議場でも申し上げましたが、推定するということであって、みなしているということではございませんので、我々としましては、先ほど来繰り返し申し上げていますように、こちらについては、条例の規定、それから指針の規定、これらに基づきまして、拘禁刑以上の刑が確定した場合には返還請求を行わなければならないという趣旨で行っております。

それから、どこでという主張ですが……

○岩田委員 誰がと言った。

○村木政策経営部長 現在、この件、審査請求にかかっております。継続中でございます。ですので、これ以上詳細な議論をここですることは、審査請求の公平性という点から非常にまずいかなと思いますので、それについては、審査請求の場でまた明らかになっていくのではないかというふうに思います。

○岩田委員 言わないんだ。

○小野委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 先ほどの、すみません、間でかんでしまった点のところなんですけれども、免職または停職という考え方で、免職または停職、退職者であれば、免職または停職なんだから、全員が免職というふうにはなっていないんですよ。そういう法律根拠はない。

（発言する者多数あり）免職または停職、禁錮以上の刑に当たる者が免職または停職ということは、現職でも争いあるし、退職後というのは全くストレートに連動していないんですよ。だから、法の考え方において飛躍があって、それで、まさに裁量権の濫用ということなんです。（発言する者多数あり）

○村木政策経営部長 どの規定を言っているのかちょっと分からないんですけど、恐らく懲戒処分の規定についておっしゃっているのかなと思います。先ほど来申し上げますように、今回の退職金の返納命令というのは、これは懲戒処分ではございません。条例の規定に従って、拘禁刑以上の有罪判決が確定したこと、その事実をもって行っているものですので、懲戒処分の基準というのは今回のものには当てはまらないという認識で、これ以上聞かれても同じことの繰り返しになります。

○小野委員長 はい。

では、（発言する者あり）白川委員。

○白川委員 今回、退職金の返納命令で1割を認めているようなんですが、要するに、9割の返還を認める、この1割というのはどういう根拠なんでしょうか。

○御郷行政管理担当部長 退職手当の——ごめんなさい、職員の退職手当に関する条例の中で、条例第19条のところ、退職した者の返還を求める際に考慮する点ということで記載があります。現役の職員から退職者に加えられる勘案する点というのは、現在の生計の状況ですね、どうやって生活をしているのかということ、勘案しなさいという規定があります。そういったところも踏まえまして、公にはちょっと、一部返納になっているかどうかというのは公になっておりませんが、そういったものを勘案して返還請求しているといった手続になっています。

○白川委員 ありがとうございます。分かりました。

これは、早期退職でたしか上積みがあったと思うんですが、その9割という認識でよろしいんですか。

○御郷行政管理担当部長 恐らく先般テレビ東京での番組のことをお話しされておりまして、その際に、こちらの納付通知書のものが映像に出ていたといったところでのご質問かと思えます。金額的に当方のほうからお出ししているものと物自体が一致しているかというのは分かりませんが、金額自体はほぼほぼ近いのかなというふうには認識しております。

○白川委員 最後なんですけど、条例に従って返納を求めたということなんですけど、これは、もし条例を無視して、半分とか8割とか返してしまった場合は何か問題がありますか。

○御郷行政管理担当部長 今、返納命令、返還請求をしているわけでございますけども、もしこの手続をしない場合、考えることといたしましては、行政としての不作為の行為ということでありますので、例えば、監査請求とか住民訴訟とか、そういった形で返還をしないことに対する返還命令を出さないことに対する請求なり訴訟が考えられるというふうに考えております。

○小野委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 もう皆さんかなりお疲れのようで、もうこんなのは早く終わらせるべきだと思っている方も結構いらっしゃると思うんですよ。であるならば、日弁連の提唱する第三者委員会をつくって明らかにすれば、とっとと終わる話じゃないですか。しかも、我々、はっきり言って、法律のど素人ですよ。その素人がああだのこうだの、やれ、この資料がああだの、資料を見せる、見せない、出しちゃいけない、悪い、そんなことを話しているようなことで、もう、1年たっちゃっているんですよ。だったら、第三者委員会を立てて、はっきりすればいい。そして、そこでも新たな報告書を作ればいいじゃないですか。それをやらないというのは、何かやましいことがあるんじゃないかというふうに疑われてもしょうがないですよ。それはどういうふうに考えていますか。

○村木政策経営部長 その点についても、これまでも何度もご答弁させていただきました。捜査のプロである捜査機関、警察、それから検察が様々な物証、それから証言、その他徹底的に調査をして、さらに、恐らく第三者委員会よりもさらに公正で中立であるはずの裁判所が判決を下した。我々はそれらの結果を見て、今回の報告書を作っておりますので、これについては公正中立なものであって、委員のご指摘するような、そういったご懸念はないというふうに考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、最後ね。

それは、裁判所は公平中立かもしれない。ただ、それを区が作っているということが信用できないんですよ。そこをどういうふうに皆さんの疑念を取り払うのか、取り除くのか。どういうふうに考えていますかという話です。（発言する者多数あり）

○小野委員長 常に区が作ると思うんですけども。

○岩田委員 だから、第三者委員会でやればいいんですよ。（発言する者あり）

○小野委員長 最終的に作るのは区ですので。

○岩田委員 いや、区から離れていますよ、第三者委員会は。

○小野委員長 ちなみに、（「答弁、答弁」と呼ぶ者あり）あ、答弁されますね。失礼しました。

○村木政策経営部長 今まさに委員長からご指摘ありましたが、結局作るのは区ということになりますので、区のやるものが信用できないということであつたら、一切何をしても

無駄だという、そういうことになると思います。第三者委員会をつくるにしても、それを委員会の構成員を委託するはやはり区になると思いますので、やはり区が信用できないということであれば、もう何をしても無駄だと思います。

○小野委員長 そうですね。（発言する者多数あり）

小枝委員。

○小枝委員 委員長もご存じないんだと思うんですけども、日弁連が言っている第三者の報告書というのは、もちろんお金を払うのは区かもしれないけれども、区との関わりのない、まさに第三者による報告書を作ってくださいということなんですね。調査検討してください。しかし、今回の区の報告書というのは、一部、野々上弁護士、中村弁護士にヒアリング調査をしてもらいましたよということになっているんだけど、それも逮捕以前からずっと相談をかけていた弁護士さんで、その弁護士さんに区に寄り添い、報告書を出した。何より、区というのは、官製談合事件においてはまさに当事者なんですよ。だから、当事者であるということからすれば、やはり仲間意識や、できれば秘密を隠したいという思いが発生する。これは、もうどこのまちでも同じこと、企業でも同じことなんです。それを避けるがための第三者ということの日弁連は報告を出しているわけなので、そこは捉え違いをしないで、冷静に答弁してもらったほうがいいかなと思います。

○村木政策経営部長 その点についても、これまでも何度も申し上げておりますけど、今お名前の拳がった2名の弁護士さん、この方たちは別にそれ以前に区から何か仕事の委託を受けたとか、そういうことではございませんし、区との関わり、今回の事件に対する利害関係者という、そういうことでもないというふうに我々は思っていますので、それに加えて、先ほど申し上げたような捜査機関や裁判所の判断、これを尊重した上での報告書ですので、我々としては、職員の中で、何というか、お手盛りのな、そういったかばうようなそういったものではないと思っています。何より報告書を読んでいただければ分かりますけど、報告書で真っ先に指摘されているのは何かというと、我々のことに対する認識が甘いということだったんです。こういった契約情報を守るとか、そういったことに対する認識が甘いということを真っ先に指摘されています。その厳しい指摘を真っ先にされているのに、区寄りの報告書ということは私はないというふうに考えてございます。

○小枝委員 区寄りだと申し上げたのは、上司からの指示命令、これは先ほど岩田委員が言われたように、確定記録ではもう3者が異口同音に、元副区長は私が指示しました、議員は副区長から部長に聞けと言われました、部長は副区長から言われました、三角形がみんな成立しているんですよ。で、同じような時期にしているんですよ。同じような時期に弁護士はヒアリングしているのに、違った聞き取りをしているんですよ。なので、区側、これは今日言おうかどうかというのはすごく迷ったんだけど、テレビでも報道されていましたが、千代田区の関係者から派遣された弁護士が突然議員のところに来て、議員の弁護士になるわけですよ。（発言する者あり）そして、携帯電話は捨てちゃってもいいんだよという証拠隠滅の教唆というようなことまでされてしまう。そういうぐるみの中で、区民は、この事件の真相というのを一生懸命2年かけて闇に葬ろうとしているんだけど、それでは区政の根幹の信用性が……

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 なくなってしまうという……

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 問題についてどう思いますかというのが質問です。

○小野委員長 それは、この間のテレビの中で出てきていることだと思う……

○小枝委員 「それ」とはどれですか。

○小野委員長 今おっしゃった、その、区が派遣した、何か区が派遣したと……

○小枝委員 区の関係者が派遣した。区の関係者が派遣した。

○小野委員長 区の関係者が派遣したというのが、すなわち区だというふうな捉え方で今お話をされているということですか。

○小枝委員 いやいや、区の関係者と今言いましたよ。

○小野委員長 区の関係者。ああ。ちょっと、こちらについて、もしご答弁ができるようでしたらお願いします。

○村木政策経営部長 今の弁護士の仕事につきましては、区としては一切関与していませんので、こちらとしてはお答えいたしかねるところでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 この、まあ、自主返納もしたということなんですけど、岩田委員が怒るのは当然というか、彼はもう去年の1月、つまり1年以上、もしかしたら前ぐらいの今ぐらいかな、の段階で刑事確定記録を見に行き、資料に当たって内容を知っている。それは、ヤメ検の力のある弁護士に相談をしたら、判決文の中に上司からの指示命令があったというふうに量刑に書かれていることは、これは恐らく証拠事実がちゃんと記載されているから見に行ったらいいですよという指示が、サジェスションがあったので行きました。私も、追いかけて行きました。だから、そういう事実について質問を述べましたと、3月の本会議でね、1年前の。ただ、それは岩田委員の切り取りだということで、一部の資料だから知らないよと。今、ここでは、委員会の確定記録の取扱いをするなということが、議会、千代田区内的ルールなので、私は辞めたら、法律の下に、何を公開してもいい立場、私は検察と約束事をしているから、これを個人情報として伏せながら表に出すことは何ら罪には問われないことなんですけれども、今は議会内ルールに従うのが私の仕事ですので、議会内ルールに従って粛々と仕事をさせていただくという意味では、上司からの指示命令がなかったことにしてしまったという重大な事実の問題、犯罪としてではなくて、そこどころだけでも、ある国会の関係者に聞くと、赤木ファイルとか、ああいうふうな事件がある中で、上司からの指示命令というのは、上司は赤木さんに何行から何行まで削除しろなんていう指示はしないわけですよ。つまり、具体的指示じゃなくて、包括的な指示をするわけ。包括的指示であっても、官僚組織においては、これは、指示は指示という上司からの指示なんだという考えなんです。（発言する者あり）だから、千代田区はそこを認めたくないから、見ない、見ない、見せない、見せないとやっているけど、これは必ず世の中に出ますよ。そのときに、区の信頼性が根底から揺るがされる。これは、せっかく1,000億の予算が区民を幸せにしないという問題になります……

○小野委員長 小枝委員、ご発言中に失礼します。

○小枝委員 どうでしょうか。

○小野委員長 それ踏まえて簡潔に質疑に入っただけだと思います。

○小枝委員 今、どうでしょうかと聞きました。（発言する者多数あり）

○小野委員長 今回のことについて、どうでしょうか。

○小枝委員 区の信頼性を揺るがす大きな事件なんですよと。そして……

○小野委員長 それについて。

○小枝委員 隠した情報は表に出る。表に出たときに、上司からの指示命令があったということは、もうみんな分かりますよということを言っています。

○小野委員長 それについて、どうかという……

○小枝委員 3人が同じく言っているの。

○村木政策経営部長 上司からの指示命令については、これも再三私どもの考えを説明しているところでございます。判決では、それに続けまして、経緯、経過にしんしゃくすべき点はないというふうに言っております。もし、包括的な指示というのがどの程度のものかちょっと理解いたしかねますが、それが違法な行為、情報漏えいをしろという、そういった特定の契約を指示するわけではないけれども、そういった違法な情報漏えい行為をしろという、そういう内容であるとしたら、それを裁判所がしんしゃくに値しないとか、そういうことを言うことはないというふう到我々としては思っております。

○小枝委員 私は、この場で一致をするというふうには正直思っておりません。（発言する者多数あり）だけれども、やっぱり記録に残していくということが非常に重要なことで、少しでも、1ミリでも信頼される透明性の高い区政になるためには、この過去の出来事をなかったことにしてはいけないうし、上司からの指示命令があった、事実あったということはこのファイルの中で我々も確認——岩田、小枝も確認しているし、今は議員さんも確認をしている。そして、行政も読んでいる。でも、なおかつ、なかったというふうに言ってしまう。（発言する者多数あり）それは、何だ、書類送検もされなかったからだと、こういうことが本当に世の中で通るのか、通らないかということは、今、ここでは駄目かもしれないけれども……

○小野委員長 はい。ここでは……

○小枝委員 今ここでは駄目かもしれないけれども、いつかは明らかになるということ踏まえて……

○小野委員長 小枝委員、また……

○小枝委員 信頼される区政をどうやってつくるのかということについて……

○小野委員長 小枝委員、小枝委員。

○小枝委員 答弁してください。

○小野委員長 多分、もう繰り返しのご答弁になると思います。再発の内容ではあるんですけども、こうして今回は質問項目に上がってきたので、公益通報という切り口から官製談合というところも記載がされていまして、一定のところはご発言を頂こうというところで今やってもらっているんですけども、とはいえ、いろんなところでご答弁を頂いたりとか、また、再発防止特別委員会でもまだやっているところでもありますので、いろんなご意見もありますし、訴えたいこともあると思うんですけども、前提部分というのは基本的に短くして、質疑というところにポイントを絞っていただくと大変ありがたいと思いますので、まだ、この後、19項ぐらひはありますので、質問項目、ですので、ちょっとそこはご協力をお願いしたいと思います。

これは、関連もあるんですよ。

○小枝委員 あるの。（発言する者あり）

○小野委員長 そうですよ。

はやお委員。

○はやお委員 ちょっと私は簡潔に。ちょっと返還請求のことについては、僕はちょっと、言うつもりはありません。まず、確認のところで、再発防止のところでも話がありました、もう一度確認したいです。それは、最終報告書、千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書の中に書いてある4ページのところで、ここのところに、区が委託した弁護士によるヒアリングの調査結果というところがありまして、2018年——ちょっとここは読ませていただきます。2018年、平成30年4月に、当時の副区長が元職員Bに対し、元区議Aから契約に関する問合せがあれば対応するようにとの趣旨が伝えられたとされているが、ヒアリングや関係資料を精査した結果、本件事件に同副区長が具体的に関与したと認め得る事実は確認できなかった。これが1点ね。あと、もう一つは、起訴、書類送致の対象となった事件以外の入札契約情報に関する秘密情報の漏えいについて調査を行った結果、2020年、令和2年度以前については、具体的な事実を特定するまでには至らなかったと、こういうふうに書いてある。これはあくまでもヒアリングの結果、弁護士のあれ。ここの見解について、千代田区も同じ見解かということも特別委員会でも言ったんですけど、今でも変わりがいいかどうかだけお答えください。

○佐藤総務課長 特別委員会でのご答弁と相違ございません。

○はやお委員 それで、様々、もう文面のことは言うつもりはありません。でも、ただ、ショックなのは、当時の副区長と元区議会議員Aが、要旨から言うと、結局は、副区長が、内容は言いませんよ、内容じゃなくて要旨だけです。自分が忙しいから、もう直接やってくれということが書いてあるんですね。あと、ほかのやつは同じ。確かにちょっと一部は当時の副区長の表現というのは、実際に内線で呼んで、それで指示していますから、具体的に前の契約課長の名前まで言っちゃっていますから。そこのところからして、いいんです、確定記録からしたら、普通に素人が読めば、指示命令があったんじゃないかなと思うんですね。ここで何を聞きたいかということ、今後の話です。

私はね、この辺が合っていたとか間違っていたとかという、そんな厳格なことをやるつもりではなくて、本当にあったらあったということ認めて、今後の再発防止に役立てたいという未来志向で言っているつもりなんです。それで、あと、そこで何を言いたいかということ、令和7年10月9日、予算・決算特別委員会で政経部長のほうで答えていただいた。それは何かということ、私が結局は最終報告書ともし確定記録にそこがあったらどうするんだと言ったときに、政策経営部長はこう答えていただいたんですね。刑事確定記録の内容と我々の報告書、これのどちらか優劣をつけるとか、そういうものではなくて、これはそうでしょうね、供述調書を見た上で、じゃあ、事実は何なのだというそれを判断し、その判断と報告書の間にそこがあるということであれば、そこは修正されると思いますけど、こういう言い方なんです。最終的に、いや、本当にすぐに答えられない僕は思っているんですけど、すぐ答えちゃうんですよ、あなたは。もし、いいよ、答えたって。こういうところで、（発言する者あり）実際、刑事確定記録を政策経営部長は見ているから、それでどうなのか、このことについてはどういうふうに理解されて、今後どう進めようと全庁的、庁内的には思っているのか、お答えいただきたい。

○村木政策経営部長　すぐ答えるとなかなか終わらないということのようですが、我々としみしても、刑事確定記録、先ほど申し上げたように、一部の理事者しか使用許可されておりませんが、そこでまたきちんと話し合いをした上で、再発防止の委員会等で我々の見解を述べていきたいと思えます。

○小野委員長　はい。これはよろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員　私は、確かにリアルを見ました。最終的には、そのとおりだと思う。やったのは、本当に有罪判決を受けたのが悪いですよ。そこはもう100%駄目なの。でも、それだけでも、本当にどういうことだったかという背景を知ることによって、真実の積み重ねで真相を明らかにすることによって、今後、私はですよ、職員にこんな思いをさせたくないという思いの中から質問しています。それで、私は、最終的に告発したのは、どんな思いでやったかにしても、間違いなく元職員なわけですよ。その元職員が、結局は、告発文を書くに際して、私に相談したことはもう皆さんが周知するところでございます。それで、確定記録もそのように書いてあった。でも、私は、これは私に頂いたものですから、私の書類として、もう一度、最後、皆さんにお伝えしたいと。ちょっと抜粋はします。

○小野委員長　私の書類。

○はやお委員　私の資料。私がもらったやつだから。これは何かといたら、私と、当然のごとく――あと、もう一つ言っておけば、私のことをよく利害関係者とおっしゃる方がいらっしゃいますけど、私は1回も二課から任意の聴取も頂いていないし、確定記録の中で私が呼ばれていることは一つも残っていませんから、そのことだけはお伝え申し上げます。

何かというと、話があったのは、行きますよ。令和4年8月30日、警視庁捜査二課、これは告発文ですね。第二知能犯捜査情報係御中ということで、ここは最終報告書に合わせて言います。元区議A、千代田区議会議員に係る情報提供ということで書いた文書です。令和4年7月30日、江東区の元区議のあっせん収賄容疑の逮捕が報道された。逮捕容疑は、区が発注した清掃管理業務の指名競争入札に当たり、同区議の区職員に事前に情報を漏らすような働きかけ、聞き出した情報を業者に伝えた見返りに業者から現金30万円を受領したというものです。この報道を受け、逡巡しましたが、千代田区にも類似の事例があることを報告する決意をいたしました。で、ちょっとその途中のところにいるいろいろ元区議の状況が書いてあります。それで、ここが重要だと思うんですけど、元区議Aは元区議会議員議長であり、これまでの契約担当の幹部職員は、元区議A及び事務方トップである当時の副区長の指示で、こうした違反と言える行為に従わざるを得ない状況にありました。本人がそう言っています。そして、また少し一部飛ばします。今般の江東区の元区議ですね、報道を受け、8月に入り、元区議Aは、当該行為に関わった元職員Bに対し、その隠蔽のための連絡をしており、元区議A本人に自身が違法行為を行っている認識はありと考えられます。つまり、そのことについて、私が聞いているのは、俺は悪くないよなということはどうも連絡していたらしいんです。そして、最後のところ。ここが彼の気持ちが入っていると思えます。それは違うというなら違うでいいです。それは何かといたら、間違いなく途中で俺を教育長にしてくれとか何かという思いの中で言ったことは事実なんです。それはいけないですよ。だけど、あいつはあいつの――あいつと言いつつ、ごめんな

さい。（発言する者多数あり）あの方のいろんな思いがあったということ、あったと思いますよ。私なんか何も無いんですから。で、読みますよ。（発言する者あり）本書状を受領された側の観点に立てば、匿名の情報提供は、客観性や信憑性の点で評価に劣ることは重々承知しております。しかしながら、契約に携わった職員として、今の立場でできる善後策はこの方法しかありませんでした。本情報はかなり確度の高いものであり、添付の契約担当幹部の中には、事情聴取に應じる覚悟の者もおります。本件を明らかにしていただくことは、区民はもとより、公務員として職責に真摯に向き合う区職員にも資することは間違いありません。匿名の情報提供をご容赦いただき、本案件にお取り組みいただけることを切に願います。本件は、事務方トップも関わっていたため、庁内の公益通報制度に期待は持てず、残念ながら、千代田区役所の現体制下では握り潰されてしまうことへの危惧の念が勝ります。警察に頼るほかない。この切実な思いをどうか受け止めていただきたく、職務ご多忙の折、恐縮ではございますが、お取り計らい賜りますよう、心中よりお願い申し上げます。確かに、千代田区元契約課職員有志と書いてあります。

このところの文章に書いてあったことについては、本人の生の気持ちだと思います。でも、やったことはいけません。やった思いもいけません。でも、ただ、告発したということについては間違い無いということです。8月の時点で言って、8月30日にはもう告発しているんです。こういう状況のところを踏まえて、今後、私は何を言いたいかというと、こんなことをさらに詰めようということではないです。本当に指示系統があったならば、それを見直して、そして、ここの最終報告をせめて修正してもらいたいんですよ。あったんだ。（発言する者あり）そして、また常態化していたということ踏まえて、修正するぐらいしながら、対策の在り方、例えば、公益通報の在り方について、もっと今国の法令でできないところを条例でカバーするとか、そして、また、今後こんな思いをさせるような人を発生させないとか、そういうことについては考えませんか。そのことについて、僕は、これは、特別職が答弁すべき内容だと思っていますけど、お願いいたします。

○小野委員長 もう、前提条件はちょっと長かったんですけども、1回、初めて聞いた方もいらっしゃると思うんですけども、可能な範囲でご答弁を頂ければと思います。

○村木政策経営部長 ただいまのはやお委員が読まれた告発文書につきましては、確定記録の中にありましたので、私は承知しております。今後のことですが、これも再三申し上げますように、我々としては、今回の報告書の中で示されました様々な再発防止策、これを着実に実行していくことが大切だというふうに考えてございます。

○小野委員長 はい。再発はしっかりやっていくということですね。

○はやお委員 これ以上はもう再発でやるからいいよ。

○小野委員長 はい。じゃあ、これでよろしいですか。

白川委員。

○白川委員 私、ずっと確定記録を見ていて不思議だったのは、確かに元副区長が指示をしたみたいな言動があって、これをもしかしたら情報を漏らせ、機密情報を漏らせという指示に取ったという可能性があるなと思ったんですが、その後、元部長は元副区長に報告をしていないんですね。これはずっと謎だったんですが、それで、これは毎日新聞、2024年1月24日、アーカイブのものなんですが、（2文字削除）容疑者による――あ、

いいのかな、これは新聞記事だからいいのかな。

○小野委員長 それは新聞記事……

○白川委員 いいのね。

○小野委員長 はい。

○白川委員 （2文字削除）容疑者によると、（2文字削除）容疑者とは区幹部を通じて知り合った。現役時代には、当時の上司から、（2文字削除）さんに何か聞かれたら、差し障りのない範囲で教えてあげてと頼まれたことがあったという記述があるんですね。要するに、差し障りのない範囲という指示であれば、これはとてもじゃないけれども、違法行為をやれという指示ではないので、とてもこれで違法行為をして報告するということはあり得ないんです。だから、これは指示じゃないなと思ったんですが、どうですか、そちらの見解はいかがでしょうか。（発言する者あり）

○村木政策経営部長 もし私がそのような差し障り——あ、その記事については私も存じております。差し障りのない範囲で答えてやってくれと言われたら、契約情報を言うことではないなと思います。もっと一般的な契約の話とか、そういった話を言うことになるかなとは思いますが。

○小枝委員 はい。関連。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 今は新聞記事のとおっしゃったんだけど、読み上げるわけじゃなくて、言っておくと、確定記録の中には、契約に関する情報を教えてくれと言っているし、それで、しかも、ご自身は平成27年から契約に関する情報を便宜を図っていたよというような内容も書かれているので、言った、言わないになるとよくないから……

○小野委員長 まあ、そうですね。もうここまでにしましょう。

○小枝委員 もうエビデンスを出したほうがいいんだけど、そういうことです。

○小野委員長 はい。ここまでにしましょう。

もう関連ですか。

○岩佐副委員長 はい。関連。

○小野委員長 はい。じゃあ、岩佐委員。（発言する者あり）

○岩佐副委員長 私です。すみません。私です。

○小野委員長 はい。岩佐副委員長。（発言する者あり）

○岩佐副委員長 すみません。もう、1時間以上、ちょっと議事整理についてお願いなんですけれども……

○小野委員長 うん。そうですね。

○岩佐副委員長 もう1時間以上、過去に聞いたお話と、そして、特別委員会でやられている話で、今、答弁に立たれている方も、質疑をされている方も全員特別委員会の方だけなんですよ。なので、この先は特別委員会でやっていただいて、先ほどはやお委員のほうから、公益通報について、この先しっかりとこういったことがないような、国でできないことはフォローしてほしいとか、そういったことはやはり指摘があったので、ちょっと公益通報についてはもし何かあれば追加でご答弁いただきたいけど、それ以外はもう本当に……

○小野委員長 うん。そうですね。（発言する者あり）

○岩佐副委員長 特別委員会でやっているように議事整理をしていただきたく、お願いいたします。

○小野委員長 はい。公益通報については、先ほどもうやり終えているという認識でありますので、ここまでにしたいと思います。引き続き再発防止特別委員会はありますので、またその場を使っていただくということでお願いをいたします。

○岩田委員 最後に質問……

○小野委員長 はい。最後に1個、質疑ですか。

○岩田委員 はい。

○小野委員長 質疑。短めをお願いします。

岩田委員。

○岩田委員 もちろん。もちろんです。

先ほど退職金返還命令のところ、命令書のところで、区長名で、何だ、上司からの指示命令があったというふうに書いてある。それに対して答弁された方は、私は見ていないので分かりませんと言いました。これは、区長の名前で出ていたんだから、区長、分かりますよね。それはどうなのか。それは区が認めているということなんじゃないんですか。

（発言する者多数あり）区長、お願いします。

○御郷行政管理担当部長 退職手当の返納命令書の中身につきましては、当人への送付のみでございますので、こういった公の場でご発言するのは控えたいという趣旨で、今、人事課長のほうが申し上げました。

○小野委員長 はい。そういうことです。

○御郷行政管理担当部長 ただ、一般論としてです、一般論として、記載内容につきましては、考慮した項目を挙げているだけで、それに評価を与えているものではないというふうになっています。

以上です。

○小野委員長 はい。では、これはここまでにさせていただきます。

では、引き続き、ほかの質疑を受けます。

○桜井副委員長 火山噴火災害と対応について質問します。

○小野委員長 はい。お願いします。

○桜井副委員長 よろしいですか。

○小野委員長 はい。

○桜井副委員長 令和8年度当初予算案の中に、火山灰の仮置場を調査するなど、富士山噴火への対応を具体化ということで、今回、予算に計上された内容が書かれています。この事項について、何でこの総括のところで質問をすることに至ったかというところを述べたいと思うんですけども、ちょうど今から8年前の平成30年の第1回定例会で、私は富士山の噴火についての一般質問をさせていただきました。当時は、地域防災計画に火山対策はないというのが執行機関の答弁だったんです。なかったんですよ、8年前のとき。その前の、私が一般質問した平成30年の遡って6年前に、千代田区議会の私どもの先輩議員がやはり富士山のことを言っているんです。ですから、そのときは、まさに全くそれがない中でのご質疑をされた。私も、このとき何でこの質問を取り上げたかということ、御嶽山が噴火をして、これは随分前です、それよりも前ですけども、60人余りの方が亡

くなっているんですね。亡くなっている。そのときの記事をいろいろと読んでみると、これは大変なことになるなということが非常によく分かりました。当時も、私、防災のことについては関心を持って、いろいろと活動もしていましたので、これは、千代田区として何とか形をつくらなければいけないなというふうに実は思ったところですよ。

それで、今から4年前、令和4年に修正、防災計画の中の火山対策編、これがそうですね。これがそうですけど、というのを、これはつくっているんですね。最近では、令和7年の3月に国がガイドラインを公表し、東京都においても、地域防災計画火山編の修正をされたということで、今回はそれを受けて、令和8年の地域防災計画の修正、火山対策編というのをつくるといふことでの予算計上がなされたということになるわけです。

分科会での質疑については全て読ませていただきました。それを一つ一つ質問するつもりは全くありませんので、そんなことで、今回、1,651万円、結構な金額です。1,651万4,000円の予算を計上していただくわけですけども、結構な金額なんだけど、この内容については、とても大切な案件だと私は思っています。その中で、先ほどお話ししているとおり、修正ということで、国や東京都のほうでも様々なプランが出され、それを受けて、千代田区が今回出す、修正をするわけですけども、何回も修正、修正という形でやってきている。その中で、今回、千代田区がやってきている、何が変更になってきているのか、どのようなことが変わってきているのかということがいま一つ見えないんですね。こちら辺のところは、所管のご担当として、今回の千代田区が1,651万円の調査費、委託費をかけて求めようとしているものが今までの経緯・経過の中で何が違ってきているのか、何を求めようとしているのかということに非常に関心を持ったわけです。まずは、そのところをお答えいただけますか。

○山下災害対策・危機管理課長 まず、令和4年修正の千代田区地域防災計画火山対策編と来年度修正予定の地域防災計画の違いについて、お答えします。

まず、現状の地域防災計画火山編につきましては、避難であったり、道路の応急・復旧対策、そして救護救援等、それらが震災対策編に準じたというような内容が多くございます。そして、今回、東京都地域防災計画火山編の修正を受け、国も示しております在宅避難を中心とした対応であったり、タイムライン、そして、具体的な降灰対策として、区内における降灰量の算出、そして、道路の除灰方法の検討、そして、仮置場候補地の調査等を行うものでございます。また、現状の火山編、地域防災計画火山対策編では、帰宅困難者対策について触れられていないということがございますので、こちらも、震災対策編とは全く別の考えで、火山対策編としての帰宅困難者対策をつくりたいと考えております。以上です。

○桜井副委員長 分かりました。ありがとうございます。

災害対策の地域防災計画なんかに、この火山編以外にも、いろいろと地震編だとかあるわけですけども、災害というのは非常に幅広くて、地震のときもあれば、または、水災、水害に対しての対策もあります。そして、今回のこの火山という形になったわけですけども、今までの地震だとか水害なんかともやはり違う対策をきちっとつくっていかねばいけないというところがあります。

日本には、111の活火山があるんですね、111も。その活火山の中で、富士山というのは一番レベル的には噴火をしないだろうと実は言われていた。言われていたんです。

だけど、そうは言われているけども、富士山が噴火をする可能性があるんじゃないかというようにことを国が本気になって動き始めてきているということに対しては、やはり千代田区としてもしっかりとこの火山に対する対策をやっていかなければいけないという、そこら辺のお考えが区としてどのように思っているのか、そこら辺のところをお聞かせいただけないでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 桜井委員のおっしゃるとおり、富士山の大規模噴火が発生した場合は、降灰による都市機能の影響が長期化するおそれもございます。千代田区には、国の中枢機能が集積しておりまして、また、昼間人口が非常に多い本区にとりましては、区民生活であったり、経済活動への影響というのが非常に大きいと考えております。これらを最小限に抑えるという観点で、いま一度、火山噴火への適切な備えについて、まとめていきたいと考えております。

○桜井副委員長 平成30年のときの私の一般質問のごく一部をちょっと読ませていただきます。こんなことがあるのかなというふうに皆さん思われると思いますけども、富士山ハザードマップ検討委員会というのが実は当時ありまして、富士山が噴火をしたときには、2センチメートルも東京では積もるだろうと。僅か2センチという感じがするかもしれないけれども、実は、これが大変厄介な存在と。この灰はガラスと同じぐらい硬く、角がとがった細かい粒子、吸い込むと呼吸困難に陥る危険性がある。目に入れば、眼球を傷つけるおそれがある。火山灰は、燃えかすの灰と違って、水に流れることはない。それどころか、水にぬれると硬く固まってしまう。そのために、雨が降ると、木造建築の場合にはぬれた範囲の重さに耐えられなくなり、倒壊するおそれがあると。上下水道が使いなくなる。電線が火山灰の重さで切れてしまい、送電できなくなるおそれがあると。停電しないまでも、コンピュータをはじめとしたデジタル機器は、灰が詰まって使いなくなる。自動車もダウンする。普賢岳のときもそうだった。ということで、10トントラック180万台以上を使って、灰を除去しなければならないと。そんなような上下水道が使えない、呼吸器被害がある、農水産物の被害、飛行機はもちろんエンジン部のところに灰が入りますから、飛行機は飛ばない。ということで、大変な被害状況になるというふうに私はこのときに一般質問の中で訴えをさせていただきました。

それで、今回、千代田区としても重きを置いているというご答弁は頂きましたけども、いかに区民にこれを周知していくのか。今まで執行機関の努力で、地震のときにはこんなことをしよう、水害のときにこんなことをしようという訓練も含めて、今、定期的に行って、区民の皆さんも、この千代田区の場合には残留地区という形にはなっておりますけども、こういうような噴火被害が起きたときの対応をどのようにしていくのかということも、併せてやはりやっていく必要というのがあると思うんです。

今言ったような内容というのは、区民の皆さんはほとんど知らないですよ。知らない。これは、非常に混乱を来すことはいけないから、きちっと説明するのにも、いろいろと知恵を働かせて考えなければ所管の方はいけないと思うんですけども、ただ、やはりやっていかなければ、避けては通れない内容だと私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 桜井委員のおっしゃいますとおり、かなり大きな問題が起こるものと認識しております。これらに対する具体的な対応につきましては、来年度の地域防災計画火山編の修正の中で、詳細について詰めていきたいと思っております。また、

委員のおっしゃいました区民への周知でございますが、現在も、千代田区ポータルサイト、また、千代田区防災アプリで火山対策について記載している部分がございますので、こちらについてももっと周知を図っていきたくて考えております。加えまして、今回の地域防災計画火山編の修正として1,600万の予算を計上しておりますが、火山編以外に地域防災計画本編についても微修正であったり、あと、もう一つ、地域防災計画の概要版の作成も委託の内容に入っております。概要版と申しますのは、震災対策、風水害、火山編等、全てを網羅しているものを分かりやすくまとめたリーフレットみたいなものを作って、より多くの皆様に地域防災計画自体を知っていただきたいと思っているものでございます。

説明は以上でございます。

○桜井副委員長 最後にします。

ありがとうございました。取組についてのお考え、姿勢ということもよく分かりました。

最後にしますけども、今回、この予算をつくっていただくに当たって、国も東京都も本気になってやろうという姿勢が見えるんです。今までとは違うんですね。この8年前のとき、地域防災計画をまだつくっていませんでしたというご答弁を頂きましたけども、今は、国も、そして、東京都も本腰を入れて、この件については対応しようという、そんなことになってきておりますので、ぜひ、地震や水災害と併せて、区民の貴い命、貴重な財産を守るためにしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。国と東京都と連携しながら、しっかり情報を頂きつつ、より具体的で実効性の高い地域防災計画をつくっていきたくて考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 はい。では、こちらの関連。

富山委員。

○富山委員 先ほど来答弁が行われておりますけれども、火山噴火に関しては、一般的には現実味が薄いと思われがちなんですけれども、首都圏において大変影響は大きいことが予想されていて、政府においても重要な会議が行われています。私自身、中央省庁に勤務していた際も、全省庁が集中参加する会議の中でこれを扱った会議が行われていて、その際には、火山が噴火するかどうかじゃなくて、いつ噴火するかという会議が行われておりました。実際に歴史的には100年単位で富士山の火山は噴火していたんですけれども、今現在、300年噴火が起こっていない状況で、いつ噴火が起きてもおかしくないという状況になっています。それを踏まえて、この富士山噴火に関して、どの程度の危機感を持っているかについて、お伺いします。

予算案の概要の142ページにありますとおり、来年度の取組で、タイムラインの作成だったり、火山灰の状況の検討だったりが見られているんですけれども、これは1年で策定して何年までそれを維持する予定なのかというのをまず教えてください。

○山下災害対策・危機管理課長 今回の火山対策編の修正につきましては、令和8年度中に行う予定でございます。また、その後の修正でございますが、やはり東京都の地域防災計画火山編の修正に伴って、修正を行うものと考えております。

○富山委員 東京都に合わせるといことなんですけども、それは何年後かというのは、今分かっていないという状況ですか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。国や都の様々な動きの中で決まってくるも

のでございますので、令和7年度、令和7年に東京都の地域防災計画火山編を修正いたしました、今後いつ変わるかというものについてはちょっと分からないところでございます。

○富山委員 今後の状況を見てということなんですけれども、先ほどの課長の答弁の中にもありましたように、千代田区というのは、国の重要機関だったり、中央省庁も存在している自治体になりますので、計画をつくる際にも、ぜひ国と連携して、こういった対応をするかという計画を策定していただきたいと思えます。

そして、もう一点なんですけれども、新年度から退職自衛官を採用する予定ということも伺っております。今、国内外で様々な脅威が迫っている中で、危機管理の専門的知見を持つ方を採用されるというのは、大変23区の中でも先進的な取組だと評価しております。こういった専門的な人材をどのように活用するかというのを、この富士山噴火の広域災害の対応も踏まえて、ぜひお答えください。

○山下災害対策・危機管理課長 災害対策・危機管理担当部長として来ていただくものでございますので、国であったり、東京都、また、周辺区、その他防災関係機関の皆様との連携について特に活躍していただけるものと考えております。

○富山委員 ありがとうございます。国だったり都だったりとの連携についてご活躍いただくということなんですけれども、せっかく千代田区で採用するということなので、こういった計画の策定だったりとか、様々、予測性を想像できる危機管理の災害危機管理に対しても、ぜひ知見を活用していただくように、今後も積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくをお願いします。

○御郷行政管理担当部長 来年――あ、ごめんなさい、今年ですね、今度の4月から、退職自衛官のほうをお招きする予定でございます、豊富な知識とか経験がございます。特に危機管理の意識というのは、一般の行政マンと比べて相当高いものというふうに期待するところでございます。今、富山委員のご指摘のとおり、来年度、地域防災計画の見直しに当たりましては、そういった知見のほうを十分発揮していただきながら、また、退職自衛官のOBの方が各広域自治体、国、それから――国は当然ですけども、広域自治体とか基礎自治体のほうにも多数派遣されているというふうに聞いておりますので、そういった横のネットワークと縦のネットワークを十分発揮していただきながら、千代田区の危機管理意識の向上と計画の改定をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○小野委員長 はい。それでは、関連はよろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 富士山爆発の降灰対策に関しましては、（発言する者多数あり）今、全部出そろったと、桜井委員の中で出そろったと思うんですが、重なっていない部分でもしあれば、計画費用とか、今後のことに関してお答えいただきたいのと、それがまた非常に膨大だということが分かりましたので、昨日ご質問させていただきました、多分、そうなると、建物の不燃化ですとか電線類の地中化とか、あと、橋梁などの老朽化対策費のほうも物すごく試算のし直しとかもあるんじゃないかなと。つまり、今、政策経営部の方と環境まちづくり部の方とか、それ以外のテーマも含めまして、横断的にお考えをさせていただくことになるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺も含めて、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 のざわ委員のおっしゃいますように、庁内で横断的な動

きがあると思います。とりわけ、やはり災害廃棄物として降灰対策というのが非常に重要になってまいりますので、環境まちづくり部の清掃事務所であったり、道路公園課であったりときちんと連携を取ってまいりたいと思います。

○小野委員長 はい。関連、お願いいたします。関連で手が挙がっていましたか。

○えごし委員 じゃないです。

○小野委員長 関連ではない。関連で。災害対策系でしたら、引き続き、お願いします。えごし委員。

○えごし委員 私のほうからも防災についての質問させていただきます。

昨日、東日本大震災から15年ということで、もう防災の取組の大切さというのを改めて感じております。私のほうから防災意識の普及啓発のところで質問させていただきたいんですが、予算書231ページ、事務事業概要は225ページです。今回、予算を300万増加されていますけれども、その理由と、また、予算の中に、来年度、また防災フェスタの予算も含まれていると思います。防災フェスタの予算も併せてお聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 予算の内訳でございますが、防災意識の普及啓発の中の委託料として、防災フェスタにつきましては、企画運営業務の価格増ということで、1,100万ほど増となっております。

○えごし委員 すみません。予算が300万増加した理由も、ちょっと聞ければなと思ったんです。

○山下災害対策・危機管理課長 すみません。大変失礼いたしました。

○えごし委員 いいです。

○山下災害対策・危機管理課長 防災フェスタで1,100万——あ、すみません。まず、委託料が防災フェスタで1,100万、また、地震体験者の委託として150万ほど増をしております。その他の減と相殺して、約1,200万ほど増加となっております。そのほかの普及啓発として消耗品費、今年は防災対策総合ガイド、最近、全戸配付しておりますが、この分の予算が約500万減っておったりしております。そのほかのものをもろもろ含めて——あ、すみません、あと、防災フェスタの際のえいようかんであったり、タオルというのを配布したのについてもございまして、その他と相殺いたしまして、約700万円ほど減っておりますので、すごいざっくり言いますと、1,000万ほど増えて、700万ほど減って、合わせて300万増えたようなイメージでございます。

○えごし委員 理由について分かりました。防災フェスタについては1,100万増ということで、そういう意味では、またしっかり力を入れていただくんだなというふうに思うんですが、この防災フェスタについて、今年度の開催も踏まえて、来年度、どのような形で、また、どのような点に注力して行っていきたいと考えているか、お聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 防災フェスタでございますが、今年度の開催でかなり好評を得ましたので、引き続き来年度も行うものです。来年度の方向性といたしましては、まず、来場者数6,000人のうち、区内在住者2,000人ということで、それなりにいい数字だったんですが、来年度については、区民の参加を一層増やしたいと考えておりますので、町会に対しても積極的な周知を行っていきたいと考えております。そして、区内在住者の皆様に対しては、避難所訓練の重要性等を訴えて、実際の小中学校での避難所の訓練参加に結びつけるような方向を示したいと考えております。また、区外の方に対しま

しては、やはり帰宅困難者対策についての周知をしっかりとしていきたいと考えております。そのほかの新たなコンテンツといたしましては、防災謎解きオリエンテーリングのようなことを現在検討しております。

以上です。

○えごし委員 ありがとうございます。防災フェスタについて、かなり好評で、防災意識の普及啓発にしっかり広がったなというふうに私も感じていますが、一番大事なのは、先ほど来年度のということでも言っていただいていたけれども、そういう避難所防災訓練とかにしっかり参加してもらえるようにとかという話もありましたが、やっぱり一番大切なのは、そういう防災意識の高まりを実際に区民の方の自助とか共助の取組にしっかりつなげていくことだなというふうに思っております。その中で、いざ災害が起こったとき、本区ではやっぱり在宅避難を推奨しているという点からも、自宅においてのこういう安否確認であるとか、共助というところの部分では地域で連携しての安否確認ですけど、そういう安否確認というのが非常に大事だなというふうに思っております。これは、公助という中では、なかなか届きづらい点だなというふうにも思っているんですが、区としてどのように認識しているか、お聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 まず、公助が届きづらいという点、阪神・淡路大震災のときも、自助、共助、公助の割合が6対3対1だったというデータもございますので、やはり中心になってくるのは自助であり、共助であるというふうに考えております。共助を進めるに当たりましては、やはり現在も行っている町会への防災用品の補助金であったり、こちら共助推進の一助になっていると思っておりますが、そのほかにも、防災講座の実施等、様々な形で共助の推進に取り組んでいきたいと考えております。防災フェスタでも、当然でございますが、共助についてはしっかりと周知を図ってまいりたいと思っております。

○えごし委員 千代田区の特長で言うと、やっぱり非常にマンションが多いということがあると思うんですね。こういうマンションでの防災というと、なかなか地域の町会などに入っていない人も多いので、それぞれの自助、また、マンション管理組合などで居住者同士で共助していただく必要があるのかなというふうにも思います。そういう中で、安否確認をどう進めていくのかということと、私も、以前にも一般質問もしたんですけども、例えば、これはマンションだけじゃなくて、個人宅も含めてなんですけれども、ほかの自治体だと、地域で安否確認を進めていくための道具とか、そういうのを作成して配付しているところもあります。例えば、安否確認カードというもので、マンションのドアノブとかにかけられるようなものを、ふだんはドアの内側につけていて、日頃から防災注意点が書かれているので、そういうのを確認できると、いざ災害が起こったときは、外側にかけて無事を知らせるといって、それでちょっと安否確認もしやすくしていくというものなんですけど、防災意識を啓発して、さらに自助とともに、実質的に地域との連携、また、共助というのを促していくような、そういう支援とかツールとかというのもしっかり考えていければいいのかなというふうに思うんですが、例えば、こういう安否確認カードとかというものを作れば、防災フェスタとかイベントなどでも配布できれば、それを使って、さらにそういう自助、共助の取組、この区民の方がしっかり進めていくところの支援にもつながると思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 安否確認カードにつきましては、以前に、防災ハンドブ

ックとともに全世帯に配付しているというのがございます。ただ、A4判のシールという形状だったからか、あまり好評は頂いておりませんので、やはりいざというときにすぐに出せるものであったり、ちょっと実験的にというか、訓練的に使えるような使いやすいものでなければならないかなと考えております。先ほどの共助につながる事業として検討してまいりたいと思います。

〇えごし委員 ぜひよろしく申し上げます。

あと、防災アプリについても少し伺いたいんですが、アプリの中にコミュニティという登録者が文字情報のやり取りができる、そういうツールがあります。これでも安否確認ができるというふうになっているんですけども、現状、これはどのぐらい使われているか、分ければお聞きしたいというのと、また、家族や友達とかだったら、LINEとかを使って安否確認、情報のやり取りをしていると思うんですけども、町会とか、特にマンションとか、他人にはあんまり知らない人にはそういうのを教えたくない、プライベートなのを教えたくないという方も多くおられます。こういうときは、こういう防災アプリのコミュニティとかを使って、やり取りするのは大変有効だと思っています。私も、自分の住んでいるマンションでこれを使って、安否確認したりとか、また、いざ災害が起こったときは、これからこういう備蓄品を配りますよとか、そういうやり取りができるようにしていきたいというふうに思っているんですが、そういう使い方とか、有効的な活用方法というのをもうちょっとしっかりつくって、その周知を図っていく、そういう取組をすれば、もっとしっかり使ってもらえるかなと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

〇山下災害対策・危機管理課長 コミュニティ機能につきましては、LINE等に比べると、やはりちょっと使いづらい点があると認識しておりますので、現在、システム開発側に申入れを行っているところでございます。また、利用者数、現在の利用者数として、35件ということなので、やはりもう少し使い勝手をよくすることも進めつつ、周知を図ってまいりたいと思います。

〇えごし委員 ぜひ周知を図っていただきたいと思います。

あと、最後に、防災アプリで、例えばマイタイムライン、これをアプリ内で作成できないかなという。区では、用紙による作成とか、また、ホームページとかではエクセルデータとかも配付されているんですけども、東京防災アプリとかだと、東京マイ・タイムラインというアプリでマイタイムラインがつけれるというのもあるようなんですけども、区で、この防災アプリで情報を一元化してしっかり届けていくと。この防災アプリをしっかり使って下さいというわけで、もしマイタイムラインとかもつくれば、さらに利便性も上がったり、これを見て、しっかり防災対策を整えるということもできるかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

〇山下災害対策・危機管理課長 現在使用しております千代田区の総合防災情報システムにつきましては、23区の多くの自治体が使っている、言わばパッケージ的な製品でございます。そして、改定につきましては、ほかの自治体での要望を踏まえて仕様変更に至ることが多い状況でございます。今回の委員のご提案でありますマイタイムラインアプリというような新機能の搭載につきましては、システム開発会社にもちょっと提案を行ってまいりたいと思います。

〇えごし委員 ぜひ行っていただきたいと思います。

ちょっと併せて備蓄物資とかもいいですか、防災。

○小野委員長 防災、お願いします。

○えごし委員 少しだけ最後させていただきたいと思います。

あと、続けて、備蓄物資・機器等の整備の部分なんですけど、これは来年度予算が1億1,548万増と、かなり予算が増額されていますけれども、その理由をお聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 災害対策用物資・機器等の整備ということで、備蓄物資・機器等の整備、需用費が約1億余り増加、増でございます。内訳といたしましては、すみません、具体的な価格の内訳は少し算定が難しく、内容の内訳といたしましては、例年行っている入替えサイクルに基づいて購入するもののうち、アルファ化米であったり、アルファ化米のおかゆについては、レトルトご飯であったり、レトルトのおかゆ、水やお湯を入れなくてもそのまま食べられる商品への入替えを進めております。そのほかに、ライスクッキーもクリームサンドへの入替えを進めております。次に、入替え以外に新しいものといえますか、かなり以前購入したものの入替えでございますが、給水袋また遺体収納袋につきましては、前回購入から15年程度が経過しているため、新しく購入するものでございます。それと、今回、ちょっと大きめなのが段ボールベッドと段ボール間仕切りにつきましては、来年度、推奨する保存期間がちょうど10年ということで、ちょうどよい入替えのタイミングになるため、ワンタッチベッドとワンタッチテントへの入替えを行います。また、これによりまして、この入替えによって、備蓄倉庫内の容量が約半分程度になると考えております。ちなみに、価格につきましては、ワンタッチベッドが1,200万余り、ワンタッチテントは1,600万余りでございます。

そして、そのほか、マンホールトイレ使用の際に使うホースであったり、簡易水槽、小型水中ポンプ等の整備として200万余り、四番町公共施設の備蓄物資の購入として約70万円、また、帰宅困難者一時受入施設の物資として、平成26年以前の一時的受入施設の協定につきましては、相手方の施設の物資の購入というのもございますので、100万でございます。

以上でございます。

○えごし委員 新しい備品も来年度様々追加していただけるとということで、大変感謝申し上げますけれども、まだまだ足りていない部分も、十分でないという部分もあるのかなというふうにも思っております。そういう点では、今後の避難所備蓄品について、今後ですね、実際どう考えているか。例えば、防災テント、先ほど個別のテントというのがありましたけれども、私も一般質問でしたちょっと大型の防災テントであるとか、また、簡易エアマットであるとか、いろいろあるんですが、備蓄品についてどう考えているか、お聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 備蓄につきましては、来年度早めに備蓄基準の改定を行いまして、必要な資機材の根拠であったり、具体の運用について規定して、来年度というか、再来年度にはエアテントの購入等も行いたいと考えております。

○えごし委員 ぜひお願いいたします。

あと、事務事業概要では、この備蓄物資の配備対象ということで、これはページが244ページに書かれてありますけれども、平成24年に東京都が示した地震被害想定を基に計算をして配備計画が立てられているというふうに書かれてあります。千代田区の人口も

年々変化していますので、現状、平成24年の想定を基にという計算で大丈夫なのか、見直しをしなくてもいいのかどうかというところ、そこもお聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 先ほども少しお話に出た現在の備蓄基準につきましては令和4年版であり、5年ごとの見直しに向けて、現在、改定作業を進めておるところでございます。

なお、避難所の備蓄数量でございますが、人数について、ある程度バッファーを持たせておりますので、現状では、7万1,500人対象の24%としての備蓄を行っておりますので、備蓄物資の不足は生じていないものでございます。

○えごし委員 不足はしていないということで、そこは安心しているんですけども、現状に即したまた計算をして、足りないということがないようにしていただきたいと思えます。

物資の保管場所、また、区民避難所や公共施設の防災備蓄倉庫、そういうところについて、本区では、やっぱりスペース不足という課題もあります。現在、民間ビルで備蓄倉庫なども20か所借りているというのもあるんですけども、やっぱり保管スペース、今、避難所のところを見ても、もういっぱいになって、どう取り出すんだという課題とかもあったりもします。そういう意味では、今後、そういう民間ビルの備蓄倉庫などがまた増える予定はあるのか。それはなかなか難しかったとしても、また保管スペースのそういうなかなか少ないという、少ないとか狭いとか、こういう課題について、今後、どういうお考えを持たれているのか、また、検討する予算がつけられているのか、教えてください。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。備蓄倉庫の整理につきましては、先ほどもお話しした段ボールベッドをワンタッチベッドへ入れ替えすることであったり、あと、不用品の廃棄であったり、あと、整理をすることで、スペースの確保を行いたいと考えております。また、民間ビルの倉庫につきましては、安全確保計画であったり総合計画、再開発等によって創出したスペースで、各新しいビルとの協定締結によって使用させていただいておりますので、今後も、まちの機能更新に合わせて、倉庫も増加していくと考えております。

そのほか、区外の倉庫について賃貸するというような活用も考えておりますが、実際の発災時にその倉庫に入っている物資を持ってこなければなりませんので、ロジスティクスも併せた検討を進めていかなければならないと思っております。

○えごし委員 最後ですけども、やっぱり災害が起こったとき、区民の安全・安心というのを守っていくためには、備蓄品が足りないということに対しては、確保を充実していくというのが大変に大事だと思っております。保管場所のスペースに関しても、段ボールベッドを替えていって、容積を少なくしていくとか、そういう取組もしていただけるということで、そういう有効活用、備蓄倉庫の有効活用をしっかりとっていくというのも大切なことだなというふうに思っております。そういう意味でも、今後、備蓄品も日々進化していて、現状よりもまた高性能で場所を取らないようなものとか、小型化して、さらにしっかりと準備して、人数分の分を準備していけるようにとか、そういうことも今後考えられるように思います。やっぱり区民の安全・安心を守るためにも、今回も取っていただいておりますけれども、来年度以降もしっかり予算を取って、そういう備蓄品の確保また拡充にしっかりと取り組んでいただきたいなと思っておりますが、最後、決意をお聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 災害対策の理念といたしましては、やはり自助、共助が最優先と考えておりますが、平時の備えにつきましては、公助の部分が最も期待されるところと認識しておりますので、あと、備蓄食であったり、ワンタッチテント、蓄電池等、様々な備蓄品の最新の製品が出ておりますので、そちらについても情報収集していきながら、また、他区であったり、東京都とも連携しつつ、整備に取り組んでまいりたいと思います。

○えごし委員 はい。お願いします。

○小野委員長 はい。防災関連、よろしいですね。

それでは、小枝委員。

○小枝委員 追加資料7のほうで質問をさせていただきます。

項目は、建て替え時の代替施設確保についてというところなんですけれども、資料をおまとめいただきまして、ありがとうございます。3ページのところ、これは、すみません、ちょっと具体的で、かつ、細かい質問なんですけれども、内幸町ホールの、ここにも書いてあるんですけれども、工事が長引いております。3ページを見ると、ちょっと上に年次が書いていないので、恐らく令和8年と令和9年だろうというふうに思うんですけれども、非常に音楽利用者からの、何というか、不便という声を聞いているんですけれども、区は聞いていないですか、工事中の。

○小野委員長 これは、政経部で確認をするということでもよろしいでしょうか。地域振興部ではなく。

○小枝委員 この後、政経部に行くんですけど、これについては、地域振興部……

○小野委員長 じゃあ、これは回答できますか。

○小枝委員 総括だからね。総括だからね。

○中田文化スポーツ担当部長 そうですね。内幸町に関しましては、なかなか工事の進捗のほう事業者さんが決まらないということで、皆様にちょっとご迷惑をかけているというところで、そちらのほうは申し訳なく思っております。代替措置ということで、別の施設を借りた場合の助成なども行っております。なるべく早めにオープンできるように準備などを整えていきたいと思っております。

○小枝委員 これは、今の時代状況で頑張っているのはよく分かっています。言っているのは、その間のご不便、これから先、スポーツセンターも出てくるわけですから、こうした文化施設の建て替え時における対策というのは、不便のないようにするというので、利用者の意見を聞くということがまず大切なんじゃないかなというふうに思います。

具体的には、ここの内幸町ホールというのは183席なんですけれども、私が聞いている団体はいきいきのカスケードホールを使っているんですけども、非常に、何というか、使い勝手が悪いということを知っております。そうしたことは、基本の「き」だと思いますし、区民に親切な千代田区なんですから、こういうことについてはちゃんと意見を聞き取りながら、行き違いのないようにやっていくことがいいんじゃないかなというふうに思うし、内幸町ホールはあれだけの器ですけども、今後、スポーツセンターということにもなるので、その際に、やはり代替施設をどうするかというところの抜け漏れのないような手順、手続ということが整理されていないと困るんじゃないかというのがこの項目です。

○小野委員長 こちらも……

○中田文化スポーツ担当部長 代替措置については、同じものが仮施設で建てられればよいんですけど、そういったところもなかなか難しいというところで、大学ですとか、地域に持っている資源など、ほかの民間の施設ですとか、そういったところも営業に行きながら、使えるところはないかということで探しているところですけども、なかなか難しい面もあります。そういったところも踏まえながら、皆様に代替、ほかの施設を利用することでご理解いただいて、対応していくということで進めていきたいと思えます。

○小枝委員 恐らく当初は8年、1年でできるという目途でやっていたと思うんですけども、時代状況で2年かかってしまうということからすると、まださらに長い時間ということになるので、いきいきプラザというのは公設の千代田区が造った建物で、規模的にも全く同じであるということを見ると、ここで細かい点は言いませんけれども、横連携を図っていただいて、基本的に不便のないように枠取りをしていくというようなことのほうがより親切なんじゃないかなと、そして、またできる話なんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺のところは検討していただけないか。

○中田文化スポーツ担当部長 実際使われる方のいろいろな条件などもありますので、そういったものに関しましては、やはりご自身で探していただくのが一番になるかと思えます。ただ、区の中でこういった施設が、ホールなどがあるのかというような、そういった情報提供は区のほうでもできるかなと思っております。

○小枝委員 そうですね。（発言する者あり）

○小野委員長 大丈夫ですね。小枝委員。

○小枝委員 その姿勢でスポーツセンターまで行っちゃうと、スポーツセンターのほうも、団体の努力で何とかしてくださいということになっちゃうわけですよ。区は、基本的にそういう姿勢ではやってきておりませんで、もう令和8年、これで始まってしまいますけれども、横連携を図りながら、団体の意見を聞きながら調整していくということをぜひ検討していただければと。ここは、最終的な答弁までは頂かなくて結構ですので、ぜひ、そういうこともやっていくということが区民に身近な区政の姿勢だし、これまでもそういうふうにやってきたし、そういう約束をしてきたと思うので、この先、九段生涯学習館もありますし、そういうときに、どうぞ、ご自分でと。このホールの場合は、全くもう種目がはっきりしているので、演劇であるとかダンスであるとか音楽であるとか、そういうものについての対応策というのは十分に検討可能なんじゃないかという意味で申し上げます。

○小野委員長 はい。では、こちらは、ご答弁はよろしいですかね。

それでは、暫時休憩します。

午後4時41分休憩

午後4時55分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。和泉橋出張所長が午後5時から、文化振興課長兼文化財担当課長が午後5時半から公務のため欠席です。

それでは、引き続き質疑を受けます。

○小枝委員 同じ資料のところなのでやらせてください。

○小野委員長 同じ資料のところ。ああ。

○小枝委員 項目は違うけど、同じ資料のところなので。

○小野委員長 ところ。はい。

小枝委員。

○小枝委員 すみません。

○小野委員長 資料要求されているところね。

○小枝委員 追加資料の7の中で、さっきは3ページ目だけやったんですけども、公共施設の建て替え、改修、仮移転などの見通しについてというところについて伺います。

かつてはちよだみらいプロジェクトというようなことで、10年先の計画までが見えるようになっていたんですけども、今はそうしたものがないという、ないというか、見えないということで、こうした資料をお願いしました。公共施設等総合管理計画の個別施設編からだというふうに思うんですけども、現在は、何でしょう、今はそうしたことの財政計画、それから建て替えていくのか改修でいくのか移転建て替えていくのか、リノベーションで、同じですけども、どこで見て理解をすることができるのか、お答えをお願いします。

○小林財産管理担当課長 追加資料7の改修工事等中期計画になります。今後10年間の施設の修繕、あるいは建て替え、分かる内容を一覧にした資料との要求でしたので、資料につきましては今後10年間の既存施設の保全計画、これは中期財政見通しを策定するに当たってどのような施設でどのような改修を行うか、機械的に試算条件、更新周期等を設定して、既存公共施設に係る将来費用、コスト試算を行うための一覧表という形になっておりまして、ご指摘のような公共施設等総合管理計画に掲載しまして毎年更新しているものでございます。試算条件を設定して、同種の工事単価、面積等を掛けておよその費用を算出して積み上げることで、どれくらいの財政負担があるかを想定・推計するためのものとして使用しているものになります。

ご指摘のような個別の建て替え、居ながら等々を踏まえてになるんですけど、こちらのほうに関しましては、個別の施設の状況・条件、様々なもの変わってくると思いますので、そちらによって随時判断して財政等々、計画に反映させるというような手法を取っているものでございます。

○小枝委員 1枚目のところで、番町小学校については建て替えというようなことが明記されておりませんが、ここの財政計画はどのように、いつの年次でどのように示されているのでしょうか。

○小林財産管理担当課長 番町小学校に関しましては検討中ということですので、まだ正式に決まっていないものになろうかと思っておりますので、そちらのほうはまだ反映されていない状況でございます。

○小枝委員 また、一番下のほうにいきいきプラザ番町というのがありますけれども、これはもう築31年なんですけれども、空調、外壁の修理が8年、9年で入っていますけれども、こうした福祉施設の、これは居ながら建て替えなのか、あるいは移転建て替えなのかとか、そういうことについては誰がどこで相談し判断しているのでしょうか。

○小林財産管理担当課長 公共施設等総合管理計画においては、おおむね30年で大規模改修ということで試算条件のほうを設定しているところですけども、基本的にはいずれの施設も居ながら改修を検討することになるのかなと考えております。施設的に、あるいは施設利用者的に、あるいはその他様々な条件によって居ながら改修ができるかどうか、

できない場合には移転建て替えなどの選択肢もあり得るというふうに考えておりますけれども、その時々状況によってどのような手法を取るかということとは分かりませんので、一律の考え方でこの計画に反映することは難しいというふうに考えております。本計画はあくまでも将来推計となるもの、そういったものを推計するものですので、様々な状況が反映した段階で最新の情報に更新することにしています。居ながら改修にするかどうかというのは、そういった様々な状況を踏まえて所管部所管課と財産管理、財政等々、関係者が集まって相談して決定するものというふうに認識しております。

○小枝委員 区有財産、いろいろなまず計画はしっかりと変わってもいいから見通しを立てたほうがいいんじゃないかというふうには思いますけれども、その中でも、国の財産、今回、国と東京都の財産についても出してもらいました。それは同じ担当課長のところでいいんですよね。よくよく見せてもらいましたけれども、この中に、もう例えば、何でしょう、四番町に5,988平米、約6,000平米の建物があります。こうした、もっとたくさんあるんですけども、三番町にも、いろんなところにあるんですけども、そうした情報について一生懸命調査するような仕事、職務を担っている方は区の職員の中にはいるんでしょうか。

○小林財産管理担当課長 追加資料8のほうで、国有地と都営地の公有財産一覧表というものをお示しさせていただいたかと思えます。以前お出ししたものをアップデートしたものになるんですけど、そのときにもご説明したんですけども、この中で、区としては国有地、都営地については詳細を把握していませんので、こちらのほうが現在使用されている財産なのか未利用になっている財産、区として活用できる財産かというのはちょっと分からないところではあるんですけど、一覧としてお示したところになります。都や国の担当者と協議する機会もありますけれども、そういった中では、これまで何度もご説明しているように、千代田区、民間、国、都含めてなかなか土地の取得、まとまった土地が少ない場所においては、国であっても都であっても遊休地というのは少ないというふうに聞いていますけれども、そういった情報は得ているところです。ご質問にあった、そういった財産の状況を把握・調査・研究しているのはどこかということであれば、財産管理担当のほうでそういった業務を担っているところがございます。

○小枝委員 ありがとうございます。ぜひ情報取得に努めてほしい。また、千代田区の区有地としても、例えば飯田橋の3-22-21、これ、約1,000平米のところですけども、これが令和8年9月に東京都から貸していたこの土地が返ってくるというふうに聞いています。まとまった土地だと思うんですけども、そうした情報は把握されていまずでしょうか。

○小林財産管理担当課長 すみません。今すぐにそういった情報の確認はできないんですけども、そういったことがあればこちらのほうにも情報が入ってくるものだとは思っているんですけども、そちらのほうは現在把握はしていないところです。

○小枝委員 ぜひ視野を広げて、資料を見ると、検索をすると、もう今から20年以上前に網をかけた再開発の網の中に入っているんです。だけれども、まだ協議会しかできてなくて準備組合にもならない。そうすると網がかかっているから使えないというふうに思ってしまうと、要するに全体を俯瞰して見る役割がどうしても必要だろうと。この区有地、公有地拡大法というのが国にあるぐらい、要するに、区として公有地を拡大していくとい

うことは課された使命でもあり、先ほど来の災害の質問、富士山の話もあれば、直下型地震の話もあれば、そうしたときの公有地を持っているとあって非常に重要なことだというふうに思うんです。そのためには担当職員があらゆる情報を耳に入れながら、ほかの区とかで、あれっ、文化施設はどうしてできたの、と思うと、国の土地を買っていたりするんですよ。そういうふうな情報をやっぱり取りに行くということが必要なんじゃないかなというふうに思うので、ぜひそれはお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 先ほども申し上げましたとおり、国であったり都であったり、財産を所管している部署と我々財産管理担当のほうで、定期的というわけではないんですけども、不定期なんですけれども、意見交換をしたり、都有地、国有地、区有地の状況などを情報交換したりする機会もありますので、そういった中で空いている場所、使える場所がないかということは引き続き確認していきたいというふうに考えております。委員ご指摘のとおり、先ほどの公共施設の代替施設の話であったりとか、先ほどの議論であった災害時の備蓄物資の倉庫なんていう、そういった課題も多々あるかと思っておりますけれども、我々、財産管理担当といたしましては、今持っている区有地を最大限有効活用したいというふうに考えておりますので、引き続きご協力いただければと思います。

○小枝委員 ぜひご努力、国や東京都や千代田区の11.64キロ平米の中で、多くは皇居もありますけど、よく俯瞰して見て、より安全なものにしていただきたい。ただ、これ永田に行っちゃっていいのか、一回止めたほうがよければ、ちょっと。

○小野委員長 これは関連ございませんかね。そうすると、これ永田町小学校は関連しているという取扱いですか。

○小枝委員 いや、どちらでも。

○小野委員長 どちらでもいいですか。はい。そうすると……。 (発言する者あり) えっ。

○牛尾委員 今の関連で、財産の件。

○小野委員長 今の関連。牛尾委員。

○牛尾委員 先ほど区有地を有効活用していきたいというお話がありました。ただ、その場合、区有地といっても教育財産、一般財産で担当の所管が全然違うと。これ分科会でも議論になりましたけれども、例えば軽井沢で、今Ⅰ期施設、Ⅱ期施設とありますけれども、Ⅱ期施設は使っていると。Ⅰ期施設はもう解体して更地になっていると。例えばⅡ期施設の泊まっている方々がⅠ期施設のほうをちょっと使いたいといった場合に、教育財産と一般財産で分かれているものだから、その連携が取れているのかどうかというのも問題もあると。で、そうした教育財産、一般財産で隣り合っている場合に、活用したいといった場合、ちゃんと連携が取れているかどうかというのはどうなんですか。

○小林財産管理担当課長 一般財産と教育財産で連携が取れているのかというご指摘です。財産管理担当といたしましては、区の区有財産全てを一義的に把握しているところではございますので、連携は取っているということになるかと思っております。旧軽井沢少年自然の家に関しましては、ご承知のとおり教育施設としては使用しないということで政策経営部のほうでその後の利活用を検討することになりました。全庁的な庁内の需要調査も行ってありますし、庁内の活用希望がなかったということで、財産活用の観点も含めて広く活用策を検討するということが現在しております。今年度、民間事業者に貸付けを行うことを見据えてサウンディング調査など行いながら活用策を検討しておりますので、今後、貸付

けの公募を行っていくことを予定しています。それが連携できるかということのご指摘ですけれども、庁内の需要がなかったということになりますので、こちらのほうは切り離して現在活用を検討しているところでございます。

○小野委員長 はい。よろしいですかね。

○牛尾委員 もう一回だけ。

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 そこはしっかり連携が取れるところは連携してほしいと思います。区内でも同じことが言えまして、例えばさくらキッズとかが手狭になったということで、千代田小の上の教育研究所とかが、今、民間のビルを借りて高いお金、賃料を払ってお借りしていると。一方で使っていない低未利用の区有施設、区有地というのは区内でも残されているわけですよ。こうしたところをなかなか活用できずに高い賃料を払って民間のところを使い続けるということについてもちょっと考えていく必要があるのかなと思いますけど、そこについても一言お願いします。

○小林財産管理担当課長 ご指摘のように幾つかの低未利用地と言われる場所がありますけれども、基本的には暫定だったり、何らかの形で何らかの用途で使用しているということになるかと思えます。現状そういった状況です。低未利用地の活用につきましては、まずは行政需要への対応が第一だというふうに考えておりますけれども、必要な行政需要の場所であったりとか、規模であったりとか、用途であったりとか、様々な条件がマッチするかどうかということがまずあるかと思えます。その条件に適した用地とか施設があればこういったものを活用することになりますけれども、限られた区有地、区有施設では条件の合致が難しいといったことが多々あるかと思えます。そういった場合には、条件に合うような民間ビル等を賃借するといった可能性があるというのはご理解いただけるかと思えます。そうはいつでも限りある区有地、最大限有効活用したいということは喫緊の課題だというふうに考えておりますので、今後ともそういった取組を進めていきたいというふうに考えております。

○小野委員長 はい。それでは、次の質疑をお願いします。

○小枝委員 その前に、しちゃっていいですかね。今の流れで……（「永田町」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 では、永田町ですね。永田町小、はい、どうぞ。

○小枝委員 続けてやらせていただきたいと思えます。旧永田町小学校の件についてです。やはり追加資料の7なんですけれども、番町小学校の建て替えというのは少なくともこの10年の中にも位置づけられてくるだろうというふうに思います。そうしますと、本会議では聞いておりますが、九段中学校のところを考えるとなくはないよみたいなご説明がありましたけれども、麴町小学校の建て替え時は旧永田町小学校を使いましたよね。それを考えると、何を決めるかは現場が決めることではありますけれども、その選択肢というのは取っておいたほうがよいのではないかと、なぜ急いで解体を決めるのかということについてお答えください。

○小林財産管理担当課長 番町小の建て替えの件ということですが、番町小学校につきましては築年数が経過している学校でもあるので……

○小枝委員 それは分かっている。

○小林財産管理担当課長 建て替えの検討が必要になってくるのかな……

○小枝委員 それじゃない、仮校舎、仮校舎。

○小林財産管理担当課長 というのはあろうかと思えます。仮校舎でということなんですけれども、現地での建て替えと仮移転を伴う建て替え、両面で今検討が進められているというふうに聞いていますが、仮移転先として旧永田町小学校を現在想定はしているところではございません。これまでの庁内の整理においては、仮移転する場合には旧九段中学校校舎を仮移転先の候補というふうに考えておりまして、庁内の検討会の中では整理されているところでございます。

○小枝委員 なるほど。旧九段中学校、この資料7を見ますと、旧九段とちょうど旧永田が並んでいるわけなんですけれども、旧九段であれば仮校舎に使うのに改修費に幾らかかるのか、旧永田であれば幾らかかるのかというのは、これは試算をされているのでしょうか。

○小林財産管理担当課長 厳密な試算というのはしてはいないところではあるんですけれども、旧九段中学校に関しましては、最近までお茶の水小学校の仮移転先として使用していたということもありますし、現在も様々な用途で暫定活用していることから、設備などについても大規模な改修をしなくても使用可能な状態だというふうに認識しております。仮に旧永田町小学校を使おうとすると、使用再開までの耐震改修はもちろんのこと、建物の設備、大規模な改修が必要となりますので、多くの費用と期間、こういったものが必要になるということは想定しているところでございます。

○小枝委員 だろうではなくて、どのぐらいということじゃあ試算していないということですね。

○小林財産管理担当課長 試算はしていないんですけれども、今まで使っていた、現在も使っている校舎と30年間ずっと使っていない校舎を改修する、耐震改修も弱いというところを比較する、そういった必要もないだろうということになります。また、さらには必要な延べ床面積を見ても、番町小学校の延べ床面積、現在5,700平米程度、旧九段中学校を使うとして少し小さい5,000平米、旧永田町小に関してはさらに小さい4,400平米、規模感が全く合わなくなります。仮に旧永田町小学校を使うとなると、改修の上に追加で仮校舎などを建設する必要が出てくる可能性もあるので、そういった選択肢は区としては取っていません。

○小枝委員 お金の問題でそうだろうという見立てをしたということの答弁として受け止めます。

あと、プロセスで聞きたいんですけれども、旧永田町小学校は山の上ホテルとほぼ同い年、それから国会議事堂とほぼ同い年、で、そのいずれも改修して使うという非常に文化的な建物だということになって、事実として確認しますが、1月29日景観まちづくり審議会がありました。その景観まちづくり審議会の中で、細かいことはいいんですけれども、審査に参加された委員の方のほうから、今使い道も決まっていなのに解体だけを決めるのはもったいないのではないかというような発言があったというふうに聞いていますけれども、景観審議会の担当というのは今日はいらっしゃらない。いた。すみません。いらっしゃった。もし差し支えなければ、どんなお話があったか教えてください。

○榊原景観・都市計画課長 ただいま委員からご指摘がありましたとおり、1月29日に

開催をいたしました今年度2回目の景観まちづくり審議会の際、報告事項として旧永田町小学校に関する資料をご提出した上でご審議を頂いたところです。この際、幾つかのご意見を頂いたところではございますが、その中で、会長のほうからは、過去に民間のビルではございますけれども、やはり後にどういった建物が建つかというのが分からない状態で歴史ある建物を、これについては、すみません、少々お待ちください。残さないという判断をするかどうかということについていろいろ議論があったということでしたので、今回の旧永田町小学校についても、かつてそういった議論があったということについては担当部署のほうに伝えてほしいと、そういったご意見を頂いたところです。

○小枝委員 ありがとうございます。今度はもう1か所、文化財保護審議会担当のほうの課長に伺いたいんですけども、文化財保護審議会にもこうした古い建築物の担当の方がいらっしゃるというふうに伺っておりますが、そうした方には意見を聞いていますかという質問です。

○小野委員長 いらっしゃいますか。

○武笠文化財担当課長 文化財保護審議会の中で旧永田町小学校が審議されたということではございません。

○小枝委員 ちょっとすみません。質問が悪かったのかな。そうではなくて、この担当の旧永田町小学校をどうするかということ所管をする、考える判断をする担当者が文化財保護審議会の専門家の方に伺ったという、そういう手順・手続はありますかという質問です。すみません。分かりにくい言い方で、そういうことです。事実だけを聞いています、いい悪いじゃなくて。

○小野委員長 そういうご担当がいらっしゃるか、いらっしゃらないかということですかね。

○小枝委員 まあね。

○武笠文化財担当課長 そのようなことはございません。

○小枝委員 そのような……

○小野委員長 いらっしゃらないということです。

○小枝委員 えっ、人がいないの。担当がいない。

○小野委員長 そういうご担当はいらっしゃらないということですね。

○武笠文化財担当課長 文化財保護審議会の中の先生に建築が専門とされる先生はいらっしゃいますけれども、そういった担当ということではございません。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 聞き方が悪くてすみません。建築担当の先生がいるのであれば、その先生に業務の中でお聞きになるというようなことをされなかったんですかということ聞いたんです。今いるということは分かりましたので、聞いていないなら聞いていないということを書いてくれれば結構です。

○武笠文化財担当課長 聞いてございません。

○小枝委員 委員会のほうでの集約等も見せていただきましたけれども、令和8年の1月23日に一般社団法人の日本建築学会のほうから、旧永田町小学校校舎建物の歴史的評価に関する調査、現地視察の依頼というのが来ているというふうに読み取りました。それについて区としてその依頼を断ったというのは本当でしょうか。

○夏目財産管理担当部長 常任委員会のほうでもお話をさせていただきましたが、建築学会の方から自主的な調査ということで調査の申出がありました。我々として、ほかの方で調査をしたいとか、そういった方がいた場合の公平性だとか、あと、そもそも自主的な調査ということでしたので、履行を確保する観点から、区が主体的に計画を立てて適正な手続を進めていくということが必要だというふうに判断しまして、区の責任において実施すべき重要事項ということでお断りをしております。なお、先方からは、方針については承知したというふうな回答を頂いて、回答というか返信を頂いております。

○小枝委員 これについては順を追って伺いました。景観まちづくり審議会の中で専門家の先生方からも後の使い方が分からないのに残さないのかとした意見があったり、それから、文化財保護審議会の中には建築物の価値をしっかりと知っている、判断できるような担当者がいるけれども、そちらに聞くということをしていないという中で、日本建築学会のほうから、評価、ぜひ中を見せてもらいたいというようなことがあったけれども、それも今のところは受けていない。では、これ、委員会の中でも丁寧に議論をされていることだと思いますし、これ自体は私自身も決して、何というか、行政と、何というか、けんかというか、あんまり角突き合わせたくはないんです。でも、先ほど言いましたように、山の上ホテルや国会議事堂と同じ年次なんですね。そうすると、子どもの教育にとって文化の豊かな中で学ぶことができれば、これは恐らく仮校舎としても十分使い得るし、その金額がまた幾らかかるのか、高過ぎるだろうというところでこの足を踏んだということも言われましたけれども、そのところはぜひやっぱり愛情を持って、そして子どもたちへの愛情を持って、恐らく九段でもやっぱり、九段中ってあそこは崖地だったりするので、非常にあそこはあそこでいろんな難問があるんですよ。でも千代田区はどんな難問も乗り越えることによって誠実にやっていこうという立場でありますので、ぜひ後の使い方も分からない中で、そして財政状況が厳しくなっていく中で、今、千代田区が用いる財産を愛情を持って扱っていくということを心に銘じて、私としてはこれをここでえいやっというふうにやられるとちょっとつらいなという思いがありますので、ぜひ優しく、桜の花のように優しく対応してもらいたい。これは、ちょっとすみません、福祉の委員会しか分からない話なんですけど、できないかというところを、ぜひ切っつまえ切っつまえなんていう手を部長しないでしないで、ちょっと少し区民の声にも耳を傾けていただけたらということをお願いをいたしたいと思います。いかがでしょうか。

○夏目財産管理担当部長 永田町小学校の解体に関しましては、何度か本会議でも、また常任委員会のほうでもやり取りをさせていただいております。解体に踏み切ったというか、その理由は何度もお話ししたとおり、やはり区内にまとまった土地が得難いということで、先ほどのやり取りでもありましたけれども、持てる財産をやはり最大限活用していかなければならない。そこを遊ばせておいてほかの土地を借りてお金を払うというようなことがあってはならないということで我々考えたところです。この方針を決めるに当たりましては、町会関係者、卒業生の方にお話を聞きました。積極的に活用してくれという声もありました。一方で、消極的ですが活用はやむを得ないよねというような声、それから明確に反対する声もありました。そうした様々な意見を受けて、我々として将来の区民にとって、今の区民にとって最大限いい方法を選んだときに、やはり解体という結論に至ったということです。今お話しいただきました価値だとか、あと思いのある方もいるということは

我々ヒアリングをして非常に分かっております。ですので、建物は解体させていただくこととなりますが、その価値、思い等につきましては、これからやはりしっかり調査をして、適正な形で、また皆さんに喜ばれる形で残していきたいと思っておりますので、その辺は丁寧に対応してまいりたいと思っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○小枝委員 そこに行き違いがあって、価値とか思いということではなくて、現に生きている、何というか、建物の活用利益というのは未来の子どもたちにあるということ。つまりこの建物を別に知らないし、もしかしたら通っていないかもしれないけれども、未来のあの地域、エリアに育ち生まれるであろう子どもたちにとっても普遍的な価値を持つものはそのように処遇をしていかないといけないのではないかという意味で、民間、私立大学である明治大学も山の上ホテルを活用していく。そして国会議事堂もそのようにしていく。そしてその隣にある旧永田町小学校をお金がかかるから壊してしまうというんだけど、論理矛盾があって、それをリノベーションして学校化したほうが仮施設としては使えるということは間違いのないわけですね。新たに全部造れば恐らく経済的損失は出るはずなんです。そこのところを飛ばしてリサーチもしないで判断してしまうということは、非常に千代田区民の財産を毀損するということになってしまうので、それは行政にはそのような権利はないわけなんです。そこまでの権利は行政にはない。なので、手順・手続きをしっかりと取っていただきたい。胸を張って歩めるようにしていただきたい。そのことをぜひお願いしたいという意味での質問です。

○小野委員長 はい。お願いでした。

○夏目財産管理担当部長 解体につきましては陳情審査、厳しいご意見も頂きましたけれども、現在の都心部の千代田区において土地を得がたいという状況を踏まえて、解体はやむを得ないというようなご意見、ご意見というか、確認を頂いた上で申入れを頂いております。また、同じその申入れの中で、文化的な価値や何かにつきましては、専門家の意見も聞いて適切な形で残すようにということも言われておりますので、そうした常任委員会の申入れも踏まえまして対応してまいります。

○小野委員長 はい。それでは、この件はよろしいですね。

それでは、はやお委員。

○はやお委員 簡単に。簡単にじゃなくて、中期財政見通しの作成経緯等についてということをお願いしたいと思います。

まず初めに、資料要求いたしましたんで、簡単にその資料説明、また資料につきましてはありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○前田財政課長 それでは、資料のほうをご説明をさせていただきます。ちょっと簡潔にご案内をさせていただければと存じます。

まず項番1、予算額の主な増要因でございます。こちら、表を見ていただければと存じますけれども、予算額が増となっているもので金額の多いものから整理をさせていただいております。またこの間、増要因につきましては施設整備に係る経費についてご案内をさせていただいているところでございますけれども、予算概要上、各部ごとに金額を掲載していることから全体感が分かりづらくなっていることも含めまして、また、工事費のみのお示しもしているところでございましたけれども、事務費等も別途要する経費、そういったところも見えづらいところがございましたため、かかる経費を含めて記載をさせてい

ただいているものがこちらの表のものとなっております。記載の6事業の全合計で143億弱でございます。

項番2、財政の見通しでございます。こちらの作成に当たりましては、今定例会でお示しをさせていただいております令和8年度の予算編成の予算概要、こちらと昨年度お示しをさせていただきます同じく予算概要、こちらの予算概要でお示ししてございました令和8年度予算額を比較したといったものでございます。昨年発行のものと今年度発行のものを比較しているといった状況でございます。そうしますと、昨年の作成の段階では、今年度一般財源の歳入480億強を見込んでございましたけれども、区民税等の伸びにより、今年度は504億3,000万ということで、その歳入の額も大きく変わっているということが確認できるかと存じます。またその一方で、歳出につきましても、項番1のところ職員給与費の増にもございますように、記載のとおり増となる見込みでございます。つきましては、この1年間でまず全体として歳入歳出ともに大きくなっていると。額全体が大きくなっている状況にあるといったところでございます。

また、下のグラフでございますけれども、先ほど全体が大きくなっている旨のご案内をさせていただきましたけれども、今後の増減といたしまして投資的経費の増減があるといった状況でございます。

こうした状況にある中で、かかる経費一つ一つ積み上げまして見通しを持って今後も財政運営を進めてまいりたいというふうに考えてございます。また併せましてこの間分科会でもご審議を頂いてございますが、実績等を適切に見定めまして、精緻な予算計上を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○はやお委員 じゃあ簡潔に。あらましのところが何ページになるかという169ページのところになると思います。今後の健全な財政運営を目指すということで、私が非常に驚いたのは、今回の基金活用ということで、令和8年度の基金活用、いろいろ様々さっき答えていただいた。令和7年での令和8年の基金活用というのは815億というふうに数字が出ています。だけど、今年度は1,103億円ということ、その主なというのは、ここの四番町をはじめとしたそういうもののあるからこの基金を活用していかなくちゃいけないということであるのか、もう一度そのところを確認。

○前田財政課長 ご指摘のとおりでございます。

○はやお委員 それで、結局はまた違うのが積立てなんですね、約10年間の積立てで、令和8年度の試算は209億の積立てがある。けども令和7年では235億だと、こうなっているわけです。この違いというのはどこから生じるのかお答えいただきたいと思います。

○前田財政課長 こちらの積算につきましては、ちょっと個々個別にという形ですとちょっとお時間を頂戴する形になってしまいますが……

○はやお委員 大きいのを。

○前田財政課長 やはりこうしたかかる経費のこの増減を含めてこういった試算をさせていただいているというところになってございます。

○はやお委員 詳細より大きいところなんですけど、何が言いたいかという、最終的に基金残高というところなんですね。私がやったときに、この令和8年のこのところでは33

8億10年後には残るだろうと基金が。つまり、個人的に言ったら預金が338億だよ。けども、令和7年のときには574億あるという、ここからするといきなり1年間で236億という数字が違っちゃったわけですよ。それで、実を言うと、私が改選後來たときに、それをすぐ調べなくちゃいけないということで確認した際、約700億という数字が残るだろうと。でも、いや、いろいろなことがあるから、じゃあ500のつかみだねと言っていて574億だと、いいところだった。それが今度は300億になっている。こういうところからしたときに、このところのその違いをもう一回。ただ、ここは投資的経費、つまりそういうところが、あと何が原因でこれだけの財源が基金が目減りしていつてしまうのかということをもうちよと説明していただけますか。

○前田財政課長 それでは、具体的なところというところで金額の大きいものをご案内をさせていただきますと、昨年度と比較してやはり施設整備の増といったところが挙げられます。この見通しの中では、昨年度もスポーツセンターであるとか和泉小学校を記載をしてございましたけれども、そちらにかかる経費が上がってございます。とりわけそれぞれの経費につきましてはそれぞれの所管の中で常任等でもご案内をさせていただいているというふうには存じますけれども、そうしたところを積み上げますとこの金額といった形の試算となるといった状況でございます。

○はやお委員 そういうことでしょうか。だから私としてはかなり今後厳しい財政になっていくだろうと。でも、そうは言いながらも、平気だという意見もあるんですよ。じゃあなんでこれだけすぐできなかったかということについての分析ですかね。例えば、建築関係については、もう少し前、きちっと計画どおり前倒しになっていれば、それだけの建築の高騰に遭わないで済んだかもしれないじゃないですか。そういう抜本的なこと。それでまた、ただ収益については今後積立てのことが検討できるのかどうか、その辺2点についてお答えいただきたい。

○前田財政課長 まず、全体的な今後のかかる経費のところにつきましては、やはり私どもとしてもこの物価高騰等を含めてなかなか社会情勢の影響が読みづらいといったところでございます。どうしても私どもとして不断に必要性などかを検証しながら努めておるところでございますけれども、なかなか様々な影響の時期であるとか、その範囲というのが事前に読み取りづらいというのが実態でございます。そうした状況の中で、できるだけ積立ても含めながら検討していきたいというふうには考えてございますが、こうした見通しを持って共有させていただきながら努めていくことがまずは一番大事なことかなというところで、こういった形でお示しをさせていただいているといった状況でございます。

○はやお委員 ここについては経営的な判断ということになってくると思うんですけど、これももう少し財政計画の見直しということを、人、物、金、情報というような視点に立って、現実、後でまたやると思いますが、DX等々についてはいろいろなβダッシュモデルだとか何とかとあって、とてつもなくお金がかかっていくわけですよ。そのところを横にらみしながら、本当に財政計画というのを抜本的に見直すということについての考えはあるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○前田財政課長 まず、財政としての抜本的な改革、考え方を変えるとといったところがあるのかということにつきましては、まずはこういった形で私どもお示しをさせていただいておりますので、来年度こうした形でやっていきたいというふうに考えてございます。

また、財政運営の考え方としては、まず変わらないのが、この不断の見直しをやっていく、事業見直しを含めて検討していくといったところは変わりません。そうした意味では、なかなか抜本的に変わる変わらないというよりは、そうした努力を積み重ねていくことが大事なのかなというふうに認識をさせていただきます。とりわけなかなかこの物価高騰の影響の中で、さらには人材不足といったところの中では、この後ご審議がというところもありましたけれども、それこそデジタルの力も借りながらやっていかなければならないというふうに考えてございます。人、物、金、情報というところのご指摘も頂いてございますけれども、そうしたところはかなり重要なところで、それらをきちんと連携させていくといったことは私どもも同じ考えでございまして、その辺りはしっかりと努めていきたいというふうに考えてございます。

○はやお委員 そういうことだと思います。それで、私は決していけないということ言うつもりはないんですね。いいものはいいことでやっていくべきだと思うんですけども、こういう財政状況を横にらみにしていきながら、今回のところについてやっぱり疑問が残るんですよ。例えば、AIの防犯カメラのことを聞くと、いろいろなものについての検討が、これは深掘りしませんよ。本区が設置しなかった理由が、例えば監視カメラという視点になるからやらなかった。大きく変更するべきところが十分に議会とも話されていないというのがまず1点。そしてまた祭礼文化のことについては、実はきちっと話しましたよ常任でも。でもしかし最後まで宗教的関連との切り分けとかというのは難しいんじゃないか。スキームはどうしていくんだろうかというところで、まだ途中だったんですよ。そしてまたスマートごみ箱なんていうことで、当初はサリンの関係で結局はごみ箱は作らないべきだという話になったものを、大きな大変換にもかかわらず、やっぱり議会にもそういうところのやり取りもなくこのスマートごみ箱が設置されてしまったということなんですね。笑っている場合じゃないですよ、本当のことを言って。それで、私立学校のほうの就学者、これはそれぞれの考え方の違いがあったことは認めながらも、やっぱり公教育というのを復権というところの視点においてどうだったのかということがあるわけです。だからこういうように、例えばもう少し、みんな結局は300億の後10年後なくなるといったときに、我々千代田区民のほうとも運命共同体なわけです。その区民代表である我々に説明をしていかなくちゃいけない中で、こういう手順・手続が本当にいいことなのか。僕はいいいとは思えないわけですよ。そうしたときに十分な、十分な、やっぱり議会との話し合いをしていく必要があるんじゃないかということなんですけれども、この辺のところ、つまり財政的にはかなり厳しくなっていくということが明々白々になった中で、今後の予算をどうやって編成していくのか、そしてまた区議会ともどうやってやり取りをしていくのかということについて、これをきちっと僕は考え方を答弁していただきたいと思うんですけど。

○小野委員長 はい。お願いします。

○前田財政課長 委員長、財政課長。

○はやお委員 財政課長、だって……

○小野委員長 財政課長。

○前田財政課長 はい。財政課長で答弁させていただければと存じます。

ただいま、それぞれの事業ごとについてもご案内を頂きました。また、本日におかれま

しても、この事業の進め方について様々ご意見を頂戴しているところでございます。私ども財政としましても、これらかかる経費、本当に大きいものでございまして、それらを、この取組自体はそれこそ今の安心をといたところの中ではご理解を頂きたいというふうに考えてございますけれども、そうしたものを進めていく上では連携をしっかりと取っていききたいといったところのご案内もさせていただいたところでございます。引き続きその調整の仕方といったところは本日もご休憩を頂いた中でもご案内をさせていただいたとおりでございますので、私どもとしてしっかりと区民のために取組を進めていくための財政運営を行っていききたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○はやお委員 最後です。

○小野委員長 最後。はい。

○はやお委員 まあね、私はね、違うんですよ。いや、僕はいいと思ひますよ。財政課長、将来僕は千代田区を担っていく人だと思うから、今の答弁について受け止めますよ。けれども、今の事務を取る、もしくは政治的な判断をするといったところからしたら、特別職がそのところについて答弁しなくして、これだけ厳しい状況になっていくという中で、僕はせめて事務方トップの答弁を頂いて、姿勢とか思いとか、そういうことを答えていただけないんですか。答えないなら答えないでいいですよ。はい。

○小野委員長 副区長。

○はやお委員 悪いですね。

○藤本副区長 今回の財政状況に関する認識ということでお答えさせていただきますと、私は、やっぱり非常に持続可能な財政基盤を堅持していくのにはどうしたらいいかということ、まず昨年10月に着任をして考えてきました。そのとき頭によぎったのが、平成11年から19年まで東京都にいたわけですけども、そのとき財政再建団体に転落しそうな状況だったということで、それは非常に景気が悪く、そのときは事業費を毎年50%カットをして、給与も今年は5%カット、次年度は10%カット、それにプラス大幅な人員削減を8年間で8,000人ということをやって、それでやっと乗り切ったんですけども、ただ、そのときはやっぱり職場の雰囲気も悪く、（「……だよ」「いや、なっちゃうよね」と呼ぶ者あり）外部の目も非常に厳しいという中で、こういったことを二度と起こしてはいけないというふうなことを考えながら今回10月から着任して考えながらやってきたということです。

今の状況を考えますと、株価とか経済状況は比較的よいかもかもしれませんが、やっぱりヨーロッパ情勢、それから関税の問題、中東情勢、それから国内を見ますと東京をターゲットにした地方税の改正の動き、そういったことがあると先行き極めて厳しいと。安泰としてはられないという認識であります。

ということなので、やはり来年度以降、やっぱりそういった視点をしっかりと持って庁内取り組んでいく必要があると思ひています。ただ、将来的な人口減少社会の到来、年間100万人日本の人口がなくなっていくという状況の中で、やっぱりしっかりとAI、DX、徹底的に導入をして、それによって区民が真に必要なサービスを提供していくとともに、やっぱり社会の状況に応じて施策を徹底的に見直すということが必要だと思ひています。効率性、実効性を上げていって、それがないと、やっぱりこのまま財政は非常によろしく

ないんじゃないかと。今ある1,000億円の基金が17年ぐらいには300億円ぐらいになってしまうと。そういう状況を踏まえながら徹底的に見直しが必要だと思っています。だからその見直しの中身もしっかり中を見て、ただ執行率だけで見のではなく、執行体制も一緒に見ながら、本当に必要なものがどういうふうなのかということが必要だと思っています。例えば、昨年この場で私が質疑で分かったんですけども、例えば区営住宅、区民住宅の状況ですね。年々、過去数年積み重ねていって、50戸もまだ供給していないものがあったということが、ここの質疑の場で知ったということがあります。ただ、実際のところ、予算の執行率は上がっていないんですけども、ただ、職員たちの仕事を見ると非常にみんな頑張っていると。ただ、非常に厳しい、空き住戸があったから現場を見て畳を作り替えたり、ふすまをやったりとか、そういう仕様書を書いて発注するのにかなり時間がかかっているということで、そういった中身も見ていかなきゃいけないと思っています。早くしろということですので……

○はやお委員 いいよ、いいよ。

○藤本副区長 そういったところをやりながら、しっかりと議会と意見交換しながら、今回、分科会もあって本会議もあって、しっかり議論できたかなと思っていますので、こういうことをしながら進めていきたいと思っています。

○はやお委員 いいです。

○小野委員長 はい。それでは引き続き、小林委員。

○小林委員 行政DXの現状と今後について質問させていただきます。

そもそも、行政DXは単なるデジタル化ではないんですね。そもそも業務、仕事のやり方を見直す改革なんで、これについて限られた人員を質の高い行政サービスにしていくところで、しかし一方、DXというのは税金をすごく投入している施策です。だからこそこの業務が効率化されてどれだけ区民に区民サービスが向上したかということが大切なところで、DX、DXって、掛け声だけでは行政改革になりませんので、ちょっと何点か質問したいと思います。

まず、DXの成果について。本会議での答弁では生成AIの活用により月2,000時間を超える業務削減効果が生まれていると答弁を頂きました。そこで確認で伺うんですけど、この削減された時間というのは具体的に答えられていないのでどこのどの業務を対象にどの部署でどのような方法で算定したものなのか、算定の根拠の数字を具体的に答弁していただきたい。また、月2,000時間ですけど、単純に年間ベースではどの程度の時間削減になったのかというのを具体的にお示ししてください。

○齊藤デジタル政策課長 まず、算定の根拠というところですけども、こちら区ではマイクロソフト社製のCopilot、生成AIを使っておりますけれども、庁内の利用状況がダッシュボードという形で我々デジタル部門のところで管理することができます。その中で、例えばメールで使われた、チャットで使われた、いろいろな用途の時間、そしてそれを1回当たりどのぐらいの削減時間とするか、これマイクロソフトの基準でございますけれども、そういったものを見て削減時間の算定をしているところでございます。なお、部署につきましては、現状はそこまでの管理というのはできておりません。数字の管理のみでございます。

○小林委員 年間で。

○齊藤デジタル政策課長 年間の削減でございます。この9月以降全庁展開という形を回っておりまして、削減時間は月を経るごとに増えてきている状況でございます。本会議のときに2,000時間というご答弁を差し上げましたが、基本的には今後それも増えていくという見込みでございますので、年間で言いますと、例えば2,000掛ける12、もちろんプラスアルファというところになろうかとございます。

○小林委員 今ご答弁いただいたんですけどね、せっかく数字が出てきて積上げがあって、どこの部署がどれだけ減ったのかわからないと組織体制をいじるにもいじれないんじゃないの。その辺は今後のことなんで、これがやっぱりどこの部署のどこの仕事が生成AIで削減されたというのを具体的につかんでいかないと組織を変更することができないと思うんで、その辺はできないのかできるのかちょっとお答えください。

○齊藤デジタル政策課長 技術的にはできると思いますが、それをするためには一つ一つ利用アカウントを追って行って、利用時間を追っていくという、非常に莫大な作業量が発生するものとは思いますが。ただ一方で、ご指摘のとおり、部署を見てどのくらい削減をしているか、その効果を測定していくということは有用かとは思いますが、何かダッシュボードによらないやり方のようなものがあるのか、そこは研究をしてみたいと思います。

○小林委員 研究というと、やらないんだよね。検討していただきたいのね、研究じゃなくて。研究というとすごい時間がかかっちゃうので研究に、それは。

次の質問に入ります。この効果の実証について、本会議答弁も非常に曖昧だったんだけど、区民にとってはこういう生成AIによって窓口の滞在時間がどれくらい減ってきたのか、これは非常に重要なこと。それから、手続の処理時間がどれくらい減ったのか。そういうところが非常に大切なところなんです。銀行でもそうでしょう。行って何分待つのか。処理もそうなんだよ。そこで、なぜ、先ほど具体的なもので言えば、滞在時間とか手続処理の時間が減った減らないを、これ、本会議の答弁では取っていないと言ったんだけど、何で取らないのというのと、要するに窓口での待ち時間は区民にとっては非常に大切な。今後の区民サービス改善のためには、そういう部分の改善がわからないと、何分ぐらいいいのかな。どれくらい時間がかかるのかなというのはアバウトでわからないと次の仕事にならない。役所に行ったら1日潰れちゃったというんじゃないしょうがないんでね。それで、そういうやっぱり区民サービスの改善を図るためのこういう指標を区として設定しているんですか、していないんだったら何でしていないのか。で、それで、もししていないなら、指定する気があるのかどうかお答えください

○齊藤デジタル政策課長 そうですね、窓口における待ち時間の削減など、ご答弁さしあげたとおり現状取っていないというところでございます。理由としては、やはり生成AIの導入と待機時間の削減というのが現状どのような指標でそこを効果測定していくかという確たる指針というか方法論が確立されていないという部分がありますので……

○小林委員 でも……

○齊藤デジタル政策課長 そこも検討の一つの題材になろうかとは思ってございます。また、区民サービス、窓口で待たせないということもおっしゃるとおりでございます。ここは昨年4月区としてこのDX戦略の改定を行ったところでございますが、行政手続のオンライン化、区に来ることなく待たせることなく手続を完結させるということで令和9年

度に向けて原則100%のものをオンライン手続できるようにということで今進めているところでございます。

○小林委員 本会議の答弁であったんですけど、要するにDXの本来の目的はシステムを増やすことじゃないですから、要するに各部からの人員要求がありました。査定しながら定員管理を行っていくという答弁をもらっているんだけど、DXによって業務削減効果が人員配置にどのように反映されていくのか、これをお答えいただきたい。

○中根人事課長 本会議のところで、部長の答弁で、そのような人員配置をデジタル政策課と連携して査定を行っているというふうに申し上げました。実際にその効果がどのぐらい、何時間であるかということにつきましては、実際に毎年毎年やる課が行う業務量も変わってきますので、一律になかなかそれがそのほかの月が10時間とか15時間とかというふうに一律に出るわけではないので、その辺りについては、それをもってAIの成果で来年この課に1人増やそうとか1人減らそうとか、そういった形ではなかなかやっていない状況でございますので、実際に各課とお話をしながら、今の現状の業務量、業務の逼迫度合い、新たな取組、どんなことをするか、それがどのぐらいの作業時間が見込まれるかということ各課とやり取りしながら人の配置は決めている状況です。

○小林委員 そう言われるんだけど、要するに先ほどの答弁では、どんどん要するに生成AIによって、月、何だ、1年間で2万4,000時間以上を削減されていった。そう聞けば、1年でそんなに2万、3万時間ぐらい減るかもしれないんだよ。そのときに人員の見直しや業務改善というのは反映されなくちゃいけないじゃないですか、今後。要するに今後その部分について、人事でしようけれども、反映させられるのか、今それぞれ違うとあって、実際減るんですよ、3万時間ぐらい。その分はAIがやってくれるんだから、その分絶対に人が、要するに人員、組織改革できるし、やらなくちゃいけないじゃないですか。その辺のできるかどうかということのめどを示していただけないでしょうか。

○小野委員長 ちょっと休憩します。

午後5時52分休憩

午後5時53分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

小林委員。

○小林委員 要するに、役所の職員というのは、生成AIでできない仕事をやらなくちゃいけないんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）創造的な。（「そうだね」と呼ぶ者あり）それが区民も喜び、計画だろうが現場の直接対応だろうが、そういうところに振り向けるような組織に変えていかなくちゃいけないんです。こんな、1年間に3万時間もAIがやってくれたんだったら、（「そこですね。そこが大事」と呼ぶ者あり）そうしたらただシステムを入れただけになっちゃうんですよ。それじゃあ業務改善でも何でもないので、そういうことに対する組織としての考え方、どうしていくのかというのを教えてください。

○御郷行政管理担当部長 人事ということで、私のほうから答弁させていただきます。

効率的な業務遂行というのは非常に区政運営の中では大事なことでございますし、複雑化、多様化する区民ニーズに伝えていくという意味でも取り組まなきゃいけない部分かなと思っています。特にまた生成AIをはじめとするDXの取組というのも、職員一人一人が活用することで業務の効率化がさらに図れるのであれば、それは非常にありがたいこと

かなと思っています。先ほど数字的に月2,000時間という話がありました。これは職員として何人分かということ考えたときに、週40時間で月で160時間というのが一人、一職員です。となると、2,000時間ということは大体十二、三人ぐらいの職員数に該当するかなと思っています。常勤職員で1,200人から1,300人の本区の職員数を考えますと、100分の1に当たる人数です。100分の1というのは、人それぞれ割り振った場合、100分の1の業務が効率化されたというふうにもし考えるのであれば、そういったところを非常に企画の業務に振り向けるとか考えて、各所管と調整していくとか、そういった時間に振り向けるとことは非常に大事なかなと思っています。

○小林委員 まず、先ほど検討とかしていただくと言ったんですけど、DXのやっぱり成果は、今、振り向けるとか具体的な数字とか方向に見えるようにしていただかないと、要するにDX、DXってお金ばかりかかっちゃって成果がどう上がってきたのが見えないというのが一番困るんです、区民代表としては。だからその辺をはっきりしていただきたいというのと、このDX自体というのは、各部署でシステムを変えていくわけじゃないんで、要するに行政改革としてやっていかなきゃいけないんで、副区長にお伺いするんですけど、どのような成果目標を設定しているんですか。

○小野委員長 先ほどから指名が相次いでおりますけれども、一応この委員会、指名制ではございませんので……

○小林委員 一応聞いている。

○小野委員長 ええ。一応リクエストはございましたけれども、答えられる方、ご対応をお願いいたします。

○夏目デジタル担当部長 DXの成果ということでちょっと戻りますが、なかなか成果が見えにくいというような、そういったご指摘も受けたかと思えます。ただ、我々としてDX推進の成果については着実に始めているかなとは思っております。どういう指標を設けるかということなんですが、すみません、細かいことは今ちょっと申し上げられないんですが、今現行のDX戦略では成果指標を定めて検証して公表していくことにしております。今後こうした成果を適切に整理をした上で、できれば費用対効果なんかも含めて、可能な限り区民や議会の皆様に発信をしていく、情報を示していくということをしていきたいと思えます。DXの取組と併せてそういったことの見える化というのはさせていただきたいと思えます。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 じゃあ、もう一つ。じゃあ、この成果指標を誰が設定して、で、誰が最終責任を負うんですか。

○夏目デジタル担当部長 誰が設定、やはり戦略というのが区の持ち物ではありますので、我々のほうで責任を持って設定をしております。達成できるできないというのはありますけれども、その指標を、当然指標ですのでそこを指標としながら効果を測定して、足りなければ追加の手段を打っていく。そこを過ぎて成果が上がっていれば、なおその成果を伸ばしていくということを我々の責任でやっていくものだと考えております。

○小林委員 我々。最後にします。

○小野委員長 では、ちょっとコンパクトにお願いします。

小林委員。

○小林委員 この成果指標を整理していくって大切なところで、あと、この成果目標と達成時期というのはどのように考えているのか、お答えいただけますか。

○齊藤デジタル政策課長 昨年4月に改定いたしましたDX戦略、戦略期間は6年としてございますが、社会情勢、デジタル技術、いろいろ日進月歩がございますので、3年で振り返り期間を設けるということにさせていただきます。ですので、成果目標というのは基本的には3年後、令和9年度末の振り返りのタイミングまでにこういう成果を上げるということで掲げた目標となっております。

○小林委員 最後にします。IT担当の副区長がいらっしゃるんで、その辺は今までちょっと私は質問してきましたけれども、その辺のやっぱり総合戦略についての、今後DXって物すごいお金がかかるんですよ。それをやっぱり区民に説明するときに副区長の口で、指名しちゃいけないということです。責任者のお言葉で、やっぱりどういう目標設定をしてどういうふうに達成していこうとしているのかというのをお答えいただけないでしょうか。

○小野委員長 しかるべき方で。はい。できるご答弁。（「これで終わりなんだから」と呼ぶ者あり）これで終わりでもいいですか、最後。最後。（「これで終わりですかって」と呼ぶ者あり）

○小林委員 終わりです。（「はい。終わりだって」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 締め。

○小林委員 終わりですよ、締めで。

○小野委員長 では、締めで、締めでお願いします。（「たかやさん、これで終わりですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○小野委員長 もう、これで締めでお願いしていいですか。（発言する者あり）副区長ね。はい。

では、副区長。

○小林副区長 DXは委員がコメントいただいたように、行政運営の基盤や仕事の進め方そのものを転換していく取組だと考えております。

○小林委員 そうですよ。

○小林副区長 こうした中でDXを進める目的は、将来にわたって持続可能な行政運営を可能にする基盤を整えることだと考えております。これも一緒だと思います。本区では、目に見えるサービスだけではなく、業務基盤の整備や制度対応といった土台づくりを重視しています。これはご質問いただいた20業務標準化達成を含めて国のほうの制度が変わる。そうすると介護情報基盤連携、これも迅速にやる。ここがまず一丁目一番地、そのように考えておまして、かつ生成AI、これも本会議で4名の議員の先生方からご質問いただいたと思うんですけども、物すごいスピードで機能が充実していております。これをどうにかして行政基盤の中に入れていくということが土台づくりとして重視しているところです。引き続きその点を推進しながら、成果の見える化、これはやっぱり一番難しいです。午前中でしたかね、今回の委員会でもAI防犯カメラの件でいろいろ質疑があったと思いますが……

○小林委員 昨日ね。

○小林副区長 委員からのご指摘もあったと思うんですけども、AIって何というところ

ろ、そこそのものがまだ社会の中でいろんな幅があると、認識にですね。それもよく分かりました。なので、拙速にAI入れました万歳とか、そういうことをやっているところと底が抜けちゃうんじゃないかなというように感じているところです。なので、なおさら基盤をしっかり整えていくと。見える化そのものを目指すのではなく、基盤を整えながら、しっかりしたサービスを提供していくと、そういう方針で努めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○小野委員長 はい。よろしいですね。

ちょっと一旦休憩します。

午後6時03分休憩

午後6時03分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、ペーパーレスであるとか情報のデジタル化が非常に進んで、今、副区長からもご答弁がありましたように、生産性の向上について徹底的にやっていくというお話がありました。今、小林委員からもあったように、AIで一番進んでいるところが推論でして、デジタル化されたデータを基に何が起こるかであるとか、何か起こっているというところをすることで物すごい投資額がかかってくるわけなんですよね。国のほうでも非常に大きな投資がかかってくると思います。そこでしっかりとした成果を出すというところに関して、今回、AIカメラの話もあったと思いますが、こういった付加価値を全体としてつくっていくかという付加価値の方向性を見極めていくということが非常に重要なんだと思っています。物すごく分かりやすく言いますと、例えば、区の全体の最適値、全体最適値を求めてデザインしていくのか、それとも区民一人一人の最適を求めていくのかでありますとか、方向性についてはしっかり考えていくことで投資対効果がしっかり上がってくるのではないかなというふうに思いました。今後の方向性について、こういったところ、今の技術動向も踏まえて検討されるかというところについてご意見を伺えればと思っております。

○夏目デジタル担当部長 今ちょっと難しいご質問を頂いて、今、両方のどちらかを取るかというお話だったんですが、やはり区としては両方を目指すものだと思います。行政におけるDXの最たる目的というのは、業務の見直しだとか、人、職員ですね、人の役割の転換なんかを通じて持続可能で生産性の高い行政運営、これを実現することだと思っています。そのことはひいては住民サービスの向上につながるということで、そうしたDXの取組を進めることで、最終的な目標である住民サービスの向上、これを目指していくということだと思っております。今後のDX推進に当たっても、その効率化によって生み出された人的資源を、先ほど来言われていますように、新たな政策分野だとか調整だとか、企画立案、政策立案だとか、今ご指摘いただきましたけども、推論、AIが得意な分野をさらに我々追求しながら進めて住民サービスの向上に努めていきたいと思っております。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後6時06分休憩

午後6時08分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。
政策経営部についての質疑は以上でよろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。
それでは、暫時休憩をいたします。
午後6時08分休憩
午後6時09分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。お待たせいたしました。
それでは、以上で総括質疑を終了いたします。よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。
それでは、暫時休憩をいたします。
午後6時10分休憩
午後6時10分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。お待たせいたしました。
これより当初予算案に関する意見発表に入ります。挙手の上お願いいたします。
牛尾委員。

○牛尾委員 議案第2号から4号、2026年度千代田区各会計予算について意見を発表いたします。

一般会計で約916億円、特別会計を合わせると1,000億円を初めて超える大きな予算です。内容としては、絵の具などの教材の無償化や私立小中学校に通う児童への電子クーポン、中高生の居場所設置に向けたプレ施設など、子どもや子育て世代の声が一部反映されました。

しかし、反対する第一の理由は、巨大な財政になっているものの物価高騰から暮らしを支える施策がまだまだ不十分ということです。実質賃金は昨年1.3%の減少で、4年連続減少しております。また、物価高は今なおあらゆる世代の暮らしに直撃しております。そうした中で、本予算では子育て世代への一部支援はあるものの、全体的に暮らしへの支援、高齢者への支援、中小零細事業者への支援が不十分です。しかも、こうした中で国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の負担が増やされます。特に国民健康保険料の上昇について、区は、加入者が減り医療費が増えているから国保の上昇は当然と、国保世帯の実情に目を向けない答弁を行い、負担軽減については国任せで、国保料を下げしてほしいという切実な声に背を向けております。区民の日常に目を向け、暮らしへの支援の強化とともに、国保料などの負担軽減策の実施を強く求めます。

第二にまちづくりです。本予算では、二つの地域の市街地再開発事業の予算が組み込まれました。災害級の猛暑が毎年続いています。都内では、先月、観測史上初めて、2月に夏日を迎えました。この原因に温室効果ガスによる地球温暖化が指摘され、CO₂削減が求められています。市街地再開発で巨大な超高層ビルが次々に造られることとCO₂削減は相入れないのではないのでしょうか。イギリスのロンドンやフランスパリでは超高層ビルの規制を強め、ロンドンでは人を中心とした持続可能なまちづくりを目指すロンドンプランを策定しています。東京の無軌道な再開発を今こそ見直すべきです。区としても、持続

可能なまちづくりのためにも、大規模な市街地再開発の在り方を見直しするときに来ているのではないのでしょうか。

第三に住まいへの支援です。本予算にはアフォーダブル住宅の供給の予算が組み込まれましたが、その対象にする住宅の家賃は20万から30万と、一定収入がある層が対象です。家賃の上昇や物価高は低所得の世帯ほど影響が大きく、こうした人たちへの住まいの支援こそ力を入れるべきです。今回、居住支援安定家賃助成の助成額を7,000円引き上げましたが、狭い支給対象を広げることにについては背を向け、九段南一丁目再開発で失われる12戸の区営住宅の早急な確保についても、区は行いません。これでは住み続けたいという願いには応えられません。住まいは人権の立場で、公共住宅の整備、家賃助成の拡充を行い、住まいへの区民の不安をなくしていくことを求めます。

最後に、本予算では錦華公園へのA Iカメラの設置が入っていますが、A Iカメラについては、これまでの防犯カメラと違い、公園に職員が駆けつける対応を行うなど、利用者から監視とみなされるおそれがあります。肖像権やプライバシー権が侵害されるおそれもあります。設置に当たっては周辺住民や公園利用者への十分な説明と十分な検討を強く求めます。

以上の理由から、各会計予算には反対いたします。

○小野委員長 続いてお願いします。

えごし委員。

○えごし委員 令和8年度千代田区各会計予算案に対し、賛成の立場から意見表明いたします。

令和8年度予算は、千代田区が「今日の声を、明日のかたちにする予算」として、子育て・教育の充実、福祉の充実、持続可能な社会の推進、安全・安心を実感するまちなど、六つの重点テーマを掲げ、過去最大の予算額で編成されました。

評価できる具体的な事業としては、出産・子育て支援、病児・病後児保育の充実、子どもの朝活プログラム、私立学校就学者等支援クーポン配付事業、包括的相談支援体制の整備、医療情報の統合と標準化、がん患者等への支援、区民ニーズに応じた住まいの供給、町会・連合町会への支援、DX・GXの取組、防災対策の推進などが挙げられます。

今後、予算の執行におきましては、これまでの予算委員会での議論や区民の声にしっかり耳を傾けながら、千代田区に住んでいてよかったと言っていたいただけるような各事業に取り組んでいただくことを強く要望し、令和8年度千代田区各会計予算案に賛成いたします。

○小野委員長 はい。続いてお願いします。

小枝委員。

○小枝委員 令和8年度予算審議は、例年と同様、もしかするとそれ以上に厳しい、議会にも地域にも説明せず決まってしまう錦華公園におけるA I付き防犯カメラの設置に見られるように、プロセスの明らかでない項目が目立ちました。スマートごみ箱のような問題も、3,000万円もの年間運営費をかけるなら、その分清掃の職員を増やして地域密着の対応にしたほうがよいのではないかと。しかし、千代田区は23区で最も富裕な自治体であり、新たな施策の多くは社会実験的な要素も含むと考えることもできます。

一方で、千代田区のコミュニティの現状、文化継承の見通し、物価高、地価高騰、固定資産税、相続税の負担増、住み続けることの困難さ、区民の暮らしは極めて困難な実情が

あります。それに比して、アフォーダブル住宅政策の推進、リノベーションによる成長管理型都市計画への転換などは、極めてスローで動きは遅く、これでは間に合いません。しかし、現実に区民に優しい政策を進められるかどうかは、ひとえに区の職員の熱意と良識に期待するよりほかありません。これだけの財力があるのですから、千代田区で子育てをし、老後を過ごし、住み続け文化を継承してきた住民、事業者、そして区の職員が悲しい思いをすることのないようお願いをしたいと思います。歴史文化の価値あるものを軽く扱う行政の体質は変えてもらいたいと思います。

どのような予算も完璧なものはありません。時代の変化が激しく、今日区役所が正義だと思っていることがそうでない状況が発生するかもしれません。予算が通ったからどのような事実があっても、将来区民の不利益が明確であっても変更しないというかたくなな姿勢では区民の生活を守ることはできず、ウエルビーイングな区政にすることはできません。

二元代表の区議会と行政があるべき姿をわきまえて、信頼に足る千代田区であるために愛情を持って職務に当たっていただきたいという一念で対話と調整による行政執行をお願いし、今回の予算に賛成します。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 本委員会に付託されました令和8年度一般会計予算並びに各特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

本予算は、物価上昇や社会情勢の変化に対応する子育て支援や教育環境の充実、防災対策の強化、区民生活の安全・安心の確保など、区民生活に直結する施策を着実に推進する内容となっています。今回、区立学校の学用品の無償化に取り組むとともに、支援の均衡を図るため、私立学校就学者へのクーポン配付にかかる経費が予算化されたことなど、次世代を担う子どもたちのために充実した施策が展開されることは、積極予算の在り方として大いに評価します。

一方、AI機能付き防犯カメラの設置を進める議論も行われました。治安の悪化を防止し区民の生活の安全を守るためにも、地域任せにせず、区の責任において設置を増やす前向きな姿勢が確認でき、心強く感じました。

本予算案は、行政運営の効率化や地域課題への対応にも配慮されており、千代田区の持続的な発展に資するものと評価いたします。今後も感情論に流されず、過去のしがらみにもとらわれず、次世代にツケを残さない将来を見据えた納税者の利益を重視した予算を期待します。これからも限られた財源の中で区民福祉の向上に資する施策が効果的に実施されることを期待し、本予算に賛成いたします。

○小野委員長 はい。続いてお願いいたします。

おのぞら委員。

○おのぞら委員 令和8年度各会計予算案について、賛成の立場から意見表明いたします。

本予算案は、「今日の声を、明日のかたちにする予算」として、子育て、教育の充実、安全・安心を実感するまち、スマートな暮らしの実現等、六つの重点テーマを推進する内容で過去最大の1,000億超の予算規模となりました。中でも私立学校就学者等支援クーポンは、区立と区立学校以外の就学者で地域に親しむ機会や区から受けられるサービスに差があることから実施されるもので、国や都の動向を踏まえ、私立・国立学校等に通う小中学生に係る経済的負担を軽減するものであること。また、クーポンは、区内の飲食店、

書店、文具店でのみ使用できる事業設計であり、区内経済の活性化にもつながることから高く評価しております。

このほか、長く厳しい猛暑が来年度も予想される中、歩道の日よけ設置とヒートアイランド対策、暑熱対策の一層の推進や、昨今の治安状況に鑑みて、安全・安心な公園づくりのためにAIを活用した防犯カメラの設置を進めること。地域コミュニティの維持・活性化に重要な役割を果たしている祭礼文化の継承支援と、他自治体の先行事例も踏まえた適切な事業であると確認できました。

区民の状況や社会情勢が異なる時点での過去の経緯や方針に過度にとらわれるのではなく、時代の変化、区民の経済、生活環境の変化を的確に把握し、方針転換をいとわず、まさに今日の声を重視して柔軟に区政を進めていくことを求め、令和8年度千代田区各会計予算案に賛成いたします。

○小野委員長 引き続き。

田中委員。

○田中委員 令和8年度千代田区各会計予算に対し、国民民主党会派より賛成の立場から討論を行います。

一般会計916億1,057万円、特別会計を加えた全会計合計1,062億1,356万円と区政史上過去最大の規模となった令和8年度予算ですが、区民の皆様の日々の暮らしに向き合い、課題の解決に取り組もうとする姿勢を前向きに受け取るものであります。

安全・安心を実感できるまちづくりへの取組と、国の中枢機関を有しながらも地域に根差した生活の場でもある本区において、防災・防犯対策の強化をはじめ、オーバーツーリズム対策、また地域コミュニティ活動や産業振興などの地域の活性化への支援の拡充、広報広聴の発信力やニーズ把握力の向上は広義での地域のつながりの強化や、文化・伝統の継承に資するのみならず、日常における安全・安心の実感につながる施策であり、その充実には欠かせないものと考えます。

本区における区民サービスの質を持続的に高めていくためには行政組織そのものの変革が不可欠であり、組織改革への取組をはじめ、デジタル化の推進、業務効率化を通じた職員の働き方改革など、行政に対する信頼回復に向けた真摯かつ着実な取組を含めた姿勢を前向きに受け止め、今後の実施に期待をしております。

令和8年度予算では、特別区民税が課税標準額の増加により前年度比10.7%増、約22億円増の230億円、地方消費税交付金が前年度比18%増、約21億円増の137億円と歳入が大幅に増加する見込みとなっており、合わせて約43億円に上るこの増収分は、物価高騰が続き、日々の生活に影響がある中で納めていただいている区民の皆様の税金にほかなりません。過去最大の予算規模となった今だからこそ、この増収分を埋蔵することなく、区民生活の向上に向けて明確かつ可視的な形で還元していただけるよう、全区民を対象とした物価高騰対策のさらなる拡充や、各種サービスの向上と支援の拡充、あるいは区民税の実質的な負担軽減策など、区民の方々が、増えた税収が自分たちの暮らしに返ってきたと実感できる施策を、今後の補正予算も含め、積極的な検討、実施を強く要望いたします。

区民の声に耳を傾け、区民生活の質の向上を目標に掲げた本予算案を高く評価するとともに、予算の執行に当たっては、増収分の区民還元という視点を常に念頭に置き、真に区

民のための財政運営を貫いていただくことを期待し、令和8年度千代田区各会計予算案に賛成をいたします。

○小野委員長 はい。続いて。

岩田委員。

○岩田委員 公園内に防犯カメラを設置する話の中で、実はAI監視カメラが採用されることを知り、それに関して議会にろくな説明がなかったことを確認した。（発言する者あり）議会軽視と言わざるを得ない。また、スマートごみ箱にかかる経費の高額さにも驚かされた。さらに、公益通報と官製談合については、千代田区官製談合事件の当事者である元副区長、元部長、元区議の3人がそれぞれ供述の中で、上司からの指示命令、つまり元区議からの依頼によって元副区長から元部長への指示命令があったことを認めている。それだけでなく、裁判所の出した判決の理由にも、区長名で出された退職手当返還命令書にも、上司からの指示命令という一文が明記されている。それにもかかわらず、区はかたくなに組織ぐるみの関与を否定している。本来ならば日弁連の公表しているガイドラインにある第三者委員会の設置によって自ら身の潔白を証明するべきであるのに、それすらも拒否し続けている。このような自治体に何の信用もない。よって、反対する。

○小野委員長 はい。引き続きお願いします。

のざわ委員。

○のざわ委員 千代田区議会日本維新の会議員団として、令和8年度千代田区各会計予算案について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本予算案を賛成するに当たり、令和8年度予算案には、令和8年度中竣工を目指す（仮称）神田錦町三丁目施設整備、子育て全般の政策を数値で管理していくこと、私立保育所等運営補助の検証、費用対効果を考えたICT学校教育システムの推進、学校部活動の外部委託など、区民の生活の安心と幸せにつながる事業の取組を高く評価いたします。また、総括質疑の中で、縦割りの個別事業に取り組むだけでなく、区民の声を聞き、地域課題の解決に部署横断的に取り組んでいくことも確認いたしました。

その一方で、改善をお願いする事項についても明らかになりました。高市政権の積極財政、ホルムズ海峡封鎖等々、国政及び日本を取り巻く国際情勢の激変に鑑み、日本はこれから7年から10年のインフレ時代になったと思います。過去20年とも30年とも言われるデフレ時代と異なり、インフレ時代での予算策定が必要になると思います。財務大臣のお話をテレビ、新聞、雑誌、インターネットなどで拝聴、拝読させていただくと、財務省を中心に中長期の財政予測をしっかりとしていくことが大切であり、しっかりと客観性を持って、未来予測、財政予測の下で予算策定をする方向の旨のお考えとお見受けいたします。したがって、今後の国、東京都の方向を見ながら、千代田区も中長期の財政予測をしっかりとしていくことが大切であり、官学民間のエコノミストの力も借りながら、しっかりと客観性を持って、未来予測、財政予測の下で千代田区の全ての事業につきまして予算策定をする、つまり常に物価高騰対策、区民の暮らし支援を配慮した予算策定をする先駆的な自治体となることを期待したいと思います。

私どもは執行機関の職員の方々が個々個別の事業の遂行を日々努力されていることを十分理解した上で、より一層区民の豊かさにつながるシチズン・セントリックな行政を目指してください。障害となる事項に関しては、基礎自治体である本区から東京都や国への提

言をより一層積極的に行うボトムアップ型の体制づくりを求め、今回の各会計予算案に賛成いたします。

○小野委員長 はい。引き続き。

大坂委員。

○大坂委員 令和8年度各会計当初予算案に対する意見発表を行います。

令和8年度当初予算案は、一般会計916億1,056万9,000円となり、三つの特別会計を合わせて1,000億円を超える、過去最大規模の予算額となりました。これは2年連続で最大規模となったものであり、区民生活が多様化する中、行政需要も拡大し続けており、3年後には一般会計だけで1,000億円を超えることが現時点で想定されています。また、これから次の10年間で700億円もの基金が必要となる見通しとなっており、健全な行政運営、財政運営を行っていくために、より一層長期的計画の精度を上げていくだけでなく、業務の徹底的な見直しをしていく必要があると考えます。

また、個別の施策を見てみると、今回の予算案策定に当たり、これまでの流れを大きく変える政策判断を行ったにもかかわらず、議会への説明が十分になされていないケースが散見されました。錦華公園のAI防犯カメラの設置、祭礼文化継承に関する補助金、スマートごみ箱の設置、私立学校就学者等クーポンなどが該当しますが、これら施策は当委員会の総括質疑で議論を行った上でも、まだまだ検証しなければならないこと、調整しなければならないことが山積しているように感じます。

この間の議論や指摘事項を踏まえ、予算を執行していく過程においても検討を十分に深めていただき、適時適切に各常任委員会へ報告をしながら進めていくよう執行機関に求めるとともに、今後の政策展開においても、大きな方向転換が必要であると判断された場合は、今までの議論を踏まえた整合性や今後の持続可能性等に留意し検討するだけでなく、議会での議論を十分に行う必要があることを指摘し、令和8年度各会計当初予算案に賛成いたします。

○小野委員長 はい。それでは、当初予算案に関する意見発表ですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの欠席委員は西岡委員です。

採決は起立により行います。

最初に、議案第2号、令和8年度千代田区一般会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 岩田委員、牛尾委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、令和8年度千代田区国民健康保険事業会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 岩田委員、牛尾委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号、令和8年度千代田区介護保険特別会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 岩田委員、牛尾委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号、令和8年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 岩田委員、牛尾委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査を全て終了いたしました。（発言する者多数あり）

それでは、終わりに議長からご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 予算特別委員会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

小野委員長、岩佐副委員長、池田副委員長、桜井副委員長をはじめ、委員の皆様には分科会及び総括質疑で熱心に審査をしていただき、誠にありがとうございました。また、理事者の皆さんにもご協力いただき、ありがとうございました。

執行機関におかれましては、当予算特別委員会での貴重な議論の中で出された指摘事項について、今後の区政運営に反映されるよう努めていただくとともに、真摯に予算執行していただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○小野委員長 はい。

続いて、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 予算特別委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員各位におかれましては、この間、精力的なご審議、本当にお疲れさまでした。先日の議案第1号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第5号、そして本日の議案第2号から第5号の令和8年度千代田区各会計予算につきましては、賛成多数をもって原案どおりご議決を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

ご審議の中で頂きましたご意見、ご指摘につきましては、執行機関として真摯に受け止めます。公平・公正な執行に努め、区議会の皆様と共に今後の区政運営をしっかりと進めてまいります。

結びに、委員長の小野なりこ議員、副委員長の岩佐りょう子議員、池田とものり議員、桜井ただし議員、各位のご尽力に感謝を申し上げますとともに、委員各位に心より御礼を申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○小野委員長 はい。最後に、私からご挨拶をさせていただきます。

このたびは大変多くの質問項目がある中、様々なご協力を頂きまして、本当にどうもありがとうございました。また、追加資料のご対応も理事者の皆様には誠にありがとうございました。おかげさまで大変精力的な質疑があり、そして最終的に皆様にご採決を頂いたということで、このたびは予算特別委員会、おかげさまで終了いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後6時36分閉会